

各国憲法集 (3)  
オーストリア憲法



2012年3月

国立国会図書館調査及び立法考査局

調査資料  
2011-1-c

現代社会はますます複雑かつ多様化し、国政審議においても広範で多角的な情報が求められております。このような状況に対応するため、国立国会図書館調査及び立法考査局は『基本情報シリーズ』を刊行いたします。このシリーズは、国政課題に関する基本的な情報をさまざまな視点から提供するものです。

# 各国憲法集(3) オーストリア憲法

本稿は、白鷗大学法学部・法科大学院教授 渡邊互氏にオーストリア共和国の憲法の調査を依頼し、その概要及び訳文をとりまとめたものである。

2012年3月

国立国会図書館  
調査及び立法考査局

国立国会図書館調査及び立法考査局は、昭和 30 年から 5 年間にわたり、衆議院法制局、参議院法制局及び内閣法制局と共同して、『和訳各国憲法集』全 3 集を刊行し、ほぼ全世界を網羅する 84 か国の憲法を邦訳した。

その後、諸外国において多くの憲法改正や新憲法制定が行われ、その憲法の様相は大きく変化するに至っている。このため、諸外国の憲法を最新の条文から可能な限り原語に基づき翻訳し、ここに『基本情報シリーズ 各国憲法集』として、逐次刊行するものである。

## 目次

### 〔解説〕

年表	1
I 序論 —オーストリア憲法の特徴	2
1 はじめに —オーストリア憲法の概念	
2 連邦憲法の制定と改正の経緯	
3 連邦憲法の構成の特徴	
II 憲法の内容	4
1 人権	
2 統治機構	
3 安全保障	
4 その他	
III 憲法改正手続	21
IV 結語 —最近の憲法的諸課題	22

### 〔翻訳〕

オーストリア憲法翻訳の出典と凡例	24
連邦憲法	25
帝国議会で議席を有する王国及び州のための 国民の一般的権利に関する 1867 年 12 月 21 日の国家基本法	116



年表

1867年	「帝国議会に議席を有する王国及び州のための国民の一般的権利に関する1867年12月21日の国家基本法」その他の国家基本法等（いわゆる「12月憲法」）の制定
1918年	立憲君主制の廃止、共和制の導入、暫定憲法の制定
1919年	オーストリア＝ハンガリー帝国の解体を宣言したサン・ジェルマン条約締結
1920年	連邦憲法制定
1925年	連邦と州の権限分配について連邦憲法の規定を施行するための憲法改正
1929年	議会権限の制約と大統領権限の強化を図る憲法改正
1934年	政府の「オーストリア連邦国憲法」制定による連邦憲法の無効化
1938年	オーストリアのドイツへの併合
1945年	反ファシズム勢力の3政党の指導者によるドイツからの独立宣言。連邦憲法再施行
1955年	ウィーン条約締結による独立の回復
1958年	「人権と基本的自由の保護のための条約（欧州人権条約）」への加盟
1977年	憲法改正によるオンブズマン制度の導入
1988年	憲法改正による州独立行政審判院の導入
1994年	欧州連合への加盟に伴う憲法改正
2003～05年	「オーストリア会議」における憲法改革のための包括的な調査及び報告
2008年	憲法改正による難民庇護裁判所の設置、連邦憲法整理法の制定による通常法律における「憲法規定」の大規模な整理

## I 序論 —オーストリア憲法の特徴

### 1 はじめに—オーストリア憲法の内容

オーストリア共和国の憲法は、単一の憲法典をもたず、様々な法源から構成されていることを特色とする。連邦の憲法は、その中核となる 1920 年 10 月 1 日制定の「連邦憲法 (Bundes-Verfassungsgesetz)」に加えて、多くの「憲法法律 (Verfassungsgesetz)」という名称を持つ法律及び憲法法律ではない通常法律の中に置かれている「憲法規定 (Verfassungsbestimmung)」と呼ばれる規定から構成されている。オーストリア憲法の代表的な解説書には、憲法法律として 28 本の法律が挙げられており、憲法規定を持つ法律は 92 本にのぼる<sup>1</sup>。これらは「形式的意味の憲法」と呼ばれるが、その成立には、国民議会の半数以上の出席議員による投票における 3 分の 2 以上の賛成とともに、憲法法律ないし憲法規定という名称が明示されている必要がある (連邦憲法第 44 条第 1 項。以下「連邦憲法」は原則として省略)。

多くの憲法規範の中で中核的な地位を占める連邦憲法も、原語では「法律」という名称を含んでいるが、オーストリアの基本原則、国家体制及び国家機関について規定しており、「憲法典」と呼ぶにふさわしい内容を持つといえる。もっとも、この連邦憲法には、制定過程における国家・教会・学校の関係をめぐる世界観的な見解の対立が原因となって、人権規定が設けられるには至らなかった。その結果、人権については、立憲君主制下に制定された「帝国議会に議席を有する王国及び州のための国民の一般的権利に関する 1867 年 12 月 21 日の国家基本法 (Staatsgrundgesetz vom 21. December 1867, über die allgemeinen Rechte der Staatsbürger für die im Reichsrathe vertretenen Königreiche und Länder)」(以下、「一般的権利に関する国家基本法」という。) が適用されるものとされ、今日でも有効かつ重要な法源となっている<sup>2</sup>。

さらに、オーストリアが批准した条約の全部又はその規定の一部は、批准後に国内法として制定された場合に、国民議会の議決によって憲法の地位を与えられることがある。その条約は、「憲法の地位にある条約 (Staatsvertrag mit Verfassungsrang)」と呼ばれるが、具体的には「欧州人権条約 (Die Europäische Menschenrechtskonvention (EMRK))」として知られる「人権と基本的自由の保護のための条約 (Konvention zum Schutze der Menschenrechte und Grundfreiheiten)」及びその附属議定書のことを指しており、やはり人権に関する憲法規範として重要な意味を持っている<sup>3</sup>。

なお、オーストリアは連邦制国家であり、連邦を構成する 9 の州は国家としての性質を持つ。そのため各州には州憲法が存在し、これらの憲法もオーストリアにおける憲法秩序

<sup>1</sup> Karl Korinek und Michael Holoubek (Hrsg.), *Österreichisches Bundesverfassungsrecht: Textsammlung und Kommentar*, Wien : Springer, 2007.

<sup>2</sup> Walter Berka, *Verfassungsrecht*, 3. Aufl., Wien : Springer, 2010, S.384; Theo Öhlinger, *Verfassungsrecht*, 4. Aufl., Wien : WUV-Universitätsverlag, 1999, S.41.

<sup>3</sup> Berka, *ibid.*, S.385; Öhlinger, *ibid.*, S.282.

の一部を構成するということができる（なお、連邦と同様に州においても「憲法法律」又は「憲法規定」が存在する）。

以上のように、極めて多種多様な法規範から構成されているオーストリア憲法について、本稿では、そのいわば「幹」の部分をなす連邦憲法の規定を中心にその概要を説明し、そこに含まれていない人権規定については、主に、一般的権利に関する国家基本法を参照することにしたい。

## 2 連邦憲法の制定と改正の経緯

連邦憲法は、1920年10月1日に制定された。その契機となったのは、1918年の立憲君主制の廃止、そして共和制の導入である。立憲君主制下で効力を有していた1867年制定のいわゆる「12月憲法」は、1918年に暫定憲法の導入とともに廃止された。もっとも、12月憲法の制度や規定は、少なからず連邦憲法にも受け継がれている。これは、連邦憲法の草案を作成した法学者ハンス・ケルゼン（Hans Kelsen）の「従来の憲法の中で使えるものは全て維持し、憲法制度の継続性をできる限り保持する」<sup>4</sup>という方針によるものであると考えられる<sup>5</sup>。

連邦憲法の歴史は、まず、いわゆる第一共和制下における1934年までの時代を第一区分とすることができる。この時代の様々な経済的、政治的危機の中にあつて、連邦憲法は、1925年と1929年に改正を経験する。後者の改正は大規模なものであつて、反議会制的な傾向を持つこの改正により、公選制の導入に伴う大統領の権限拡大をはじめとする行政権の強化が行われた。1933年になるとエンゲルベルト・ドルフス（Engelbert Dollfuß）内閣の下、国民議会が解散されたままとなり、憲法裁判所も閉鎖されるという「オーストロファシズム」として知られる事態の中、連邦憲法は、政府により制定された1934年の「オーストリア連邦国憲法（Verfassung des Bundesstaates Österreich）」によって無効とされてしまう。ここからのいわば「憲法空白の時代」は、1938年のナチス・ドイツ帝国による併合を経て、ドイツの敗戦後、1945年4月27日の独立宣言により終結に向かうことになる<sup>6</sup>。

この独立宣言は、反ファシズム勢力の3政党の指導者により発表されたもので、そこではドイツへの併合が無効と宣言され、オーストリア共和国の再建そして1920年憲法の本質により組織されることが確認された。これにより新たな、そして現在まで続く連邦憲法の時代が始まることになる。すなわち、1945年12月19日の国民議会の第1回集会において連邦憲法は、再び施行される。これを命じた「憲法移行法」は、連邦憲法、そして、全ての連邦憲法法律及び憲法規定が、無効とされる以前の状態により施行される旨を明らかにするものであった<sup>7</sup>。

<sup>4</sup> Robert Walter, Heinz Mayer und Gabriele Kucsko-Stadlmayer, *Bundesverfassungsrecht*, 10. Aufl., Wien: Manz'sche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, 2007, S.28.

<sup>5</sup> ケルゼン自身によるオーストリア憲法史の概観として、Hans Kelsen, *Österreichisches Staatsrecht: Ein Grundriss entwicklungsgeschichtlich dargestellt*, Tübingen : J.C.B. Mohr, 1923. を参照。

<sup>6</sup> Berka, *op.cit.*, S.10 f.

<sup>7</sup> *ibid.*, S.11.

もっとも、連合国による占領状態は継続したままであり、1955年5月15日のウィーン条約締結によりようやくオーストリアは主権と独立を回復する。その後、連邦憲法は、欧州人権条約上の義務を履行するための州独立行政審判院の導入（1988年）、欧州連合への加盟（1994年）に伴う規定の追加をはじめとする多くの改正を重ね、その回数は、実に90回以上に上っている<sup>8</sup>。

### 3 連邦憲法の構成の特色

連邦憲法は、第1章「総則及び欧州連合」、第2章「連邦の立法」、第3章「連邦の執行」、第4章「州の立法及び執行」、第5章「自治行政」、第6章「会計及び収支の検査」、第7章「憲法及び行政の保障」、第8章「オンブズマン委員会」、第9章「補則」という章立てとなっている。

欧州連合やオンブズマン委員会に関する現代的な規定を除けば、連邦憲法は伝統的な構成を持つように思われるが、その中でも特徴的なのは、第3章「連邦の執行」の下にA節「行政」、B節「裁判」が置かれるという構成であろう。ここには、憲法→法律→執行という法の実現過程の図式を基本として、執行の中に行政と裁判を位置づけるというケルゼンの法秩序観が反映されていると思われる<sup>9</sup>。もっとも、裁判所については、これに加えて第7章「憲法及び行政の保障」の下に行政裁判所及び憲法裁判所等に関する規定が置かれている。その理由は、後に見るように、これらの裁判所が紛争の有無にかかわらず、いわば適法な法の実現過程を保障するための機関と位置づけられていることにあると思われるが、本稿では標準的な整理にしたがって、全ての裁判所を「司法」の下で取り扱うことにしたい。

## II 憲法の内容

### 1 人権

#### (1) 連邦憲法

上記のように、連邦憲法には人権の章が含まれていないが、憲法において伝統的に人権の章に規定される平等原則については条文が置かれている。すなわち、第7条では、「全ての国民は、法の前に平等である。出生、性別、身分、階級及び信仰による特権は、これを認めない」という伝統的な規定に加えて、「何人も、その障害により差別されてはならない。共和国……は、日常生活の全ての領域において障害者及び健常者の平等な取扱いを保障するものとする」という障害者の差別を禁止し、平等な取扱いを保障する規定が置か

<sup>8</sup> 憲法改正の履歴については、RIS - Bundesrecht konsolidiert : Gesamte Rechtsvorschrift für Bundes-Verfassungsgesetz.

<<http://www.ris.bka.gv.at/GeltendeFassung.wxe?Abfrage=Bundesnormen&Gesetzesnummer=10000138>>を参照。以後、インターネット情報は全て2012年1月9日現在である。

<sup>9</sup> ケルゼンの法理論については、ハンス・ケルゼン、横田喜三郎訳『純粹法学』岩波書店、2003.を参照。

れていることが注目される（第1項）。さらに、同条第2項では、特に男女の平等について「男女を現実に平等なものとする」、そして、「実際上の平等を、特に、現実に存在する不平等を除去することにより促進する」というように国家の積極的措置による平等の実現が図られている。

また、連邦憲法は、行政活動により権利を侵害された者について、不服申立てや訴訟提起の権利を認めている（第119a条第5項、第131条第1項）。前者は自治行政、後者は行政裁判所に関する規定の中に現れるものであるが、特に後者は、裁判を受ける権利の一環として理解することもできるであろう。

## (2) 一般的権利に関する国家基本法

オーストリアの基本権の最も重要な法源のひとつとされる一般的権利に関する国家基本法は、上記のように1867年に制定されたもので、当時の人権規定の特徴である国家権力の制限をその趣旨としていると見ることができる<sup>10</sup>。そのため規定されている権利は、いわゆる自由権を中心としたものとなっている。すなわち、移動の自由（第4条）、滞在・居住・不動産取得・営業の自由（第6条）、住居の不可侵（第9条）、信書の秘密（第10条）、通信の秘密（第10a条）、集会・結社の自由（第12条）、表現の自由（第13条）、信教及び良心の自由（第14条）、学問及びその教授の自由（第17条）、芸術活動の自由（第17a条）、職業選択の自由（第18条）などがその例である。なお、信教の自由に関連して同法は、「宗教上の信仰により国民の義務を行わないことは許されない」（第14条第2項）、「教会及び宗教団体は……全ての団体と同様に一般的な国家の法律に従うものとする」（第15条）といった規定を置いており、ここには逆説的ながら当時のローマ・カトリック教会の強力な影響力をみることができるよう興味深い。

自由権以外のものとしては、公職就任権（第3条）、所有権の保障（第5条）、請願権（第11条）といったやはり古典的な規定が置かれているにとどまっている。

なお、第19条は、国家の全ての民族が言語の保持及び保護に対する不可侵の権利を有するとし、その国に伝統的な全ての言語に平等の権利を認めている。そして、複数の民族が居住する国において、それぞれの民族がその言語での教育のために必要な手段を享受するような公的教育施設が設置されるものとしている。この規定は、1918年のオーストリア・ハンガリー帝国の解体を背景に、「オーストリア政府が学校においてドイツ語の授業を必修とすることを妨げるものではない」と規定している1919年のサン・ジェルマン条約等に鑑みて「効力に疑問あり」とされているが、特に同法の制定当時の多民族・多言語国家オーストリアの特徴を示しているといえよう。

## (3) その他の法源

一般的権利に関する国家基本法に規定されている古典的権利は、第二次世界大戦後、戦争そしてナチスによる人権侵害を背景に補完を受けることになる。その中で最も重要とさ

<sup>10</sup> Berka, *op.cit.*, S.384.

れるのが、上記の欧州人権条約（EMRK）によるものであり、本条約に規定された基本的自由及び人権は、オーストリア国内において直接適用される憲法上保障された権利であると認められている<sup>11</sup>。これにより、人権の範囲が一般的権利に関する国家基本法には規定のない人権（例：教育を受ける権利）へと拡大されたほか、同法では権利の主体が「国民」とされていたものが「何人」となる（例：集会の自由、結社の自由）などの人権の拡充が実現している。さらに、欧州人権条約は、公法における権利保護（例：州独立行政審判院の設置）や刑事訴訟法の改革、基本権に関する判例の発展などにも大きく寄与していることが指摘されている<sup>12</sup>。

## 2 統治機構

### (1) 立法

連邦国家であるオーストリアの連邦と州は、ともに国家としての性格を持つとされているため、それぞれに法律を制定する権力が認められている。連邦と州それぞれが法律を制定できる事項については、第 10 条から第 15 条までに実に詳細な規定が置かれている。これを詳述する余裕はないが、両者の一般的な権限分配は、①連邦が立法及び執行を行う（第 10 条）、②連邦が立法を行い、州が執行を行う（第 11 条）、③連邦が基本方針に関する立法を行い、州が執行及び施行法律の制定を行う（第 12 条）、④州が立法及び執行を行う（第 15 条第 1 項）、というパターンに分類することができる。以下では、連邦の立法について、立法機関である国民議会（Nationalrat）及び連邦参議院（Bundesrat）、そして立法手続を見た後に、州の立法について略述する。

#### (i) 国民議会

連邦の立法は、「国民議会が連邦参議院とともに行う」と規定されている（第 24 条）。これは、後に述べるように、国民議会が連邦参議院と比較して立法に関する強力な権限を持つ、いわば主たる立法機関であることを反映していると考えられる。国民議会には、立法に関する権限のほかに、条約締結の承認（第 50 条）、予算の承認（第 51 条等）、行政の監督（第 52 条）といった議会に伝統的な権限が認められている。

国民議会の選挙権は、16 歳以上の国民に認められており、「平等、直接、個人、自由及び秘密」という原則が規定されている（第 26 条第 1 項）。また、選挙は、比例代表制によることも明示されている（同条第 2 項）。「立法期（Gesetzgebungsperiode）」と呼ばれる議員の任期は 5 年であるが（第 27 条）、その途中で連邦大統領は、連邦政府の提案により国民議会を解散することができ、国民議会も自ら解散を議決することができる（第 29 条）。解散の要件は、特に規定されておらず、ドイツに見られるようないわゆる建設的不信任<sup>13</sup>

---

<sup>11</sup> *ibid.*, S.385.

<sup>12</sup> *ibid.*, S.385.

<sup>13</sup> 建設的不信任（Konstruktives Misstrauensvotum）とは、ドイツ連邦共和国基本法（Das Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland）第 67 条が規定する内閣不信任制度の通称である。ドイツにおける下院である連邦議会（Bundestag）は、その所属議員の過半数の賛成により後継者を選出し、連邦大統領に連邦首相の解任を要求することによってのみ、連邦首相に対して不信任を表明することができる。

の制度は採用されていない。

国民議会議員については連邦参議院議員とともに、委任に拘束されないことが明示され（第 56 条第 1 項）、免責特権（第 57 条第 1 項）、不逮捕特権（同条第 2 項から第 7 項、第 58 条）が認められている。さらに、公務員が議員となった場合の措置について、詳細な規定が置かれている（第 59a 条、第 59b 条）。

国民議会の活動の多くは、議員全員からなる本会議ではなく、各委員会を中心に行われている。その中で特に重要な役割を担うのが、国民議会の中から議席数に比例して選出される中央委員会（Hauptausschuss）である（第 55 条第 1 項）。中央委員会については、連邦大統領の緊急措置の連邦政府による発動要請に対する同意権（第 18 条第 3 項）、連邦政府による欧州連合諸機関の構成員の提案に対する同意権（第 23c 条第 2 項）を持つことに加えて、欧州連合に関する国民議会の諸権限（第 23e 条）の行使、国民諮問の事前審査（第 49b 条）、連邦政府又は連邦大臣が制定する一定の命令への同意（第 55 条第 4 項）、会計検査院院長の提案（第 122 条第 4 項）、オンブズマンの提案（第 148g 条第 2 項）などの重要な権限が規定されている。

#### (ii) 連邦参議院

連邦参議院は「州の議院」ともいわれ、連邦の立法において州の利益を代表する役割を与えられている。もっとも、その地位は国民議会に比べて弱く、後に詳しく見るように、立法において多くの場合、国民議会に再議決を強いることによって連邦法律の成立を遅らせる権限を持つに過ぎない。これに加えて、一部の条約締結の承認（第 50 条第 2 項第 2 号、第 50 条第 4 項）、行政の監督（第 52 条）に関する権限も認められているが、実際にこれらの権限が意義を有することは、国民議会のそれに比べて少ないといわれている<sup>14</sup>。国民議会の議事規則、国民議会の解散のほか、連邦の財政運営に関する諸法律（予算に相当する内容を含む連邦財政枠組法律、連邦財政法律等）については、連邦参議院は、議決権すら有しておらず（第 42 条第 5 項）、立法における権限は国民議会に比べて大きく劣後している。

連邦参議院議員は、州の住民数に応じて、比例代表の原則を基本として選出される（第 34 条、第 35 条）。議員を選出するのは国民ではなく、その利益を代表する州議会であり、ここに連邦制国家における議院の特徴が現れているといえよう。もっとも、現実には、連邦参議院議員は、むしろ所属政党の政治的利益に沿った行動をとっており、これが国民議会と比較した連邦参議院の存在意義を薄めている原因となっていると指摘されている<sup>15</sup>。また、上述のとおり、連邦参議院議員には国民議会議員と同様の地位及び特権が認められている。

#### (iii) 連邦の立法手続

連邦法律の制定手続においては、前述のとおり、国民議会に優位が認められているほか、国民発案や国民投票といった直接民主制的な要素が取り入れられている点に特徴がある。

<sup>14</sup> *ibid.*, S. 182.

<sup>15</sup> *ibid.*, S. 180.

法律案は国民議会に提出されるものとされ、その提出資格は、国民議会議員（5名以上又は委員会）、連邦参議院、連邦参議院議員の3分の1、連邦政府に認められている（第41条第1項）。この他に、国民発案（Volksbegehren）として、10万人の有権者又は三つの州の有権者の6分の1による発案が認められている（同条第2項）。国民議会が法律案に賛成の議決を行った場合、連邦参議院が賛成するか、又は当該議決に理由を付して反対しなかったときに法律は成立する（第42条第2項）。連邦参議院が、当該議決に理由を付して反対した場合でも、国民議会が再議決を行うことにより法律は成立する（同条第4項）。

以上の手続が終了した後に連邦大統領による認証（第47条）、連邦首相による公布（第49条第1項）がなされるが、その前に、国民議会が議決するか、国民議会議員の過半数が要求した場合には国民投票が行われる（第43条）。この場合には連邦法律の成立は、その結果によることになる。国民投票における投票権を有する者は、国民議会の選挙権の場合と同様、16歳以上の国民である（第46条第2項）。

なお、以上は通常の連邦法律の制定手続であり、憲法法律又は通常法律に含まれる憲法的規定については特別な手続が規定されているが、これについては後述の「憲法改正」の部分で説明する。

#### (iv) 州の立法

州の立法は、州議会（Landtag）が行う（第95条第1項第1文）。州議会議員は、比例代表の原則により選挙されるが（第95条第1項第2文）、選挙権に関して連邦憲法は詳細な定めを置いておらず、その大部分は、州議会選挙規則（Landtagswahlordnung）に規定されている。ただし連邦憲法は、選挙権及び被選挙権の要件を、国民議会議員選挙よりも限定してはならないとしている（第95条第2項）ほか、州議会議員には国民議会議員と同様の不逮捕特権を認めている（第96条第1項）。その他、免責特権、会議の運営等の点についても、国民議会議員に関する規定が準用されている（第96条第2項）。

州議会は、連邦政府の申立てにより、連邦参議院の同意を得て、連邦大統領が解散することができる。連邦参議院の同意は、総議員の半数以上の出席がある場合に、投票の3分の2の多数により議決されなければならない（第100条第1項）。

州法律の制定には、原則として、州議会の議決、各州憲法の規定による認証・副署、州知事による公布という手続が必要である（第97条第1項）。ただし、一定の場合には、さらに連邦の関与が認められていることに注意が必要である。すなわち、州法律が執行の際に連邦機関の関与を規定している場合には、当該法律について連邦政府の同意を得なければならない（同条第2項）。また、連邦政府は、州議会の法律案の議決に対して、連邦の利益が脅かされるという理由で、異議を申し立てることができる。その場合には、法律案の議決は、州議会が総議員の半数以上の出席がある場合に再議決したときにのみ公布することができる（第98条第2項）。

## (2) 執行

第3章「連邦の執行（Vollziehung des Bundes）」は、前述のとおりA節「行政（Verwaltung）」、B節「裁判（Gerichtbarkeit）」からなるが、前者の下には、連邦大統領、連邦政府、連

邦の公安官庁、連邦軍、連邦の学校官庁及び大学に関する規定が置かれている。このうち連邦軍については後に改めて触れることとして、以下では連邦大統領、連邦政府に関する規定を中心に概観する。さらに、第4章「州の立法及び執行」の中におかれている州の執行に関する規定についても、ここで触れることとする。

(i) 連邦大統領

連邦憲法は、連邦大統領（**Bundespräsident**）の定義を示しているわけではないが、憲法全体における位置づけや関連諸規定から、「国家元首の機能を与えられた連邦の最高行政機関である」と理解されている<sup>16</sup>。連邦大統領に選出されるのは、国民議会の選挙権を持つ国民による直接選挙において、有効投票の過半数を得た者である。任期は1期6年であり、1回のみ再選が許される（第60条第1項、第2項）。

連邦大統領の主な権限としては、連邦政府の閣僚の任命（第70条第1項）、国民議会及び州議会の解散（第29条第1項、第100条第1項）、連邦法律の認証（第47条第1項）、行政裁判所及び憲法裁判所の裁判官の任命（第134条第2項、第147条第2項）、外国に対する共和国の代表、条約の締結（第65条第1項）といった、伝統的に国家元首に認められてきたものが挙げられる。このほかに連邦大統領は、連邦軍（詳細は後述）に関する指揮権を行使するとされるほか、国家緊急事態における権限を与えられており、特に暫定的に法律を改正する命令を制定することができる点は重要である。このいわば緊急命令の制定が認められる場合は、「明白な、償うことのできない公共への損害を防ぐために必要である場合に、国民議会が集会していないとき」等（第18条第3項）とされている。もっとも、緊急命令は、議会に立法権を付与する権力分立原則の例外であるため、連邦政府はできるだけ早い時期にこれを国民議会に提出しなければならず、国民議会は、これに相当する法律を議決するか、連邦政府が命令を直ちに失効させることを求めなければならない（同条第4項）。

以上の権限は、原則として全て連邦政府又はその授権を受けた連邦大臣の提案に従って行使され、その副署を必要とする（第67条第2項）。また、連邦大統領は、その職務の行使については、国民議会及び連邦参議院からなる連邦集会（**Bundesversammlung**）に責任を負うとされる（第68条第1項）。その責任は、単なる政治的なものにとどまらず、連邦大統領の活動の連邦憲法違反を理由とする訴えが連邦集会の議決により憲法裁判所に提起されるという、法的な内容を備えているところに特徴があるといえよう（第142条第2項a号）。その訴えを認容する憲法裁判所の決定は、「失職、特に重大な場合には、更に政治的権利の一時的な喪失を内容としなければなら」ないとされている（同条第4項）。

(ii) 連邦政府

連邦憲法第69条第1項によれば、「連邦の最上位の行政活動」は、連邦大統領に委ねられていない限り、連邦首相（**Bundeskanzler**）、副首相（**Vizekanzler**）及び他の連邦大臣（**Bundesminister**）の権限とされる。これらの者から構成されるのが、連邦首相を首長とする連邦政府（**Bundesregierung**）である。

<sup>16</sup> *ibid.*, S.214.

連邦政府の権限としては、これに加えて、立法提案（第 41 条第 1 項）、連邦機関が関与する州法律の執行への同意（第 97 条第 2 項）、州議会の法律案の議決に対する異議（第 98 条第 2 項）、行政裁判所長官の提案（第 134 条第 2 項）、憲法裁判所長官の提案（第 147 条第 2 項）などが挙げられる。

連邦政府の首長である連邦首相は、連邦大統領により任命される。その要件について連邦憲法は規定していないが、通常、国民議会選挙における第 1 党の党首といった、その時々々の政治状況において国民議会の信任を得られる者が任命されることになる。実際には連邦大統領は、まず、選挙後の政治状況を念頭において連邦首相の候補者を任命する。この候補者による組閣の準備が整い次第、連邦大統領は、第 70 条第 1 項に基づいて候補者を連邦首相に任命し、その提案に基づいて連邦政府の閣僚を任命する。連邦首相、副首相又は連邦大臣に任命される要件は、国民議会の被選挙権を有していることである（第 70 条第 2 項）。

連邦政府の閣僚は、したがって、国民議会議員である必要はないが、この点を除くと連邦政府の組織や活動の在り方については、その存立を議会の信任によることとする議院内閣制の諸原則が採用されている。すなわち、国民議会が連邦政府に対して「明示的な決定により信任を拒否した場合」には、総辞職しなければならない（第 74 条第 1 項）。こうした不信任は、個別の閣僚を対象として行うことも可能である。また、議院内閣制の下で見られる議会と政府の協働についても連邦憲法は規定しており、連邦政府の閣僚又は国務次官（後述）は、国民議会、連邦参議院等の審議に出席し、要求に基づき意見を述べる権利を有する（第 75 条）。

また、連邦大統領の場合と同様に、憲法裁判所への訴えの提起による連邦政府の責任追及が認められている。すなわち、連邦政府の閣僚は、第 142 条に従い国民議会に対して責任を負うとされており（第 76 条第 1 項）、第 142 条には、国民議会の議決による、法律違反を理由とする連邦政府の閣僚に対する訴えが規定されており（同条第 2 項 b 号）、やはり連邦大統領と同様、憲法裁判所により失職や政治的権利の一時的な喪失が決定される可能性がある（同条第 4 項）。

なお、連邦政府の下には、行政機関として連邦省（**Bundesministerium**）が置かれる。連邦省のうち連邦首相府の長は連邦首相、他の連邦省の長はそれぞれ 1 名の連邦大臣である（第 77 条第 3 項）。連邦省には、連邦大臣の事務執行における補佐と議会への代理のために国務次官（**Staatssekretär**）が置かれ、連邦大臣と同様の方法で任命及び罷免される（第 78 条第 2 項）。

### (iii) 連邦のその他の行政機関

連邦行政に属する事項は、もちろん連邦官庁によって行われるが、連邦は、州の知事及び官庁にこれを委任することができる（第 102 条第 1 項）。前者は「直接連邦行政（**unmittelbare Bundesverwaltung**）」、後者は「間接連邦行政（**mittelbare Bundesverwaltung**）」と呼ばれる（第 102 条第 1 項）。後者においては、州の知事及び官庁は連邦の行政機関として活動し、管轄の連邦大臣の指揮監督の下に置かれるほか、連邦の命令違反又は他の指令（指示）への不服従に対しては、連邦政府の決議による憲法裁判所への提訴が可能である（第 142 条

第 2 項 g 号)。間接連邦行政の制度の趣旨は、連邦行政においても州の影響を及ぼすことが可能となり、また、州の行政官庁の活用によって効率性を追求することにあると説明される<sup>17</sup>。連邦憲法は、間接連邦行政を連邦行政の原則としており、直接、連邦官庁により行われることができる行政活動は、第 102 条第 2 項に列挙されたものとどまる。

連邦憲法は、さらに連邦の公安官庁 (*Sicherheitsbehörde des Bundes*) について規定している。一般的な治安に加えて、団体、集団、旅券などを対象とする行政については、連邦の独自の機関が置かれ、州の機関に委任することなく行政活動が行われる場合がある。各州には、連邦の官庁である公安委員会が、連邦内務大臣の管轄下に置かれている (第 78a 条、第 78b 条)。その出先機関である連邦警察署が置かれている地域 (比較的大規模の都市が多い) においては当該機関が、それが置かれていない地域においては、州の官庁である郡行政官庁の公安署が治安行政を担当している<sup>18</sup>。

連邦の学校行政についても連邦憲法は、行政組織に関する特別の規定を置いている (第 81a 条、第 81b 条)。これにより州には州学校委員会、郡には郡学校委員会という連邦の機関が設置されている (ウィーンでは、州学校委員会と郡学校委員会を兼ねる市学校委員会が置かれている)。これらの委員会は、合議制の機関である理事会が置かれ、それぞれの州議会の政党の勢力に応じて理事が選出されている (第 81a 条第 3 項 a 号)。州学校委員会の長は州知事、郡学校委員会の長は郡行政委員会長官である (同項 b 号)。重要な事項 (命令及び一般的な指示の制定、職員の任命、指名の提案、並びに法律案及び命令案に対する意見の作成) は、委員会に置かれる理事会によって処理され (同項 c 号)、その際には独立して職権が行使されるとされ (第 81 条第 4 項)、教育の政治からの一定の独立性が図られている。

#### (iv) 州の執行

州の執行は、州議会により選出される州政府 (*Landesregierung*) が担当する (第 101 条第 1 項)。州政府は、州知事 (*Landeshauptmann*) その他の大臣により構成される州の最高行政機関である (同条第 3 項)。州知事及び大臣は、州議会議員である必要はなく、州議会の被選挙権を有していることが選出の要件である (同条第 2 項)。

州政府は、原則として合議体として活動し、第 11 条、第 12 条、第 15 条第 1 項に規定された州の執行を担当するほか、連邦大統領と同様、暫定的に法律を改正する緊急命令を制定することができ、その場合の手続については、連邦の緊急命令に関する規定が準用されている (第 97 条第 3 項)。なお、個別の案件については、合議体としての政府ではなく、各大臣が最高の行政機関として活動することも可能である (第 103 条第 2 項)。

州知事は、州政府の首長であり、州を代表すると規定されている (第 105 条第 1 項)。州知事は、上述の間接連邦行政を担当するほか、州法律の公布 (第 97 条第 1 項)、緊急事態への対処 (第 102 条第 5 項) といった連邦大統領に相当する権限が与えられている。

連邦と同様、州においても議院内閣制が採用されており、州政府は、州議会に対して責

<sup>17</sup> Öhlinger, *op.cit.*, S.139 f.

<sup>18</sup> Berka, *op.cit.*, S. 231.

任を負うが、州議会による不信任決議その他の州政府の統制の手段については、州憲法が規定している。州政府の法律違反については、第 142 条により、州議会の議決により憲法裁判所への提訴が認められており、訴えを認容する決定の結果、失職、政治的権利の一时的な喪失の可能性があることも、連邦政府の場合と同様である。

なお、連邦と同様、州政府の下に行政庁が置かれるが、内部的な職務を統括する州政府次官（Landesamtsdirektor）が置かれる。もっとも、行政庁組織の詳細については、連邦憲法は規定しておらず、州の立法に委ねられている。

### (3) 司法

上記のように連邦憲法は、第 3 章「連邦の執行」の下に B 節「裁判（Gerichtbarkeit）」という節を置き、司法権の一般原則及び通常裁判所について規定しているが、これに加えて、第 7 章「憲法及び行政の保障（Garantien der Verfassung und Verwaltung）」の中で、州独立行政審判院、難民庇護裁判所、行政裁判所そして憲法裁判所に関する規定を置いている。その理由は、後者の裁判の対象が、紛争の解決を通じて国民の権利・利益の保護を図るという主観訴訟に限定されず、紛争の有無にかかわらず、法律の憲法適合性、行政の法律適合性を保障しようとする「客観訴訟」にも及んでいるところにあると考えられる。以下では、両者を「司法」という概念の下に位置づけて概観する。

#### (i) 裁判

第 3 章 B 節は、冒頭に「全ての裁判権は、連邦に由来する」という規定を置く（第 82 条第 1 項）。立法、行政と異なり、州には裁判を行う権限は認められていない。

裁判所の構成及び権限については、連邦法律により確定する（第 83 条第 1 項）とされているため、連邦憲法に詳細な規定が置かれているわけではないが、本節には、民事及び刑事事件を対象とした通常裁判について基本的な原則が述べられており、ここではこの点のみを確認しておくことにしたい。

裁判官は、「裁判官の職務を独立して行う」（第 87 条第 1 項）とされ、原則として、その意に反して配置転換や退職・免職をさせられることはない（第 88 条第 2 項）。また、司法は、全ての審級において行政から分離されるという規定（第 94 条）も置かれることにより、いわゆる司法権の独立が図られている。

裁判手続については、審理の公開の保障、起訴主義等の伝統的な規定に加えて、「国民は、判決に関与しなければならない」（第 91 条第 1 項）という規定が置かれていることが注目される。これは、裁判官以外の者のみによって罪責を決定する陪審員制度（同条第 2 項）、裁判官以外の者が裁判官とともに裁判に参加する参審員制度（同条第 3 項）を念頭に置いたもので、前者は、重大な犯罪及び政治犯について、後者は、その他の比較的重大な犯罪について実施されるものである。

憲法裁判所を持つ国家における特徴として、通常裁判所には違憲審査権が認められていない。すなわち裁判所は、命令、法律、条約等の法規範が有効か否かの審査を行うことができず、命令を適用するに当たり法律違反の疑念を持った場合や、法律を適用するに当たり憲法違反の疑念を持った場合には、憲法裁判所に当該命令ないし法律の廃止を求める申

立てを行わなければならない（第 89 条第 2 項）。

(ii) 州独立行政審判院

全ての公行政の法律適合性を保障する機関として最初に挙げられている州独立行政審判院（*unabhängige Verwaltungssenate in den Ländern*）は、1988 年に欧州人権条約の要請に対応するための憲法改正により設置された。当時問題とされたのは、独立性を持たない行政機関によって自由刑が科されていることが、個人の自由に対する権利を保障した欧州人権条約第 5 条、そして公開の裁判における審理を保障した同条約第 6 条に違反するのではないかと、という点であった。この問題への対応として、後に見る行政裁判所の前審を担当する裁判所を設置することも考えられたが、結局、既存の合議制機関を裁判所類似の独立した行政庁として各州に設置するというかたちで解決が図られた<sup>19</sup>。

州独立行政審判院は、州の行政官庁として、各州に設置されている。州政府から 6 年以上の任期をもって任命される長官及び審判員には、指示に拘束されず（第 129b 条第 2 項）、原則として任期中に解任されない（同条第 3 項）といった独立性が保障されている。具体的な審理手続については、連邦憲法に定めはないが、上記の設置の経緯から、公開の審理が行われることが必要であると考えられている。

州独立行政審判院は、原則として、行政上の秩序違反（第 129a 条第 1 号）及び行政庁による命令・強制（同条第 2 号）措置のみを対象として、処分庁等に対する不服申立てが尽くされた後に審査を行うが、その範囲を法律によって拡大することも可能である。その決定は、処分（*Bescheid*）という形式で行われ、これに不服を持つ者は、行政裁判所や憲法裁判所に出訴することも可能である。また、州独立行政審判院は、裁判所と同様、審査の過程で命令の法律違反、法律の憲法違反に関する疑いを持った場合、憲法裁判所に審査を申し立てることができる（第 139 条、第 140 条）。

(iii) 難民庇護裁判所

難民庇護の手続における不服申立ての審理は、2008 年まで行政機関である連邦難民庇護院が行っていたが、これに代わり難民庇護裁判所（*Asylgerichtshof*）が設置された<sup>20</sup>。これに伴い連邦難民庇護院の決定に不服を持つ者が行政裁判所に出訴する途は閉ざされたが、後述のように行政裁判所がなお難民庇護問題について決定を下す余地は残されている。

難民庇護裁判所は、法律専門家の中から連邦政府の提案に基づき、連邦大統領によって任命される（第 129d 条第 2 項）。通常は、1 名又は 2 名の裁判官が審理を担当するが、意見が分かれた場合、又は後に見る基本的決定を行う場合には 5 名の裁判官による。

難民庇護裁判所への訴えは、連邦難民庇護庁の決定に不服を持つ者が提起し、当該訴えに対する決定については、原則として上訴は認められない。その例外は、憲法上保障された権利の侵害、又は違法な法令の適用を理由とする憲法裁判所への上訴である（第 144a 条）。

なお、難民庇護裁判所の決定が、行政裁判所の判例に違背する、判例が存在しない、統

<sup>19</sup> *ibid.*, S.290.

<sup>20</sup> *ibid.*, S.295.

一の見解が示されていないといった理由で基本的意義を有するとされる場合には、基本的決定（Grundsatzentscheidung）という形式の決定が、5名の裁判官から成る法廷により行われる（第129e条第1項）。基本的決定は、行政裁判所に提出されるものとされ、行政裁判所は、これを承認するか、自ら決定を行う必要がある（第132a条）。その対象は抽象的な法的問題の解決に関するものに限られ、決定には、いわば判例としての拘束力が認められる。

(iv) 行政裁判所

行政裁判所（Verwaltungsgerichtshof）は、公行政の法律適合性を確保するための最高裁判所という位置づけを持つ機関である。その重要な任務は、個人の権利を行政権から保護することにあるが、先にも触れたとおり、これに加えて、行政の客観的な適法性を担保することをも権限としているところに特徴があるといえよう。もっとも、裁判所という性質上、その判断は適法性に限定され、いわゆる裁量が認められた行政活動については、その裁量の範囲内である限り適法性の審査は及ばない（第130条第2項）。また、その判断は、基本的に行政活動の違法性の有無に限定されており、行政庁に特定の活動を義務付けるといった判断は認められていない。

行政裁判所の裁判手続については、行政裁判所法（Verwaltungsgerichtshofgesetz）が詳細な規定を置いているが、以下では、連邦憲法の規定するところを中心に、その組織及び権限について概説する。

行政裁判所は、連邦政府の提案に基づき連邦大統領から任命される長官、副長官その他の裁判官から構成される（第134条第1項）。連邦政府の提案は、行政裁判所の総会の提案による3倍の候補者を基にしたものであり（同条第2項）、任命された裁判官は、全て職業裁判官となる（同条第6項）。行政裁判所は、原則として、5名の裁判官から構成される法廷で審理を行うが、3名の裁判官による審理が認められる場合もある。また、判例の変更や統一的な見解が示されていない問題についての判断をする場合には、法廷は9名の裁判官から構成される。

行政裁判所の審査の対象となる訴えは、大きく4つに分類することができる<sup>21</sup>。

第1は、行政庁（前述の州独立行政審判院によるものも含む。）の処分に対する訴えである。これには、処分の相手方が、処分により権利を侵害されたと主張して提起するものに加えて、連邦大臣その他の行政機関又は裁判所が、行政庁の処分を争うというものがある。具体的に後者については、連邦大臣が連邦法を執行する州官庁の処分に対して提起するものや（第131条第1項第2号）、州政府が連邦大臣の処分に対してするもの（同条同項第3号）などが規定されているが、これらは客観訴訟としての性格を持つといえる。

第2は、行政庁（以下「不作為庁」という。）の不作為による違法性を問題とするものである（第132条）。行政裁判所は訴訟要件を審査のうえ、まず、不作為庁に対して処分を行わない理由を明らかにするか、処分を行うように要請する。それにもかかわらず、不作為庁が処分を行わない場合、行政裁判所は、不作為庁が行うべき処分を判決という形で

---

<sup>21</sup> *ibid.*, S.301.

決定することになる。

第3は、連邦の学校官庁の中に置かれる理事会の決定の執行を、それが違法であることを理由に禁止し、又は理事会が制定した規則の廃止の指示に対する訴えである（第130条第1項第2文）。その根拠は、合議体である理事会の特別な地位に求められている。

第4は、既に見た、難民庇護裁判所の基本決定が提出された場合である（第132a条）。

なお、連邦憲法は、行政裁判所の権限から除かれる事項として、憲法裁判所の権限に属する事項（第133条第1号）、特許制度に関する事項（同条第3号）、裁判類似の手続による行政庁の決定であって行政裁判所への上訴が明示的に認められていない場合（同条第4号）を挙げている。最後に掲げた行政裁判所の権限除外は、少なくない範囲で認められていることが指摘されている<sup>22</sup>。

#### (v) 憲法裁判所

憲法裁判所（Verfassungsgerichtshof）は、連邦憲法制定の前年の1919年に創設されたドイツ・オーストリア憲法裁判所（deutsch-österreichischer Verfassungsgerichtshof）を前身として、その権限を拡大する形で設立されたものであり、その後、多くの国において導入された憲法裁判所のモデルともなっている。その特徴は、アメリカ連邦最高裁判所に代表される司法裁判所が具体的な事件を解決する中で違憲審査権を行使するのに対して、憲法裁判所は、憲法問題のみを他の裁判所から組織的に独立して管轄するところにある。憲法裁判所の役割は、憲法を頂点とする法秩序の維持にあるということができ、具体的に連邦憲法は、法律の憲法違反、命令の法律違反の審査、憲法で保障された基本的自由及び人権の保護、憲法機関の間の紛争の解決等の権限を規定している。

憲法裁判所は、1名の長官、1名の副長官、12名の裁判官及び6名の補欠裁判官から構成されている（第147条第1項）。全ての裁判官は連邦大統領から任命されるが、候補者の提案は、複数の憲法機関に分配されて行われる（第147条第2項。連邦政府は長官、副長官、6名の裁判官及び3名の補欠裁判官、国民議会は3名の裁判官及び2名の補欠裁判官、連邦参議院は3名の裁判官及び1名の補欠裁判官を提案する）。行政裁判所と異なり裁判官は職業裁判官に加えて、行政官、法学を専門とする大学教授の中から採用するものとされている（第147条第3項）。理論上は兼職も可能であるが、行政官のみは、任命の前に休職扱いとなる（同条第2項）。憲法裁判所の裁判官についても、裁判官の独立した職権行使を保障するための規定（第87条第1項及び第2項、第88条第2項）が適用される（第147条第6項）。

憲法裁判所の活動方式及び手続は、憲法裁判所法（Verfassungsgerichtshofgesetz）が定めている。それによれば憲法裁判所の決定は、原則として大法廷において、長官を除く裁判官の多数決で行われる（賛否同数の場合には、長官が決定する）が、訴えを却下する場合又は憲法上保障された権利が明らかに侵害されていないという理由で棄却する場合には、全員一致が必要である。また、既に判例において十分に明らかにされている点が問題となっている訴えなどについては、長官又は副長官及び4名の裁判官から構成される小法

<sup>22</sup> *ibid.*, S.303.

廷での審理も認められている。

憲法裁判所の権限は、第 137 条から第 145 条に全て列記されている。これは大きく、次の 8 つに分類することができる。

第 1 は、「連邦、州、自治体及び自治体連合に対する財産権上の請求であって、通常裁判所における訴訟により解決されず、かつ、行政官庁の決定により解決されないもの」である（第 137 条）。その例としては、罰金刑が撤回された後の罰金の返還、差押物件の返還などがある。

第 2 は、権限に関する争訟の裁断である。すなわち、(1)裁判所と行政官庁の間の権限上の争い、(2)通常裁判所と難民庇護裁判所又は行政裁判所の間の権限上の争い、難民庇護裁判所と行政裁判所の間の権限上の争い及び憲法裁判所自身と他の全ての裁判所の間の権限上の争い、(3)連邦と州の間の権限上の争い及び州相互間の権限上の争いが生じた場合に、憲法裁判所は決定を下す（第 138 条第 1 項）。さらに、争いが生じていない場合であっても、ある立法又は執行の行為が連邦又は州のいずれの権限であるかを、連邦政府又は州政府の申立てにより確定することができる（同条第 2 項）。

第 3 は、連邦と州又は州相互間の協定をめぐる争いに関する決定である。連邦と州は、個々の活動領域の事項に関して、相互に協定を結ぶことができるが（第 15a 条）、連邦政府又は関係する州政府の申立てにより憲法裁判所は、この協定が存在するか否か、及び当該協定から生じる義務が、連邦又は州により履行されたか否かを決定する（第 138a 条第 1 項）。また、州の自治的活動領域の事項に関して締結することができる州相互間の協定については、関係する州政府の申立てにより、当該協定が存在するか否か、及び当該協定から生じる義務が履行されたか否かを決定する（第 138a 条第 2 項）。

第 4 は、いわゆる規範統制の権限である。その中の重要なものとしては、①連邦官庁又は州官庁の命令の法律違反についての決定（第 139 条）、②連邦法律又は州法律の憲法違反についての決定（第 140 条）、③条約の違法性についての決定（第 140a 条）がある。①の決定がなされた場合、当該命令を法律違反として取り消す憲法裁判所の決定により、連邦又は州の管轄の最上級官庁は、遅滞なくその取消しを公布する義務を負う。②の決定がなされた場合、やはり連邦首相又は管轄の州知事は、遅滞なくその取消しを公布する義務を負う。③の決定がなされた場合、当該条約に関連する連邦大統領の指令又は国民議会の議決は、失効する。

第 5 は、いわゆる選挙訴訟に関する決定である。その代表的なものとしては、a) 連邦大統領の選挙、国民議会、州議会、自治体議会、欧州議会の選挙の取消請求、b) 州政府及び自治体の執行機関の選挙の取消請求、c) 国民議会、州議会、自治体議会、オーストリア共和国選出の欧州議会の議員の失職請求などがある。憲法裁判所は、選挙手続の違法性が立証され、かつ、それが選挙結果に影響を与えていた場合には、選挙の取消しを認めなければならない（第 141 条）。

第 6 は、最上級の連邦機関又は州機関がその活動により発生させた有責の権利侵害のために負う憲法上の責任を追及する訴えについての決定である。これには、a) 連邦憲法違反を理由とする連邦大統領に対する訴え、b) 法律違反を理由とする連邦大臣等に対する

訴え、c) 法律違反を理由とする欧州連合理事会におけるオーストリアの代表に対する訴え、d) 法律違反を理由とする州政府の閣僚等に対する訴え、e) 法律違反、間接連邦行政事務における連邦の命令違反又は他の指令（指示）への不服従を理由とする州知事、その代行又は州政府の閣僚に対する訴え、f) 法律違反を理由とする連邦首都ウィーンの機関に対する訴えなどがあり、それぞれ a) 連邦集会の議決、b) 国民議会の議決、c) 国民議会の議決又は州議会の同様の議決、d) 州議会の議決、e) 連邦政府の決議、f) 連邦政府の決議により提起される。この訴えを認容する決定は、失職、特に重大な場合には、更に政治的権利の一時的な喪失を内容としなければならないが、軽微な違法の場合にあっては、憲法裁判所は、違法の存在の確認に留めることができる（第 142 条）。なお、この訴えは、被告人となる者の職務行為と結びついた刑事訴追すべき行為を理由として提起することもできる（第 143 条）。

第 7 は、行政官庁の処分に対する異議についての決定である。独立行政審判院を含む行政官庁の処分に対する異議について、①異議申立人が処分により憲法上保障された権利を侵害されたこと、又は②法律違反の命令、憲法違反の法律、違法な条約などが適用されたことにより自己の権利を侵害されたことを主張する限り、憲法裁判所は決定を行う（第 144 条）。

第 8 は、国際法違反に関する訴えについての決定である。憲法裁判所は、特別の連邦法律の規定により国際法の違反について判断する（第 145 条）。もっとも、ここにいう「特別の連邦法律」は、これまで制定されたことがないため、この決定が行われたことはない。

### 3 安全保障

連邦憲法は、総則の中に「オーストリアは、包括的な国土防衛という立場をとる」という規定を置いている（第 9a 条第 1 項）。ここにいう包括的な国土防衛には、軍事的、精神的、市民的及び経済的なそれが含まれるとされるが（同条第 2 項）、これはあらゆる方法による国土防衛という趣旨を明らかにしたものと考えられる。「国土防衛の任務」とされるのは、「外部に対する独立」と「連邦領土の不可侵及び統一」を保持することであり、その目的として、特に「永世中立の維持及び防衛」が挙げられているほか、国土防衛に加えて「憲法上の組織及びその活動能力並びに住民の民主的自由」も防衛することが明示されている（同条第 1 項）。

軍事的防衛のために設置される組織が、次に見る連邦軍（Bundesheer）であり、総則の中で連邦憲法は、全ての男性の国民が兵役義務を負うこと、女性の国民は、任意に連邦軍において軍人として役務を行うことができることを規定している（第 9a 条第 3 項）。なお、兵役義務は、良心的理由により拒否することができるが、その場合には、代替役務（文民役務）を行う義務を負う（同条第 4 項）。

第 79 条から第 81 条には連邦軍に関する規定が置かれ、冒頭で、連邦軍は軍事的な国土防衛を行うための組織であり、民兵制度に従って設置されることが規定されている（第 79 条第 1 項）。国土防衛に加えて、連邦軍は、「憲法上の機関及びその活動能力並びに国

民の民主的自由の保護]、「国内の秩序及び安全の維持一般」、「通常の範囲を超える自然災害及び事故の際の救助」を行うとされているが（同条第2項）、これは補助的介入と呼ばれており、必要かつ要請があった場合に限り行われる補充的な性格を持ったものと位置づけられている。

連邦軍に関する指揮権は、連邦大統領が行使する（第80条第1項）。もっともこれは、特に平時においては形式的な権限であり、また、一般的な原則に従って連邦大統領の権限は、連邦政府又は連邦大臣の提案に基づいて行使されるため、（第67条第1項参照）実質的な連邦軍に対する権限は、連邦政府、特に連邦軍に関する命令権を行使するとされる連邦防衛大臣にある（第80条第2項）ということができる。

なお、防衛事態における財政上の特例として、包括的な国土防衛（第9a条）の目的にとって不可避である支出を一財政年度における全支出額の100分の10まで認める規定（第51b条第4項）、連邦財政枠組法律の大項目の上限の超過を認める規定（第51条第6項第1号）が置かれている。

## 4 その他

### (1) 欧州連合

オーストリアの1995年の欧州連合加盟に向けた1994年の連邦憲法改正により、総則にB節「欧州連合（Europäische Union）」が付加された。これにより欧州連合は、いわば憲法上の組織となったともいえるが、ここでは、欧州連合とオーストリアの関係に関する連邦憲法の規定について概観しておく。

欧州連合の機関である欧州議会の議員は、比例代表選挙により、16歳以上のオーストリア国民により選挙される（第23a条第1項）。その他の欧州連合の機関（欧州委員会、欧州司法裁判所、会計検査院、経済社会委員会、地域委員会）の構成員については、連邦政府が任命の提案を行う（第23c条第1項）。もっとも、その際に連邦政府は、提案の際に他の国家機関の提案を受ける必要がある（同条第2項から第4項）。

欧州連合の意思形成において欧州議会は、加盟国における議会と比較して十分な権限を有していないため、民主主義の不足（赤字）と呼ばれる事態が生じていることが指摘されている<sup>23</sup>。それへの対応として、加盟国の議会が欧州連合の意思形成に関わる仕組みが設けられている。連邦憲法は、欧州連合の立法等について、管轄の連邦大臣は、国民議会及び連邦参議院に速やかに報告し、その意見を述べる機会を与えなければならない（第23e条第1項）、この意見に原則として拘束される旨を明らかにしている（同条第3項及び第4項）。また、国民議会及び連邦参議院は、欧州連合の立法行為の法案に対して、それが「欧州連合は加盟国が遂行できない任務のみを行う」という補完性の原則に適合しない理由を述べた意見を表明することができ（第23g条）、またその理由で欧州司法裁判所への訴えの提起を議決することができる（第23h条）。

<sup>23</sup> 参照、須網隆夫「超国家機関における民主主義—— EUにおける『民主主義の赤字』をめぐって」『法律時報』916号、2002.4、pp.29-36。

## (2) 自治行政

連邦憲法は、自治行政の主体として、特に地域自治体である自治体（Gemeinde）について規定している。

自治体は、自治行政の権利を有する地域団体及び行政管轄区域であるとともに（第 116 条第 1 項）、自治的な経済団体であるとされ、法律の制限内において財産を所有、取得及び処分し、企業を経営し、財政憲法の枠内において予算を自主的に運営し、税を賦課する権利が認められている（同条第 2 項）。なお、2 万人以上の人口を有する自治体に対しては、申請に基づき州法律により独自の憲章（市組織法）の制定が認められ、当該自治体は、上位の行政管轄区域である郡の行政もその任務としなければならない（第 116 条第 3 項）。

自治体の活動領域は、独自の活動領域及び連邦又は州から委任された活動領域であるとされ（第 118 条第 1 項）、前者は、自治経済団体としてのそれに加えて、地域社会のみに関わる（又は主として関わる）利益に属する事項であるとされている（同条第 2 項）。この活動領域において自治体には、行政活動に加えて（同条第 3 項）、地域の社会生活の弊害を予防・除去する地域警察の命令を制定する権利が認められている（同条第 6 項）。

自治体の機関として、①自治体議会（Gemeinderat）、②自治体政府（Gemeindevorstand）、独自の憲章を有する市では自治体参事会（Stadtssenat）、③自治体の長（Bürgermeister）を必ず置かなければならない（第 117 条第 1 項）。自治体議会は、比例代表の原則により選挙され、自治体住民のほかに、選挙規則において定められた要件の下で、欧州連合の他の構成国の国籍を有する者も選挙権及び被選挙権を有することができる（同条第 2 項）。自治体の長は、原則として自治体議会により選挙されるが、州憲法において自治体議会の選挙権を有する者が選挙する旨を規定することができる（同条第 6 項）。

連邦及び州には、自治体の法令違反を監督する権限が認められており（第 119a 条第 1 項）、さらに州は、自治体の予算をその儉約性、経済性、合目的性について検査することができる（同条第 2 項）。自治体は、監督措置に不服がある場合には担当官庁を相手取って、行政裁判所及び憲法裁判所に異議を申し立てる権利を有する（同条第 9 項）。

## (3) 財政

### (i) 連邦の予算審議

連邦の予算は、法律の形式で議決されるが、その権限を持つのは国民議会のみである（第 51 条第 1 項）。その法律とは、連邦財政法律（Bundesfinanzgesetz）及び連邦財政枠組法律（Bundesfinanzrahmengesetz）であり、前者は、原則として次の財政年度について定められるもので、連邦の予算及び人員計画並びに他の財政運営にとって重要な基礎を含むものでなくてはならない（同条第 6 項）。後者は、次の財政年度及びそれに続く 3 か年の財政年度について定められるものであり、原則として、国民議会がそれぞれの連邦財政法律において承認すべき支出の上限を含み、更に人員計画の概要を含んでいなければならない。この上限を超過することは許されないが、防衛事態（第 51b 条第 4 項）及び緊急の支出を要する事態（第 51b 条第 2 項）に支出削減又は収入増加により補われることが確実である限り、例外が認められている（第 51 条第 6 項第 1 号）<sup>24</sup>。

連邦財政法律及び連邦財政枠組法律の審議では、連邦政府が国民議会に提出する法案が基礎とされる（第 51 条第 1 項、第 2 項、第 3 項）。ただし、連邦政府が法案を期限内に国民議会に提案しなかった場合、法案は、国民議会議員が提案することも可能である（第 51a 条第 1 項）。国民議会が連邦財政法律を否決した場合には「予算の空白」が生じるおそれがあるが、連邦憲法第 51a 条第 3 項は、直近に議決された連邦財政法律の規定に従って、予算を執行するものとするという対応をとっている（連邦財政枠組法律を議決しなかった場合には、上限が設定された直近の財政年度の上限が、引き続き有効とされる）。

連邦財政法律において規定されていない支出や見積りを超える支出は、連邦法律の授權に基づいてのみ行うことができるのが原則である。ただし、防衛事態及び緊急の支出を要する事態においては、例外的に連邦政府の命令に基づき、一定限度の支出が認められている（第 51b 条）。

#### (ii) 会計及び収支の検査

第 6 章「会計及び収支の検査」には、会計検査院（Rechnungshof）に関する規定が置かれている。会計検査院は、「連邦、州、自治体連合、自治体その他法律により定められた法主体の収支の検査」（第 121 条第 1 項）及び「連邦の決算を作成し、国民議会に提出する」ことを任務とする機関である（同条第 2 項）。

会計検査院は、直接、国民議会の下に置かれ、活動の対象により国民議会又は州議会の機関として活動するが、連邦政府及び州政府から独立し、法律の規定のみに従うとされている（第 122 条）。その長である会計検査院院長は、中央委員会の提案に基づき国民議会により選出されるが（同条第 4 項）、一般的な代表団体（国民議会、連邦参議院、州議会、自治体議会等の総称）及び欧州議会に所属してはならず、過去 5 年間に連邦政府又は州政府の閣僚であった者であってはならない（同条第 5 項）とされ、政府からの独立が図られている。

会計検査院は、毎年活動について国民議会に報告を行い、当該報告は、国民議会への提出の後に公開される（第 126d 条）。また、会計検査院の検査は、数値の正確性及び現行法規との適合に加えて儉約性、経済性及び目的適合性に及ばなければならない（第 126b 条第 5 項）。

#### (4) オンブズマン委員会

オンブズマンとは、一般に、国民の行政機関に対する苦情処理や、行政活動の監視・告発などを行うことを職務とする者と理解されている。連邦憲法は“Volksanwaltschaft”という用語を採用しているが、オンブズマンとの間に実質的な違いはなく、わが国においてもこの言葉がある程度浸透しているため、本稿でもオンブズマンという訳語を用いることにしたい。

<sup>24</sup> 連邦財政枠組法律に関する規定は、「連邦憲法法律及び連邦予算法律を改正する 2008 年 1 月 4 日の連邦憲法法律」による憲法改正によって新設された。この改正に関する詳細は、山岡規雄・北村貴「財政に関するオーストリア連邦憲法法律の改正」『外国の立法』No. 250, 2011.12, pp.172-177 <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02500007.pdf>> を参照されたい。

オンブズマン制度は、1977年に導入され、それに伴い連邦憲法に「オンブズマン委員会」という第8章が設けられた。第148a条によれば、何人も、連邦の行政における弊害を主張して、当該弊害に影響を受けかつ法的手段を利用できない場合又はこれを利用し尽くした場合に限り、オンブズマン委員会に苦情を申し立てることができる(第1項)。また、裁判所による審理の遅延を理由に、苦情を申し立てることも可能である(第3項)。

オンブズマン委員会は、このように国家機関への苦情の処理をその任務とするが、そのために、これを職権により検査する権限が与えられている(第148a条第2項)連邦、州及び自治体の全ての機関は、オンブズマン委員会をその任務遂行に当たり支援し、当該機関の文書閲覧を保障し、要求により必要な情報を提供しなければならないとされる(第148b条)。こうした検査に基づいて、オンブズマン委員会は、連邦の最上級の行政活動を任務とする機関等に対して、とるべき措置を勧告することができる。勧告を受けた機関は、連邦法律により定められた期間内に勧告に応じ、その旨をオンブズマン委員会に報告するか又は勧告に応じなかった理由を文書で示さなければならない(第148c条)。

オンブズマン委員会は、3名のオンブズマンから構成され、その内1名が議長となる(第148g条第1項)。各オンブズマンは、国民議会により中央委員会の全体提案に基づいて選出されるが、国民議会の議席数の多い三つの政党は、それぞれ1名のオンブズマンを全体提案において指名する権利を有する(同条第2項)。オンブズマンは、国民議会の被選挙権を有する者でなければならない。また、その職にある間は、連邦政府、州政府又は一般的な代表団体のいずれにも所属してはならず、かつ、他の職業に就いてはならない。(同条第5項)

なお、州憲法により、州行政の領域についてもオンブズマン委員会の管轄とすることができる(第148i条)、実際に、全ての州憲法は、同様の規定を有している<sup>25</sup>。

### Ⅲ 憲法改正手続

上述のように連邦の憲法は、連邦憲法に加えて、憲法法律及び憲法規定から構成されている。これらの憲法規範の制定について連邦憲法は、国民議会により、総議員の半数以上の出席がある場合にのみ、投票の3分の2以上により、これを議決することができ、かつ「憲法法律」、「憲法規定」というように憲法規範であることを明示するものとする規定している(第44条第1項)。憲法改正も、この特別多数による手続によって行うことができるのが原則である。

もっとも、州の立法及び執行における権限を制限する憲法改正は、上記の手続に加えて、州の利益を代表する連邦参議院の半数以上の出席議員による投票の3分の2以上の多数による同意を必要とする(第44条第2項)。

連邦憲法の全面改正及び国民議会又は連邦参議院の3分の2の要求があった場合の部分改正は、全連邦国民による投票に付される(第44条第3項)。この国民投票は、連邦大統領により実施を命じられるのもので(第46条第1項)、投票日において国民議会の選挙権

<sup>25</sup> Berka, *op.cit.*, S.288.

を有する者が投票権を有し(同条第2項)、有効投票の絶対多数により賛否が決定される(第45条第1項)。

憲法改正手続をめぐる憲法解釈上の問題は、第44条第3項にいう「全面改正(Gesamtänderung)」とはいかなる改正のことを指すのか、という点にある。これについて連邦憲法は明らかにしておらず、理論的には様々な考え方(例えば、連邦憲法の条文全ての改正のみを指す)が可能であるが、支配的見解は、憲法の基本原則が廃止あるいは重大な変更を受ける場合であるとして、改正の内容によって判断している<sup>26</sup>。

問題は、したがって、何が憲法の基本原則なのかということになるが、連邦憲法は、やはりこれを明示していないため、解釈に委ねられることになる。この問題について見解が一致しているわけではないが、民主制、共和国、連邦制、法治国の諸原則がこれに含まれるとするものが支配的である<sup>27</sup>。もっとも、これらの原則の下で具体的に何を理解し、いかなる連邦憲法の変更をもってそれが廃止あるいは重大な変更を受けたとみなすのかについては、やはり解釈の余地が大きく残されているが、これについては本稿では省略する。

実際の全面改正は、オーストリアの欧州連合加盟の際に行われた憲法改正が唯一の例となっている。全面改正の手続がとられた趣旨は、オーストリアが他の加盟国とともに設立した、いわゆる超国家組織の法秩序の下に組み込まれたことを意味し、オーストリアという主権国家を前提とした民主制、連邦制、法治国の原則に重大な変更を加えようと考えられたものといえる<sup>28</sup>。

#### IV 結語 —最近の憲法的諸課題

最近の憲法的諸課題への対応として注目されるものに、2003年6月から2005年1月にかけて包括的な国制及び行政改革を提案した「オーストリア会議(Österreich-Konvent)<sup>29</sup>」を挙げることができよう。この会議は、主要な政党、国家機関、憲法専門家などから構成され、憲法改正についても包括的な提案を行った。しかし、特に連邦と州の関係について意見の一致を見出すことができず、議長から提案された連邦憲法草案は政党及び州からの反対を受け、憲法改革は失敗に終わる。それにもかかわらず、オーストリア会議の専門委員会において提出された報告書には、オーストリアの重要な憲法問題についての見解が、意見の一致を見ないまでもまとめられたものとなっており、今後の憲法改革にとっての貴重な資料となると評価されている<sup>30</sup>。

ここでも指摘されているオーストリア憲法の課題としては、特に次の点が重要なものと考えられている<sup>31</sup>。

<sup>26</sup> *ibid.*, S.34.

<sup>27</sup> *ibid.*, S.34; Öhlinger, *op.cit.*, S. 50 f.; Walter, Mayer und Kucsko-Stadlmayer, *op.cit.*, S.77.

<sup>28</sup> Berka, *op.cit.*, S.35.

<sup>29</sup> オーストリア会議の説明及び成果については、同会議のホームページ <[http://www.konvent.gv.at/K/Willkommen\\_Portal.shtml](http://www.konvent.gv.at/K/Willkommen_Portal.shtml)> を参照。

<sup>30</sup> Berka, *op.cit.*, S.15.

<sup>31</sup> Walter, Mayer und Kucsko-Stadlmayer, *op.cit.*, S.58.

第1は、多くの憲法法律及び憲法規定に分散し、把握が困難となっている憲法規範の整理・統合である。この改革は、2008年の連邦憲法整理法律（2008年連邦官報第2号）によりある程度実現し、憲法規範と見るに不適切な約100の法律が通常法律とされ、又は廃止されることとなった。もっとも、上述のように、依然として数多くの憲法法律及び憲法規定への分散が解消しているとはいえない状況にある。

第2は、基本権の改革である。上述のように、基本権規定の中核は1867年の一般的権利に関する国家基本法であり、現代に相応しい内容を備えているとはいいがたい側面がある。この状況は、欧州人権条約が憲法の地位を与えられることによって、ある程度解決したといえるが、人権規定が通覧できない状況に変わりはなく、人権規定の整備の必要性が指摘されている。

第3は、連邦制の改革である。連邦と州の権限分配に関する規定は、極めて複雑であり、また、連邦参議院の存在意義が薄れていることが問題とされている。もっとも、連邦及び州の権限や連邦参議院の権限の変更は、常に権力の移動を意味するため、権限を失う側の抵抗にあうことが多く、改革は困難であることが指摘されている。

第4は、既に見た各州での行政裁判所の導入である。現在の州独立行政審判院の権限を拡充し、行政裁判所へと改組することにより、二審制の行政裁判を実現することがその目的となる。

オーストリア憲法翻訳の出典と凡例

以下に掲げる翻訳は、オーストリア連邦首相府のホームページに掲載された 2012 年 1 月 9 日時点の憲法のテキストに基づいている。URL は、以下のとおりである。

・連邦憲法

<<https://www.ris.bka.gv.at/GeltendeFassung.wxe?Abfrage=Bundesnormen&Gesetzesnummer=10000138>>

・帝国議会に議席を有する王国及び州のための国民の一般的権利に関する 1867 年 12 月 21 日の国家基本法

<<https://www.ris.bka.gv.at/GeltendeFassung.wxe?Abfrage=Bundesnormen&Gesetzesnummer=10000006>>

なお、連邦憲法については、2012 年連邦官報第 I 部第 1 号に連邦憲法の改正が公布されているが、本稿脱稿後であったため、翻訳には反映されていない。改正条文が掲載された連邦官報の URL は、以下のとおりである。

<[https://www.ris.bka.gv.at/Dokumente/BgblAuth/BGBLA\\_2012\\_I\\_1/BGBLA\\_2012\\_I\\_1.pdf](https://www.ris.bka.gv.at/Dokumente/BgblAuth/BGBLA_2012_I_1/BGBLA_2012_I_1.pdf)>

脚注は、全て訳者による注である。

連邦憲法  
Bundes-Verfassungsgesetz

第1章  
総則及び欧州連合

A. 総則

第1条

オーストリアは、民主制共和国である。その法は、国民に由来する。

第2条

(1) オーストリアは、連邦国家である。

(2) 連邦国家は、自治的な州であるブルゲンラント、ケルンテン、ニーダーエスターライヒ、オーバーエスターライヒ、ザルツブルク、シュタイアーマルク、ティロル、フォアアールベルク及びウィーンから構成される。

(3) 州の存立を変更し又はこの項及び第3条において定められた州の関与を制限するためには、更に州の憲法法律の改正を必要とする。

第3条

(1) 連邦領域は、連邦各州の領域を包括する。

(2) 連邦の国境を変更する条約は、関係する州の同意を得た場合に限り、締結することができる。

(3) 連邦領域内部の境界の変更は、連邦の法律と関係する州の法律との一致を必要とする。連邦領域内部の境界の補正には、関連する州の法律の一致を以て足りる。

(4) 境界の補正でない限り、第2項及び第3項による境界の変更に関する国民議会の議決は、半数以上の出席議員による投票の3分の2の多数を必要とする。

第4条

(1) 連邦領域は、統一の通貨、経済及び関税の領域となる。

(2) 連邦領域内に、国内関税線又は他の通商制限を設けることはできない。

第5条

(1) 連邦の首都及び最高諸機関の所在地は、ウィーンである。

(2) 非常事態の間、連邦大統領は、連邦政府の申立てにより、連邦の最高諸機関の所在地を連邦領域の他の場所に移転することができる。

第6条

(1) オーストリア共和国には、統一の国籍が存在する。

(2) 一の州に主たる住所を有する国民は、その州の住民であるが、州法律は、当該州に住所を有するが、主たる住所を有しない国民も、当該州の住民である旨を定めることができる。

(3) 個人の主たる住所は、当該個人がその住所を生活関係の中心としようという明示的又は状況に現れた意思に基づいて定住した場所に設定され、この実質的要件が、当該個人の職業的、経済的及び社会的な生活関係全体に鑑みて、複数の住所に該当する場合には、最も密接な関係を有する住所を主たる住所としなければならない。

(4) 連邦大統領選挙の実施、一般的な代表機関選挙及び欧州議会選挙の実施並びに自治体議会の選挙権を有する者による市長選挙の実施の事項、連邦憲法又は州憲法に基づく国民提案、国民投票及び国民諮問の事項並びに自治体議会の選挙権を有する者による自治体の独自の活動領域に属する事務の実施への直接参加の事項においては、個人的自由の保護に関する連邦憲法法律（1988年連邦官報第684号）にいう逮捕又は拘束の期間中は、逮捕又は拘束の前の最後の住所及び最後の主たる住所を、逮捕又は拘束された者の住所又は主たる住所とするものとする<sup>1</sup>。

## 第7条

(1) 全ての国民は、法の前に平等である。出生、性別、身分、階級及び信仰による特権

<sup>1</sup> 個人的自由の保護に関する連邦憲法法律（1988年連邦官報第684号）の逮捕又は拘束及びその期間に関連する主な規定は、以下のとおりである。

## 第2条

- (1) 個人的自由は、次の場合に法律で定められた方法により剥奪することができる。
1. 刑罰により威嚇されている行為を理由とする自由剥奪の判決があった場合
  2. 裁判所又は税務官庁の罰則により威嚇されている一定の行為を行った疑いがある場合であって、次に掲げる場合
    - a) 攻撃を制止するため又は容疑が犯行と時間的に間隔がなく若しくは一定の物を所持していることにより生じた場合に限り、事実関係を直ちに確定するため
    - b) 刑事訴追を免れ又は証拠を隠滅することを阻止するため
    - c) 重大な刑罰により威嚇されている行為について、その実行又は同様の行為の実行を阻止するため
  3. 実行から間もない軽犯罪の容疑のために管轄行政庁に連行するためであって、刑事訴訟を確保するため又は更なる同様の犯罪行為を防ぐために逮捕が必要な場合に限る。

## 第4条

(1) 第2条第1項第2号b及びcの規定を根拠とする逮捕は、逮捕の際に当事者に24時間以内に通知されるものとする理由を付した裁判官による令状の執行においてのみ許される。

(2) 緊急を要する事態の場合及び第2条第1項第2号aの場合には、裁判官の令状なしに人を逮捕することができる。逮捕された者は、引き続き拘束する理由が存在しないことが明らかになり次第、釈放するものとし、それ以外の場合には、不必要に引き延ばすことなく、少なくとも48時間以内に管轄の裁判所に引き渡すものとする。

(3) 裁判所に引き渡された者は、裁判官により遅滞なく、拘束の事件及び根拠について告知されるものとする。

(4) 税務官庁の罰則により威嚇された行為の容疑による第2条第1項第2号b及びcの規定を根拠とする逮捕は、法律により裁判官の職務遂行を委任された公務員の理由を付した指令の執行においてのみ許される。ただし、緊急を要する事態の場合及び第2条第1項第2号aの場合には、指令なしに人を逮捕することができる。さらに、第1項から第3項の規定は、逮捕された者が遅滞なく管轄の税務官庁に引き渡されるという条件とともに準用される。

(5) 第2条第1項第3号の規定を根拠として逮捕された者は、逮捕の理由が既になくなっていない場合には、遅滞なく管轄官庁に引き渡すものとする。逮捕された者は、24時間以上、拘束されてはならない。

(6) 逮捕された者は全て、できる限り早く、可能な場合には逮捕の際に、その者に理解可能な言語により逮捕の理由及びその者に対してなされた告発について教示されるものとする。言語上の少数者に認められた権利は、影響を受けない。

(7) 逮捕された者は全て、要求に応じて、不必要に引き延ばすことなく、選択に応じて親族及び弁護人が逮捕について通知を受ける権利を有する。

は、これを認めない。何人も、その障害により差別されてはならない。共和国（連邦、州及び自治体）は、日常生活の全ての領域において障害者及び健常者の平等な取扱いを保障するものとする。

(2) 連邦、州及び自治体は、男女を現実に平等なものとする立場をとる。女性及び男性の実際上の平等を、特に、現実に存在する不平等を除去することにより促進することが許される。

(3) 公職の名称は、その職にある男女の性別を表現する形式で使用することができる。称号、学位及び職業上の名称についても同様とする。

(4) 公務員には、連邦軍に所属する者も含め、政治的権利の制約のない行使が保障される。

### 第8条

(1) ドイツ語は、言語上の少数者に連邦法律上認められた権利を害することのない、共和国の国語である。

(2) 共和国（連邦、州及び自治体）は、先住諸民族に見られる共和国の豊かな言語的及び文化的多様性を尊重する。これらの民族の言語及び文化並びに民族の存続及び維持は、これを尊重、保護及び促進する。

(3) オーストリアの手話は、独自の言語として認められる。詳細は、法律により定める。

### 第8a条

(1) オーストリア共和国の色は、赤白赤とする。国旗は、三つの均等な幅の横縞で、中央を白、上下を赤とする。

(2) オーストリア共和国の紋章（連邦紋章）は、宙に浮いた、単頭、黒色で、金色の武装をし、赤い舌を有する鷲であり、その胸には、赤色で、銀の横帯の入った盾が付けられる。鷲は、その頭部に、三つの突壁の見える金色の壁冠を戴く。両足には、千切れた鉄鎖を繋ぐ。右足は、内側に溝がある刃の付いた金色の鎌を、左足は、金色の槌を握る。

(3) 詳細な規定、特に色及び紋章の保護並びに共和国の国璽に関するものは、連邦法律により定められる。

### 第9条

(1) 一般的に承認された国際法の定めは、連邦法の一部として効力を有する。

(2) 法律又は第50条第1項の規定に従って承認された条約により、個々の高権を他の国家又は国際組織に移譲することができる。同じ方式で、国内における他の国家又は国際組織の機関の活動及び国外におけるオーストリアの機関の活動について定める旨又は他の国家若しくは国際組織の個々の高権をオーストリアの機関に移譲する旨を規定することができる。その際には、さらに、オーストリアの機関を他の国家若しくは国際組織の指揮権の下に置く旨又は他の国家若しくは国家機関をオーストリアの機関の指揮権の下に置く旨を規定することができる。

### 第9a条

(1) オーストリアは、包括的な国土防衛という立場をとる。国土防衛の任務は、外部に対する独立並びに連邦領土の不可侵及び統一を、特に永世中立の維持及び防衛のために保

持することである。その際には、憲法上の組織及びその活動能力並びに住民の民主的自由も、外からの武力による攻撃から保護及び防衛するものとする。

(2) 包括的な国土防衛には、軍事的、精神的、市民的及び経済的な国土防衛が含まれる。

(3) 全ての男性の国民は、兵役義務を負う。女性の国民は、任意に連邦軍において軍人として役務を行うことができ、また、当該役務を止める権利を有する。

(4) 兵役義務の履行を良心的理由により拒否し、これを免除される者は、代替役務（文民役務）を行う義務を負う。

## 第10条

(1) 次の各号に掲げる事項において、連邦は、立法及び執行を行う。

1. 連邦憲法、特に国民議会選挙及び連邦憲法に基づく国民投票  
憲法裁判  
行政裁判
2. 外国への政治的及び経済的代表を含む対外関係、特に条約の締結であって、第16条第1項の規定による州の権限を侵害しないもの  
国境の確定  
物資及び家畜の貿易  
関税
3. 連邦領域への入国及び同領域からの出国の規制及び監視  
移民制度  
旅券制度  
滞在禁止  
国外退去命令及び国外移送  
難民庇護  
犯罪者引渡し
4. 連邦財政、特に公課であって、連邦のために独占的又は部分的に徴収されるもの  
専売制度
5. 通貨、信用、証券取引及び銀行の各制度  
度量衡、規格統一及び品質証明の各制度
6. 外国人への土地取引及び行政官庁による制限の下に置かれる整備された土地又は整備が決定された土地の取引規制を除いた経済団体制度を含む私法制度並びに法定相続人の範囲に含まれない個人による死亡を原因とする権利取得を含む私法制度  
私立財団制度  
刑法制度であって州の自治的活動領域に属する事項における行政刑法及び行政刑事訴訟を除いたもの  
司法  
犯罪者又は他の危険な者から社会を保護する施設  
著作権  
出版制度

- 取用であって州の自治的活動領域に属する事項に該当しないもの  
公証人  
弁護士及びこれに類する職業に関する事項
7. 公共の平穩、秩序及び一般的な緊急救助を含む安全の維持であって、地域の治安警察を除いたもの  
結社及び集会の権利  
出生届及び氏名変更を含む個人の身分に関する事項  
外国人局及び届出制度  
武器、弾薬及び爆発物制度並びに火器制度
8. 商工業に関する事務  
公的代理業及び営利的仲買業  
不公正な競争の取締り  
特許制度並びに意匠、商標及び他の商品の標識の保護  
弁理士に関する事項  
技師及び建築家制度  
商工会議所  
連邦全域に及ぶ職業代表の組織であって農林業分野のそれを除いたもの
9. 鉄道、航空及び航海に関する交通制度であって第 11 条の規定に該当しないもの  
自動車交通制度  
通行の重要性のため連邦法律により連邦道路として宣言された市街地道路に関する事項で交通警察以外のもの  
河川及び海上警察であって第 11 条の規定に該当しないもの  
郵便及び通信制度  
連邦道路及び高速鉄道であって環境への重大な影響が予想されるものに対する環境影響評価
10. 鉱業  
牧場を含む林業  
水利権  
水流の調整及び保守であって増水の安全な排出を目的とするもの又は水運及び木場を目的とするもの  
河川の改修  
水路の建設及び保守  
発電設備及び発電所の規格化及び分類並びにこの分野の安全措置  
高圧線法であって送電施設が 2 以上の州にまたがるもの  
ボイラー及び発動機  
測量制度
11. 労働法であって第 12 条の規定に該当しないもの  
社会保険及び契約保険制度

- 介護補助費制度  
労働者及び被雇用者のための職業団体であって農林業の分野のそれを除いたもの
12. 保健衛生であって遺体の処置及び埋葬並びに自治体救急隊及び救助制度を除いたもの、ただし、医療及び介護施設並びに療養地及び自然的治療に関しては衛生上の監督のみ  
排出基準の超過により生じる環境への負荷の防止措置  
大気汚染防止であって暖房装置に対する州の権限を害しないもの  
危険な廃棄物処理及び、統一の規定を制定する必要がある場合に限り、他の廃棄物に関する廃棄物処理  
獣医師制度  
食品検査を含む食糧制度  
種子、植物、飼料、肥料、植物保護剤及び植物保護器具の商取引の規制であって、許可並びに種子及び植物の認可も含むもの
13. 学術的及び専門技術的な公文書館及び図書館業務  
芸術及び学術に関わる連邦の収集及び施設に関する事項  
連邦の劇場に関する事項で建築業務を除いたもの  
記念物保護  
礼拝に関する事項  
国勢調査及び州が自州においてあらゆる統計を実施する権限を保障した上での他の統計であって、一の州の利益のみに資するものでないもの  
財団及び基金制度であって、その目的によれば一の州の利益の範囲を超え、かつ、これまで州により自主的に管理されていなかったもの
14. 連邦警察の組織及び指揮  
他の警備団の設置及び組織の規制であって自治体警備団を除いたもの  
警備団の武器装備の規制及び武器使用の権利の規制
15. 軍事的事項  
文民役務に関する事項  
戦争損害に関する事項並びに戦争参加者及びその遺族のための福祉事業  
戦死者の墓地の管理  
戦争を契機として、又は戦争の結果、経済の一体的運営を確保するために、特に住民への必需品の供給という観点からも必要と思われる措置
16. 連邦官庁及び他の連邦部局の設置  
連邦職員の勤務法及び職員代表法
17. 人口政策であって、子ども手当の認可及び家族のための負担軽減を対象としたもの
18. 欧州議会選挙  
(2) 農業の単独相続に関する連邦法律及び前項第 10 号の規定に従って制定された連邦法律において、更に詳細を定めるべき個々の規定については、施行規定の制定を州の立法に委任することができる。この州法律には、第 15 条第 6 項の規定が準用されるものとする。

この場合に制定された施行法律の執行は、連邦がこれを行うが、執行命令には、州法律の施行規定と関連する限り、当該州政府との事前の合意を必要とする。

(3) 連邦が第 16 条の規定にいう実施措置を必要とする場合又は他の形で州の自治的活動領域に影響を与える条約を批准する場合には、事前に州に意見を表明する機会を与えなければならない。連邦に州の統一的な意見が示された場合、連邦は条約の締結に当たり、当該意見に拘束される。連邦は、やむを得ない外交政策上の理由がある場合に限り、当該意見に違背することができ、その理由を速やかに、州に通知しなければならない。

(4) (注：1994 年連邦官報第 1013 号により削除)

(5) (注：1994 年連邦官報第 1013 号により削除)

(6) (注：1994 年連邦官報第 1013 号により削除)

## 第 11 条

(1) 次の各号に掲げる事項において、連邦は、立法を行い、州は、執行を行う。

1. 国籍
2. 第 10 条の規定に該当しない職業代表であって、農林業分野における職業代表、登山及びスキー指導並びに州の自治的活動領域に属するスポーツ教育の分野における職業代表を除いたもの
3. 住宅制度であって、住居建設及び住宅改装の支援を除いたもの
4. 交通警察
5. 衛生
6. 国内の船舶航行のうち、航行免許、航行施設及びこれらの施設に対する強制法規に係るものであって、ドナウ川、ボーデン湖、ノイジードラー湖及び他の国境水域の境界に関係しないもの  
国内水域における河川及び航行関警察であって、ドナウ川、ボーデン湖、ノイジードラー湖及び他の国境水域の国境部分におけるものを除いたもの
7. 環境影響評価であって環境への重大な影響が予想される事業計画に対するもの  
統一の規範を制定する必要があると認められる範囲におけるこれらの事業の認可
8. 動物保護のうち、立法における他の規定により連邦が行わないものであって、狩猟及び漁業の実施を除いたもの

(2) 統一の規範を制定する必要があると認められる範囲において、行政手続、行政刑法の総則、行政刑事手続及び行政執行については、州が立法を行う事項においても、特に公課制度に関する事項においても、連邦法律により定められ、これと異なる定めは、個々の行政の領域について定める連邦及び州の法律に置くことができるが、対象について定めるために必要な場合に限られる。

(3) 第 1 項及び第 2 項の規定に従って制定された連邦法律については、その執行命令は、これらの法律に別段の定めのない限り連邦により制定される。執行命令の公布の方式は、執行命令の制定を州が第 1 項第 4 号及び第 6 号に規定する事項において連邦法律により委任される場合であっても、連邦法律により定めることができる。

(4) 第2項の規定に従って制定された法律及び当該法律について制定された執行命令の運用は、その手続の対象となる事項を、執行について、連邦と州のいずれが担当するかにより、連邦又は州が行う。

(5) 統一の規範を制定する必要がある範囲において、連邦法律により、大気汚染物質の統一の排出基準値を確定することができる。行政の個別の領域について定める連邦及び州の規定において、この排出基準値を上回ることは許されない。

(6) 統一の規範の制定の必要があると認められる範囲において、さらに、連邦法律により決定すべき計画への市民参加手続、市民参加手続に続く行政手続への参加及び当該計画に必要な認可を付与する際における市民参加手続の結果の考慮並びに第10条第1項第9号の規定において掲げられた計画の認可については、連邦法律により定められる。この規定の執行については、第4項の規定が適用される。

(7) 第1項第7号に掲げる事項において、各州の執行分野における審級を尽くした後の決定は、独立環境審査院が行う。同審査院は、その他、行政手続について定めた規定における実質的な関係上級官庁である。独立環境審査院は、議長、裁判官その他法的知識を有する委員から構成され、所管の連邦省の下に設置される。審査院の設置、任務及び手続は、連邦法律により定められる。その決定については、上級機関による取消し又は変更の対象とはならないが、行政裁判所への訴訟提起は、認められる。

(8) 第1項第7号の規定に適合する計画が複数の州の領域に及ぶ場合には、州の審級が一致して先行しなければならない。一致した決定が連邦法律において定められた期限内に発せられない場合には、権限は、州又は当該事項に関係する当事者の申立てにより、独立環境審査院に移送される。

(9) 第1項第7号及び第8号の規定において掲げられた事項であって、次の各号に掲げる州政府に対する権限は、連邦政府及び各連邦大臣に帰属する。

1. 連邦機関を通じて州官庁の公文書を閲覧する権限
2. 連邦により制定された法律及び命令の執行に関する報告を要請する権限
3. 連邦が法律及び命令の制定を準備するために必要な、執行に関する全ての情報を要請する権限
4. 他の権限の行使に必要な限り、特定の場合の公文書の情報及び提出を要請する権限

## 第12条

(1) 次の各号に掲げる事項において、連邦は、基本方針に関する立法を行い、州は、執行及び施行法律の制定を行う。

### 1. 貧困問題

人口政策であって第10条の規定に該当しないもの

公共福祉施設

母性、乳幼児及び青少年の保護

医療及び看護施設

健康の観点から療養地並びに療養施設及び療養機関に求められる諸条件

自然的治療

2. 裁判外紛争解決のための公的機関
3. 土地改革、特に農地開発及び再入植
4. 病気及び害虫からの植物保護
5. 電力制度であって、第 10 条の規定に該当しないもの
6. 労働者法制並びに労働者及び被雇用者の保護であって、農林業に従事する労働者及び被雇用者に関するもの

(2) 土地改革に係る問題において、最終審及び州の審級の決定は、議長並びに裁判官、行政官及び専門家より構成される審判委員会により行われ、最終審の決定のために招集された審判員は、管轄の連邦省の下に置かれる。審判委員会の設置、任務及び手続並びに土地改革の問題を任務とするその他の官庁の設置については、連邦法律により定められる。当該法律においては、審判委員会の裁決は、行政上の手段により廃止及び変更されないことを定めるものとするが、第一審の官庁が州の審級に通常裁判による上訴を行うことは、これを排除してはならない。

(3) 電力制度に関する事項において、州の審級の裁決が相互に異なった場合又は州政府が州の唯一の審級を担当した場合に限り、当該事項における権限は、当事者の一方が連邦法律において定められた期限内に要求したときは、その問題を管轄する連邦省に移送される。連邦省が決定を行ったとき、州の官庁が行った採決は、直ちに効力を失う。

(4) 基本方針を定めた連邦法律及び連邦法律において基本方針を定めた規定は、その旨を明示した名称とする。

### 第 13 条

(1) 公課制度の領域における連邦及び州の権限については、別個の連邦憲法法律（「財政憲法法律」）により定められる。

(2) 連邦、州及び自治体は、財政運営において、経済全体の均衡の確保及び持続可能な予算を目標としなければならない。連邦、州及び自治体は、これらの目的のために協調しなければならない。

(3) 連邦、州及び自治体は、財政運営において、現実の男女平等を目標としなければならない。

### 第 14 条

(1) 学校制度並びに生徒及び学生の寮に係る教育制度の事項に関する立法及び執行は、以下の項において別段の定めがない限り、連邦がこれを行う。本条にいう学校及び教育制度には、第 14a 条において規定されるものとする事項は含まれない。

(2) 公立の義務教育学校教員の勤務法及び職員代表法において、第 4 項 a 号において別段の定めがない限り、連邦は立法を行い、州は執行を行う。当該連邦法律においては、具体的に示される個々の規定について、施行規定の制定を州の立法に委任することができる。この場合、第 15 条第 6 項の規定が準用される。当該連邦法律の施行令は、そこに別段の定めのない限り、連邦により制定されるものとする。

(3) 次の各号に掲げる事項において、連邦は、基本方針に関する立法を行い、州は、執

行及び施行法の制定を行う。

- a) 州及び郡に所在する連邦の学校官庁の中に設置される合議体の組織と構成であって、当該合議体の委員及びその手当を含むもの
- b) 公立義務教育学校の基本的組織（構成、組織形態、設置、維持、廃止、学区、学級人数及び授業時間）
- c) 公立寮の基本的組織であって、専ら又は主として義務教育学校の生徒のために定められたもの
- d) 州、自治体又は自治体連合により採用される保育所及び寮における保育士及び教育士の専門に関する採用条件であって、専ら又は主として義務教育学校の生徒のために定められたもの

(4) 次の各号に掲げる事項において、州は、立法及び執行を行う。

- a) 第2項の規定に従って制定される法律を根拠とする公立義務教育学校の教師に関する勤務管理権を行使する官庁の権限であって、これについて州法律には、各州及び各郡における連邦の教育官庁が、任命及び他の教員職の補充及び表彰の際に関与しなければならない旨、並びに勤務評定及び懲戒の手續において関与しなければならない旨を規定するものとする。当該関与は、任命その他の教員職の補充及び表彰の際には、必ず、連邦の第一審の学校官庁による提案権を含むものでなければならない。

b) 幼稚園及び保育所制度

(5) 第2項から第4項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項において、連邦は、立法及び執行を行う。

- a) 公立の実習学校、実習幼稚園、実習保育所及び実習寮であって、教育課程に従って予定された実習を行う目的で、公立の学校に付属したもの
- b) 専ら又は主に a 号において掲げられた実習学校の生徒向けのものとして指定された公立の寮
- c) a 号及び b 号に掲げられた公的施設のための教師、教育士及び保育士の勤務法及び職員代表法

(5a) 民主主義、人道、連帯、平和及び公正並びに人間に対する開かれた態度及び寛容は学校の基本的価値であって、それに基づき学校は、全住民に対して、その出身、社会的状況、経済的事情にかかわらず、常に最高の質を確保し、更に発展させながら、可能な限り高度な教育水準を確保する。生徒、親及び教師が当事者として協働する中で、子ども及び青少年には、健康で、自信を持ち、幸福であり、能力があり、義務に忠実であり、芸術的であり、創造的であって、社会的、宗教的、道徳的価値を指向して、自己、他者、環境及び次世代のために責任を負うことができる人間となるように、可能な限りの精神的、情緒的及び肉体的な発達を実現するものとする。全ての青少年は、その成長や教育に応じて、自立的判断及び社会理解ができ、他者の政治、宗教及び世界観に係る考え方を理解するとともに、オーストリア、欧州及び世界の文化及び経済に関わり、自由と平和を愛しながら、人類の共通の任務に携わることができるようになるものとする。

(6) 学校は、総合的な確定した教育課程に従って生徒が集団で授業を受け、一般的、又は一般的かつ職業的な知識と能力の伝授とともに、総合的な教育目標を追求する施設である。公立学校は、法律上の学校設置者により設立及び運営される学校である。公立学校の設置、運営及び廃止における立法及び執行を連邦が行う場合に限り、法律上の学校設置者は、連邦である。公立学校の設置、運営及び廃止における法律若しくは施行法律の制定及び執行を州が行う場合に限り、法律上の学校設置者は州であり、又は州法律の規定の基準により、自治体若しくは自治体連合となる。公立学校は、出生、性別、人種、身分、階級、言語及び信教の区別なく、法律の他の要件の枠内で、一般的に入学可能である。同様のことは、幼稚園、保育園及び生徒寮にも準用する。

(6a) 立法は、多様な学校制度を設けるものでなくてはならず、少なくとも教育内容により一般教育及び職業教育学校が区別される他、教育水準により初級学校と中級学校が区別され、中級学校には適切な区別が更に設けられるものとする。

(7) 公立ではない学校は、私立学校とし、当該学校には、法律の規定する基準に従い公的権限を与えるものとする。

(7a) 義務教育の期間は、少なくとも9年間であり、職業学校の義務教育も存在する。

(8) 連邦には、第2項及び第3項の規定により州の執行に属する事務において、これらの条項に基づいて制定された法律及び命令の遵守を報告させる権限が帰属し、そのために学校及び寮に調査官を派遣することができる。問題が発見された場合、州知事に対して指示(第20条第1項)により、適切な期間内に問題の解決を命じることができる。州知事は、法律の規定の基準に従い問題の解決のために努力しなければならない、当該指示を実現するために州の自治的活動領域の機関としての資格において用いることのできる手段をも行使しなければならない。

(9) 教師、教育士及び保育士の勤務法の領域では、勤務関係に関する立法及び執行権限を連邦、州、自治体及び自治体連合に分配するために、前項までの条項に別段の定めがない限り、これに関する第10条及び第21条の一般的な準則が適用される。教師、教育士及び保育士の職員代表法についても同様とする。

(10) 学校無償化及び学校における宗教教育を含む学校と教会(宗教団体)との関係の事項については、総合大学及び単科大学に係る問題でない限り、連邦法律は、国民議会により、総議員の半数以上の出席がある場合に、投票の3分の2以上の多数によりのみ議決することができる。第6a項の規定の基本方針に反する場合及び上記の問題に関して締結された第50条に規定された種類の条約の承認についても同様とする。

(11) (注:連邦憲法法律(1975年連邦官報第316号)第I条第2号により削除)

#### 第14a条

(1) 農林業学校制度の分野及び農林業教育制度の分野の中で、寮の問題並びに本条に該当する学校及び寮における教師及び教育士の勤務法及び職員代表法に係る問題については、以下の項において別段の定めのない限り、州が立法及び執行を行う。大学に係る事務は、農林業学校制度には含まれない。

(2) 次の各号に掲げる事項において、連邦は、立法及び執行を行う。

- a) 農林業の高等教育施設及び農林業学校における教師の養成及び研修のための施設
- b) 森林職員養成のための専門学校
- c) 公立の農業及び林業学校であって、教育課程上予定された実習を確保するために、a号及びb号の規定に掲げられた公立学校又は連邦の農林業の実験施設と組織的に結合しているもの
- d) 寮であって、専ら又は主としてa号からc号までに掲げられた学校の生徒向けと定められたもの
- e) a号からd号までに掲げられた施設の教師及び教育士の勤務法及び職員代表法
- f) 宗派的な農林業学校の人件費のための補助
- g) 連邦の農林業試験場であって、連邦が有する農林業学校と、当該学校における教育課程上予定された実習を確保するために組織的に結合したもの

(3) 第2項に掲げられた事項に関わらない限り、連邦は、次の各号に掲げる事項において立法を行い、州は、執行を行う。

- a) 宗教教育
- b) 公立の農林業の職業学校及び専門学校の教師及び専ら又は主として当該学校の生徒のために指定された公立寮の教育士の勤務法及び職業代表法であって、当該教師及び教育士に関する管理権を行使する官庁の権限の事項を除く

b号により制定される連邦法律の規定に基づき、具体的に示される個々の規定について、施行規定の制定を州の立法に委任することができ、この場合、第15条第6項の規定が準用される。当該連邦法律の施行令は、そこに別段の定めのない限り、連邦により制定されるものとする。

(4) 次の各号に掲げる事項において、連邦は、基本方針に関する立法を行い、州は、執行及び施行法律の制定を行う。

- a) 農林業の職業学校に関するものであって、教育目的及び授業の必修の確定並びに授業の無償に関する事項、並びに義務教育及びある州から他の州の学校への転校に関する事項
- b) 農業及び林業の専門学校に関するものであって、入学条件、教育目標、組織形態、授業範囲及び必修科目、授業の無償、並びにある州の学校から他州の学校への転校に関する事項
- c) 第2項b号の規定に該当する学校を除く、私立の農林業の職業学校及び専門学校の公的権限に関する事項
- d) 第1項に掲げる事項において州の執行に関与する諮問機関の組織及び活動範囲に関するもの

(5) 第2項c号及びg号において掲げられた農林業の専門学校及び試験場の設置は、当該専門学校及び試験場が所在することになる州の州政府が設置に同意した場合にのみ、これを認められる。当該同意は、教育課程上予定された実習を確保するために農林業学校の教師の養成及び研修施設と組織的に結合されることになる農林業専門学校を設置する場合には、必要ない。

(6) 連邦は、第 3 項及び第 4 項の規定により州が執行を担当する事項において、自ら制定した規定の遵守を確保する権限を有する。

(7) 第 14 条第 5a 項、第 6 項、第 6a 項、第 7 項、第 7a 項及び第 9 項の規定は、第 1 項第 1 文において掲げられた分野にも準用される。

(8) 第 14 条第 10 項の規定は、これを準用する。

#### 第 14b 条

(1) 連邦は、第 3 項に規定するものを除いて、公共調達に関する立法を行う。

(2) 第 1 項に規定する事項に係る執行は、次の各号のと通りの管轄とする。

1. 連邦は、次の各号に掲げるものを行う。

- a) 連邦による発注の公共調達
- b) 第 126 条第 1 項にいう財団、基金及び施設による発注の公共調達
- c) 第 126b 条第 2 項にいう企業による発注の公共調達であって、資本参加又は他の財政的措置その他の経済的措置若しくは組織的措置により及ぼされる連邦の影響が、少なくとも州の資本参加又は影響と同等の程度である場合
- d) 連邦法律により設置された自治行政団体による発注の公共調達
- e) a から d まで及び第 2 号の a から d までの規定により掲げられていない法主体による発注の公共調達であって、次に掲げるものの一に該当するもの
  - aa) 連邦による資金提供を受けており、連邦による資金の割合が州と同等のもの
  - bb) その運営に関して連邦による監督の下に置かれるもので、aa 又は第 2 号の e の aa に該当するものを除く
  - cc) その事務、運営及び監督を行う機関が、連邦により任命された委員から成るものであって、連邦が少なくとも州と同人数の委員を任命したものであり、かつ、当該実施が、aa 若しくは bb 又は第 2 号の e の aa 若しくは bb に該当するものを除く
- f) 連邦及び州による共同の発注の公共調達であって、全公共調達額の見積りに占める連邦の割合が、州の割合の合計と少なくとも同等のもの
- g) a から f まで及び第 2 号に掲げられていない法主体による発注の公共調達

2. 州は、次の各号に掲げるものを行う。

- a) 州、自治体及び自治体連合による発注の公共調達
- b) 第 127 条第 1 項並びに第 127a 条第 1 項及び第 8 項にいう財団、基金及び施設による発注の公共調達
- c) 第 126b 条第 2 項に規定する企業による発注の公共調達であって、第 1 号の c に該当しないもの並びに第 127 条第 3 項並びに第 127a 条第 3 項及び第 8 項に規定する企業による発注の公共調達
- d) 州法律により設置された自治行政団体による発注の公共調達
- e) 第 1 号の a から d まで及び a から d までに掲げられていない法主体による発注の公共調達であって、次に掲げるものの一に該当するもの
  - aa) 州単独又は連邦若しくは他の州と共同で資金が提供されるものであって、当該

実施が第1号のeのaaに該当しないもの

bb) その運営に関して州による監督の下に置かれるものであって、当該実施が、第1号のeのaa若しくはbb又は本号のaaに該当するものを除く。

cc) その管理、運営、監督を行う機関が、州から任命された委員から成るものであって、当該実施が、第1号のeのaaからccまで又は本号のaa若しくはbbに該当するものを除く。

f) 連邦及び州による共同の発注の公共調達であって、第1号のfに該当しないもの並びに複数の州による共同の公共調達

自治体は、住民数にかかわらず、第1号のb及びc並びに第2号のb及びcに規定する、会計検査院の管轄の下に置かれる法主体となる。第1号のb、c、e及びfの範囲では、第1号にいう発注者は、連邦に、第2号にいう発注者は、それぞれの州に帰属する。第2号のc、e又はfの規定により複数の州が当事者である場合には、執行権限は、第1号の当該規定により連邦の執行権限と州との執行権限との区別を決定し、又は決定したであろう指標の比重、発注者の所在地、発注者の企業活動の重点、実施場所の所在地（主たる住所）という順序の指針に従い決定されるが、それにより管轄を決定することができない場合には、公共調達を開始した時点において連邦参議院の議長となるべき州又は直近の議長であった州の管轄となる。

(3) 州は、第2項第2号にいう発注者による発注の公共調達において行われる事後調査に関する事項の立法及び執行を行う。

(4) 連邦は、第1項の事項における法律案の作成に関与する機会を州に与えなければならない。第1項の規定により制定された連邦法律であって、その執行を州が行う事項について定めるものは、州の同意があった場合にのみ公布することができる。

(5) 第1項の規定により制定される連邦法律の施行命令は、当該法律に別段の定めのない限り、連邦により制定されるものとする。第4項の規定は、当該命令に準用されるものとする。

(6) 事後調査手続の実施を管轄する行政官庁は、法律に基づき、第19条第1項に掲げられた執行の最上級機関、自治体及び自治体連合並びに私人による監督のためにも、これを招集することができる。

## 第15条

(1) ある事項が、連邦憲法により明文で連邦の立法又は執行に委任されていない限り、当該事項は、州の自治的活動領域にとどまるものとする。

(2) 地域の治安警察の事項、すなわち治安警察の一部のうち、専らあるいは主として自治体において現れる地域社会の利益に関するものであって、地域社会により地域内部において処理されることに適したものの、例えば、公衆道徳の保持及び適切な限度を超える騒音の防止等については、連邦は、自治体によるこれらの事項の実施を監督し、問題が明らかになった場合には州知事への指示（第103条）によりこれを是正する権限を有する。この目的のために連邦の検査機関を自治体に送ることができるが、その場合には、常に知事に報告するものとする。

(3) 劇場及び映画館制度並びに公開の展示、上演及び娯楽の事項に関する州法律の規定は、連邦警察署の管轄地域については、当該警察署に、少なくとも、運営技術並びに建築警察及び消防警察上の事由にかかわらない範囲での行事の監督、及び当該法律で規定される許可を与える最初の審査における関与を委任しなければならない。

(4) 連邦警察署がその管轄地域において当該地域の交通警察（第 118 条第 3 項第 4 号）を除く交通警察の分野において執行を委任される範囲並びにドナウ川、ボーデン湖、ノイジードラー湖及び他の国境水域の国境部分を除く国内水域における河川及び航行警察の活動範囲において執行を委任される範囲は、連邦及び当該州の一致した法律により定められる。

(5) 建築に係る執行行為の対象が、連邦所有の建物であって、公的な目的、例えば連邦の官庁及び部局が入居し、又は公的施設（学校及び病院も含む）が入居するためのものである場合若しくは軍隊勤務者若しくは他の連邦公務員が基地として入居するためのものである場合に限り、当該執行行為は、間接連邦行政となり、審級は、州知事までで終了するものとする。ただし、この場合においても、接道部分及び高さの決定は、州の執行によるものとする。

(6) 連邦に基本方針に関する立法のみが留保されている場合には、詳細の実施は、連邦法律により確定された枠内において、州の立法がこれを行う。連邦法律は、施行法律の制定に対して期限を設けることができるが、当該期限は、連邦参議院の同意がない限り 6 か月未満であってはならず、かつ、1 年を超えてはならない。当該期限が、ある州により遵守されなかった場合には、当該州のために施行法律を制定する権限は、連邦に移行される。州が施行法律を制定し次第、連邦の施行法律は失効する。連邦の立法により基本方針が定められなかった場合には、州の立法は当該事項について自由に規定を置くことができる。連邦が基本方針を定め次第、州法律の規定は、連邦法律により定められる期限内に基本方針法律に適合させるものとする。

(7) 第 11 条、第 12 条、第 14 条第 2 項及び第 3 項並びに第 14a 条第 3 項及び第 4 項で規定する事項における州の執行行為が複数の州において実施される場合には、当該州は一致して行動しなければならない。法律問題が発生してから 6 か月以内に一致した決定がなされない場合には、当該行為に関する権限は、一の州又は法律問題の当事者からの申立てにより、管轄の連邦大臣に移行される。詳細については、第 11 条、第 12 条、第 14 条第 2 項及び第 3 項並びに第 14a 条第 3 項及び第 4 項の規定により制定される連邦法律に規定することができる。

(8) 第 11 条及び第 12 条の規定により連邦法律に留保された事項において、連邦は、制定した規定の遵守を確保する権利を有する。

(9) 州は、立法の権限を有する領域において、刑法及び民法の分野においても対象について定めるために必要な規定を制定する権限を有する。

(10) 州法律のうち、州における通常の家行政を行う官庁の既存の組織を変更し、又は新たに規定するものは、連邦政府の同意がある場合にのみ公布することができる。次の各号に掲げるいずれかの場合には、当該州法律に、独自の憲章を有する市（第 116 条第 3 項）

を含む地域を超えた郡行政官庁の協力、特に官庁の権限の委任についても規定することができる。

1. 広い範囲の専門知識を前提とする頻度の少ない手続の場合
2. 受付時間に定められた時間以外における権限の遂行を軽減するため

#### 第 15a 条

(1) 連邦及び州は、個々の活動領域の事項に関して、相互に協定を結ぶことができる。連邦の名における当該協定の締結は、その対象に応じて、連邦政府又は連邦大臣がこれを行う。連邦法律の制定を行う機関をも拘束する協定は、連邦政府のみが国民議会の承認を経て締結することができるが、その際、第 50 条第 3 項の規定は、国民議会の当該議決に準用するものとし、当該協定は、連邦官報に公布するものとする。

(2) 州相互間の協定は、州の自治的活動領域の事項に関してのみ締結することができ、これを速やかに連邦政府に報告するものとする。

(3) 国際条約の基本原則は、第 1 項の規定にいう協定にも適用するものとする。関係する州の憲法法律が一致して別段の定めを置かない限り、第 2 項にいう協定についても同様とする。

#### 第 16 条

(1) 州は、その自治的活動領域に属する事項に関して、オーストリアと国境を接する国又はその州邦と条約を締結することができる。

(2) 州知事は、交渉開始前に当該条約について、連邦政府に報告しなければならない。当該条約の締結の前に、州知事は、連邦政府の承認を得るものとする。承認の要請が連邦首相府に到達した日から、連邦政府が 8 週間以内に承認を拒否する旨を州知事に通知しなかった場合には、承認が得られたものとする。条約の交渉開始及び締結のための全権委任は、州政府の提案に基づき、州知事の副署を以て、連邦大統領がこれを行わなければならない。

(3) 第 1 項で規定する条約は、連邦政府の要求により州が公布するものとする。州が当該義務を適切な時期に履行しない場合には、権限は連邦に移行する。

(4) 州は、自治的活動領域において条約の実施に必要な措置を講じる義務を負い、当該義務を適切な時期に履行しなかった場合には、当該措置を講ずる権限、特に必要な法律を制定する権限は、連邦へと移行する。本規定に基づいて連邦が講じた措置、特に当該場合に制定された法律又は当該場合に制定された命令は、州が必要な措置を講じ次第、失効する。

(5) 同様に連邦は、国際条約の実施に当たり、州の自治的活動領域に属する事項においても監督権を有する。この場合、連邦には、連邦の間接行政（第 102 条）の事務における場合と同様の州に対する権限が、帰属する。

(6) (注：1994 年連邦官報第 1013 号により削除)

#### 第 17 条

立法及び執行における権限に関する第 10 条から第 15 条までの規定により、連邦及び州の私権の主体としての地位は、いかなる形においても影響を受けない。

**第 18 条**

(1) 全ての国家行政は、法律に基づいてのみ、これを行うことができる。

(2) 全ての行政官庁は、法律に基づいて、その活動領域の範囲内で命令を制定することができる。

(3) 憲法によれば国民議会の議決を必要とする措置の緊急発動が、明白な、償うことのできない公共への損害を防ぐために必要である場合に、国民議会が集会していないとき、これを適切な時期に招集することができないとき又はその活動がより大きな実力により妨げられているときは、連邦大統領は、連邦政府の要請により、両者の責任において、法律を改正する命令により当該措置を発動することができる。連邦政府は、国民議会の中央委員会が設置する常設小委員会（第 55 条第 3 項）と合意の上、その要請を行わなければならない。当該命令は、連邦政府の副署を必要とする。

(4) 第 3 項により制定された命令は、連邦政府により、速やかに国民議会に提出されなければならない。その時点で国民議会が集会を開いていない場合には、連邦大統領が、これを招集しなければならない。集会の期間中である場合には、国民議会の議長が、提出から 8 日以内にこれを招集しなければならない。提出から 4 週間以内に国民議会は、命令に代えてこれに相当する法律を議決するか、又は、議決により、連邦政府が命令を直ちに失効させることを求めなければならない。後者の場合には、連邦政府は当該要求に直ちに応えなければならない。国民議会が適切な時期に議決を行うために、議長は、遅くとも 4 週間の期限の 2 日前に、提出に対する投票を行わなければならないが、詳細については、国民議会の議事規則に関する連邦法律がこれを規定する。前記の規定に基づく命令が連邦政府により廃止された場合には、廃止の日を以て、当該命令により廃止した法律の規定は、再び有効となる。

(5) 第 3 項に規定する命令は、連邦憲法法律の規定の変更を意味してはならず、又は、継続的な連邦の財政負担、州又は自治体の財政負担、国民に対する金銭的賦課、国有財産の売却、第 10 条第 1 項第 11 号に規定された事項に係る措置並びに労働団結権及び賃借人保護の分野における措置を対象とするものであってはならない。

**第 19 条**

(1) 執行の最上級機関は、連邦大統領、連邦大臣及び国務次官並びに州政府の閣僚である。

(2) 連邦法律により、第 1 項に規定された機関及び他の公的事務を行う者が、私的経済において行う活動が認められる範囲を制限することができる。

**第 20 条**

(1) 連邦及び州の最上級機関の指揮の下で、法律の規定に従い、期間を定めて選ばれた機関、任命された専門機関又は契約により委託を受けた機関により行政は行われる。これらの機関は、その職務上の行為について上級機関に対して責任を負い、第 2 項に規定する法律が別段の定めを置かない限り、その指示に拘束される。下級機関は、指示が権限のない機関により出された場合又はそれに従うことが刑法の規定に反する場合には、当該指示に従うことを拒否することができる。

(2) 法律により、次の各号に掲げる事項について、下級機関の上級機関の指示への拘束を解除することができる。

1. 専門的試験
2. 行政の法律適合性の確保のための監督及び公共調達に係る監督
3. 当該下級機関が合議体であり、少なくとも一名の裁判官が所属し、その裁決が行政による廃止又は変更の対象とならない場合には、最上級審の裁決
4. 審判、仲裁及び利益団体の任務
5. 競争の確保及び経済監督の実施
- 5a. 電子メディアの監督及び規制並びにメディアの助成
6. 勤務法及び懲戒法による個々の事項の実施
7. 選挙の実施及び運営
8. その他欧州連合法の基準により求められるもの

州の憲法法律により、指示に拘束されない機関の範囲を拡大することができる。法律により、最上級機関による、指示に拘束されない機関の任務に適した監督権、少なくとも、指示に拘束されない機関の職務遂行について報告を受ける権利並びに第2号、第3号、第5a号及び第8号に規定する機関が対象となっていない場合に限り、指示に拘束されない機関を重要な理由で解任する権利を規定することができる。

(3) 連邦、州及び自治体の行政を任務とする機関並びに他の公法上の団体の機関は、全て、法律に別段の定めがない限り、職務上の活動によりのみ知り得た事実について、これを公開しないことが、公共の平穩、秩序及び安全の保持、包括的な国土防衛、外交関係、公法上の団体の経済的利益、決定の準備又は関係者の重要な利益のために必要である場合には、守秘義務を負う（職務上の守秘）。職務上の守秘は、一般的な代表機関により委託を受けた職員については、当該団体がその報告を明確に求めた場合には、当該団体に対しては適用されない。

(4) 連邦、州及び自治体の行政を任務とする機関並びに他の公法上の団体の機関は、全て、その活動範囲に係る事項について、法律上の守秘義務に反しない限り報告義務を負い、職業代表は、その構成員に対してのみ報告義務を負うが、後者の報告義務を負うのは、それにより法律上の任務の適切な遂行が妨げられない場合に限る。詳細に関する定めについては、連邦の機関及び連邦の立法により定められる自治行政の機関に関しては、その立法及び執行を連邦が行い、州及び自治体の機関並びに州の立法により定められる自治行政の機関に関しては、その基本方針に関する立法を連邦が行い、施行法律の制定及び執行を州が行う。

## 第21条

(1) 州、自治体及び自治体連合の職員の勤務契約法を含む勤務法及び職員代表法に係る事項における立法及び執行は、これらの事項について、第2項、第14条第2項、第3項d号及び第5項c号並びに第14a条第2項e号及び第3項b号に別段の定めのない限り、州がこれを行う。契約上の勤務関係から生じた紛争に関しては、裁判所がこれを裁判する。

(2) 職員（第1項）の雇用保護及び州の職員の職員代表に係る事項における立法及び執

行は、職員が勤務していない場合には、州がこれを行う。第1文により州の管轄が認められない場合には、当該事項は連邦の管轄に属する。

(3) この連邦憲法に別段の定めのない限り、連邦の職員に対する勤務管理権は、連邦の最上級機関がこれを行行使する。州の職員に対する勤務管理権は、州の最上級機関がこれを行行使すが、この連邦憲法が連邦の職員に関して例外を認めている場合に限り、州の憲法法律により、州の職員に対する勤務管理権は同様の機関により行使される旨を規定することができる。

(4) 連邦、州、自治体及び自治体連合における勤務を相互に代替する可能性は、公務員に常に保障される。勤務時間の計算が、連邦、州、自治体及び自治体連合のいずれに勤務したかにより別々に行われる旨を法律に規定することは、認められない。連邦、州及び自治体において、勤務法、職員代表法及び雇用保護の均等な発展を実現するために、連邦及び州は、当該事項における計画について相互に情報交換しなければならない。

(5) 法律により、次の各号に掲げる内容を規定することができる

1. 一定の指導的任務を行行使する公務員、又は職務の性質上必要な場合に公務員を期限付きで任命すること。
2. 期限の経過後又は法律による官庁組織若しくは勤務法上の構成の変更により任命が必要ないこと。
3. 第66条第1項の規定に従い任命の権限が委任されている限り、異動又は職務の変更の場合に、任命が必要ないこと。

(6) 第5項の場合には、平等な取扱いを要求することはできない。

## 第22条

連邦、州及び自治体の全ての機関は、その法律で規定された活動分野の範囲内で、相互に援助を行う義務を負う。

## 第23条

(1) 連邦、州、自治体並びに他の公法上の団体及び施設は、その機関として活動した者が、法律の執行の際に違法な行為により、相手を問わず、有責に加えた損害を賠償する。

(2) 第1項に掲げられた法主体の機関として活動する者は、故意又は重大な過失がある場合には、当該法主体が被害者に対して補填した損害について、当該法主体に対して賠償責任を負う。

(3) 第1項に掲げられた法主体の機関として活動する者は、法律の執行において違法な行為により法主体に直接加えた損害を賠償する。

(4) 第1項から第3項までの規定に関する詳細な規定は、連邦法律により定める。

(5) 連邦法律は、又、郵便及び通信制度の分野において第1項から第3項までに定められた原則の例外となる特則を設けることができる範囲を定めることができる。

## B. 欧州連合

### 第23a条

(1) オーストリアにおいて、欧州議会の議員は平等、直接、個人、自由及び秘密の選挙権に基づいて、比例代表の原則により選挙され、当該選挙権を有する者は、投票日までに16歳となっており、選挙に関する基準日にオーストリア国籍を有し、欧州連合法の基準により選挙権を否定されていないか、又は他の欧州連合の加盟国の国籍を有し、欧州連合法の基準により選挙権を有する男性及び女性である。

(2) 連邦の領土は、全体として欧州議会選挙のための単一の選挙母体となる。

(3) 被選挙権を有する者は、オーストリアにおいて欧州議会の選挙権を有し、投票日に18歳となっている者である。

(4) 第26条第5項から第8項までの規定は、これを準用する。

(5) (注：2007年連邦官報第27号により削除)

(6) (注：2007年連邦官報第27号により削除)

### 第23b条

(1) 公務員が、欧州議会議員に立候補する場合には、立候補に必要な時間を保障するものとする。欧州議会議員に当選した公務員は、任期の間、給与のない休職となるものとする。詳細については、法律によりこれを定める。

(2) 大学教員は、研究及び教育における業務並びに試験業務を、欧州議会に所属している期間中も行うことができる。これらの業務に対する給与は、実際に行われた業績に応じて計算されるが、大学教員の給与の25パーセントを超えてはならない。

(3) この連邦憲法が、国民議会に所属している場合又は過去に所属していた場合に兼職を禁止している範囲で、欧州議会に所属している場合又は過去に所属していた場合にも兼職が禁止される。

### 第23c条

(1) 欧州委員会、欧州司法裁判所、会計検査院、経済社会委員会、地域委員会それぞれの構成員及びその代理並びに欧州投資銀行の理事会の構成員に関するオーストリアによる任命の提案は、連邦政府が行う。

(2) 欧州委員会、欧州司法裁判所、会計検査院、欧州投資銀行の理事会それぞれの構成員についての提案を行う場合には、事前に連邦政府は、国民議会及び連邦大統領に、提案を予定している者を通知しなければならない。連邦政府は、提案に関して、国民議会の中央委員会との合意を得なければならない。

(3) 経済社会委員会の委員の任命についての提案を行う場合には、事前に連邦政府は、様々な経済及び社会団体の法律上及び他の職業上の代表からの提案を受けなければならない。

(4) 地域委員会の構成員及びその代理を任命する提案は、連邦政府が、州並びにオーストリア自治体連合及びオーストリア都市連合の提案に基づいて行わなければならない。各州は、構成員及びその代理を提案しなければならず、その他の構成員及びその代理は、オーストリア自治体連合及びオーストリア都市連合が共同して提案するものとする。

(5) 連邦政府は、第3項及び第4項の規定により提案した者を国民議会に報告し、第2項、第3項及び第4項の規定により提案した者を連邦参議院に報告しなければならない。

### 第 23d 条

(1) 連邦は、欧州連合における計画であって、州の自治的活動領域に関連し、又は州の他の利益に係る可能性があるもの全てについて、州に速やかに報告し、意見を述べる機会を与えなければならない。当該意見は、連邦首相府に対して述べるものとする。自治体についても、その自治的活動領域に関連し、又は自治体の他の重要な利益に関わる場合には、同様とする。当該事項において、自治体の代表は、オーストリア都市連合及びオーストリア自治体連合（第 115 条第 3 項）とする。

(2) 州の立法事項に関わる計画に対して、複数の州が一致して意見を表明した場合には、連邦は、欧州連合における交渉及び投票において、やむを得ない欧州統合政策及び外交政策上の理由があるときに限り、州と異なる立場をとることができる。連邦は、当該理由を州に速やかに通知しなければならない。

(3) ある計画が州の立法事項にも関わる場合、連邦政府は、欧州連合理事会の会議に参加し、当該計画の範囲内で交渉を行い、投票する権限を、州により指名された州政府の閣僚に委任することができる。州の代表者による当該権限の行使は、管轄の連邦大臣の参加及びその合意の上で行われ、第 2 項の規定は、州の代表にも適用される。その際には、州の代表者は、第 142 条の規定により、連邦による立法事項においては国民議会に、州による立法の事項においては州議会に責任を負う。

(4) 第 1 項から第 3 項までの規定に関する詳細は、連邦及び州の合意（第 15a 条第 1 項）の下で決定するものとする。

(5) 州は、欧州連合における法的行為の実施に関する自治的活動領域において、必要な措置を講じる義務を負い、州がこの義務を適切な時期に履行しない場合で、かつ、そのことを欧州司法裁判所がオーストリアに確認した場合には、当該措置、特に必要な法律の制定に関する措置に係る権限は、連邦に移行する。この項の規定に従って連邦が講じた措置、特に制定された法律又は命令は、州が必要な措置を執った場合には、直ちに失効する。

### 第 23e 条

(1) 欧州連合に関する全ての計画について、管轄の連邦大臣は、国民議会及び連邦参議院に速やかに報告し、その意見を述べる機会を与えなければならない。

(2) 欧州理事会又は欧州連合理事会が行う予定の、次の各号に掲げる規定の一に該当する決議について、管轄の連邦大臣は、国民議会及び連邦参議院に、明確かつ国民議会及び連邦参議院が本条による権限を行使することが可能となるような適切な時期に、報告しなければならない。

1. 全員一致から特別多数への変更
2. 特別な立法手続から通常の立法手続への変更

(3) 拘束力を有する法的行為が規律する分野における連邦法律の制定に影響を与えるであろう法的行為の制定を予定する計画について、国民議会が意見を表明した場合には、管轄の連邦大臣は、欧州連合における交渉及び投票において、やむを得ない欧州統合政策及び外交政策上の理由があるときにのみ、当該意見と異なる立場をとることができる。管轄の連邦大臣が国民議会の意見と異なる立場をとろうとする場合には、改めて国民議会に諮

問しなければならない。計画が、連邦憲法法律の規定の制定を要求する法的行為又は専ら当該規定により行われ得る規律を含む拘束力のある法的行為を行うことを予定する場合には、異なる立場をとることは、いかなる場合においても、国民議会が適切な期間内に反対しない場合にのみ許される。管轄の連邦大臣は、欧州連合における投票の後に速やかに国民議会に報告を行い、意見と異なる立場をとった場合には、その理由を通知しなければならない。

(4) 第44条第2項の規定により州の立法又は執行における権限を制限する連邦憲法法律の規定の制定を要求し、又は当該規定によりなされる規律を含む拘束力を有する法的行為の制定を予定する計画について、連邦参議院が意見を表明した場合には、管轄の連邦大臣は、欧州連合における交涉及び投票において、やむを得ない欧州統合政策及び外交政策上の理由がある場合にのみ、当該意見と異なる立場をとることができる。異なる立場をとることは、いかなる場合においても、連邦参議院が適切な期間内に反対しない場合にのみ許される。管轄の連邦大臣は、欧州連合における投票の後に速やかに連邦参議院に報告を行い、意見と異なる立場をとった場合には、その理由を通知しなければならない。

#### 第23f条

(1) 国民議会及び連邦参議院は、欧州連合条約、欧州連合の活動方式に関する条約及び当該条約の付属書であって、それぞれ施行中のものに規定されている国の議会の権限を行使する。

(2) 各連邦大臣は、各年度当初に、当該年度に予想される欧州連合理事会及び欧州委員会の計画並びに当該計画に対してオーストリアが予定している立場について報告する。

(3) 更に報告義務を課す場合は、連邦法律によるものとする。

(4) 国民議会及び連邦参議院は、欧州連合の計画に関する希望を、欧州連合の諸機関への通知の中で表明することができる。

#### 第23g条

(1) 国民議会及び連邦参議院は、欧州連合に関する立法行為の法案に対して、法案が補完性の原則に適合しない理由を述べた意見を表明することができる。

(2) 国民議会及び連邦参議院は、管轄の連邦大臣に第1項の規定による法案が補完性の原則に適合するかについての意見を求めることができるが、当該意見は、要求があった後2週間以内に提出するものとする。

(3) 連邦参議院は、州議会に第1項の規定による法案全てについて速やかに報告し、意見を表明する機会を与えなければならない。第1項に規定する理由を述べた意見の議決に際しては、連邦参議院は、州議会の意見を考慮し、州議会に当該議決に関して報告しなければならない。

#### 第23h条

(1) 国民議会及び連邦参議院は、欧州連合に関する立法行為に対して、補完性の原則違反という理由で、欧州司法裁判所への訴えの提起を議決することができる。

(2) 連邦首相府は、国民議会又は連邦参議院の名において、速やかに当該訴えを欧州司法裁判所に送付する。

**第 23i 条**

(1) 国民議会が連邦参議院の同意を得て連邦政府の提案に基づき委任を行った場合に限り、欧州理事会におけるオーストリアの構成員は、リスボン条約の文言における欧州連合条約第 48 条第 7 項の規定による発案に賛成することができる。国民議会及び連邦参議院の当該議決は、それぞれ総議員の半数以上の出席議員による投票の 3 分の 2 の多数を必要とする。

(2) 欧州連合法によれば、次の各号に掲げる変更について、構成国の議会に発案又は提案を拒否する可能性が規定されている限り、国民議会は、連邦参議院の同意を得て、当該発案又は提案を欧州連合法に規定された期限内に拒否することができる。

1. 全員一致から特別多数への変更
2. 特別な立法手続から通常の立法手続への変更

(3) 新たな類型の欧州連合の自主財源を導入する欧州連合理事会の決議は、国民議会の承認及び連邦参議院の同意を必要とし、第 50 条第 4 項第 2 文の規定を準用するものとする。欧州連合の財源制度に関する規定を決定する欧州連合理事会の他の決議は、国民議会の承認を必要とする。第 23e 条第 2 項の規定は、これを準用する。

(4) 欧州連合法によれば、構成国それぞれの憲法の規定に従った同意を経て初めて施行される欧州理事会又は欧州連合理事会の他の決議には、第 50 条第 4 項の規定が準用されるものとする。

(5) 本条の規定による国民議会及び連邦参議院の議決は、連邦首相により、連邦官報において公布されるものとする。

**第 23j 条**

(1) オーストリアは、その第 3 条第 5 項及び第 21 条第 1 項の規定において特に国際連合憲章の原則の保持又は尊重を規定しているリスボン条約の文言における欧州連合条約第 5 編第 1 章及び第 2 章の規定に基づき欧州連合の共通の外交政策及び安全保障政策に参加する。このことは、同条約第 43 条第 1 項の規定による任務への関与並びに一以上の第三国に対する経済及び財政関係が、解消、制約又は完全に締結される措置への関与を含む。共同防衛に関する欧州連合理事会の決議には、第 50 条第 4 項の規定を準用するものとする。

(2) リスボン条約の文言における欧州連合条約第 5 編第 2 章の規定に基づく欧州連合の共同の外交政策及び安全保障政策に係る決議については、第 23e 条第 3 項の規定が準用される。

(3) 欧州連合の外部における、軍事的助言及び支援の任務、紛争防止及び平和維持の任務又は紛争後の事態安定のための平和創造の措置及び作戦を含む危機対応に係る軍事力の投入を含む活動に関する議決並びに共同の防衛政策の漸進的推進を規定したリスボン条約の文言における欧州連合条約第 42 条第 2 項の規定による議決の際には、投票権は、連邦首相と外交問題を管轄する連邦大臣の同意の下で行使するものとする。

(4) 第 3 項の規定による措置への同意は、行われる議決が部隊又は個人を派遣するようオーストリアを義務づける作用を有するであろう場合には、これに関して、部隊又は個人の外国への派遣には憲法上規定された手続の実施が更に必要であるという留保を付しての

みこれを行うことが許される。

### 第 23k 条

(1) 第 23e 条、第 23f 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに第 23g 条から第 23j 条までの規定に関する詳細な規定は、国民議会の議事規則及び連邦参議院の議事規則に関する連邦法律により定める。

(2) 第 23e 条、第 23f 条第 4 項、第 23g 条及び第 23j 条第 2 項の規定による国民議会の権限は、その中央委員会に属する。国民議会の議事規則に関する連邦法律は、中央委員会が第 55 条第 3 項の規定の準用を受ける常設小委員会を選出する旨を規定することができる。中央委員会は、当該常設小委員会に第 1 文の規定による権限を委任することができる。当該委任に対しては、常時、その全部又は一部を取り消すことができる。国民議会の議事運営規則に関する連邦法律により、第 1 文の規定による中央委員会の権限は、国民議会又は第 2 文に規定する国民議会の常設小委員会に委任することができる。

(3) 第 23e 条、第 23f 条第 4 項及び第 23g 条の規定による連邦参議院の権限は、連邦参議院の議事規則により、同議院により選出される委員会に委任することができる。

## 第 2 章

### 連邦の立法

#### A. 国民議会

### 第 24 条

連邦の立法は、国民議会が連邦参議院とともにこれを行う。

### 第 25 条

(1) 国民議会の所在地は、連邦首都ウィーンである。

(2) 非常事態が継続している間、連邦大統領は、連邦政府の申立てにより国民議会を連邦領域の他の場所において招集することができる。

### 第 26 条

(1) 国民議会は、投票日までに 16 歳となっている男女の連邦国民により、平等、直接、個人、自由及び秘密の選挙権に基づいて、比例代表の原則により選挙される。

(2) 連邦の領域は、州の境界を超えてはならない地域的に一体となった選挙区に分割されるが、これらの選挙区は、地域的に一体となった地方選挙区に更に分割される。議員定数は、直近の国勢調査の結果によれば何れかの選挙区に主たる住所を有する国民の数に、調査日には連邦の領土内に主たる住所を有さないものの、何れかの選挙区の自治体において選挙人名簿に登録されている国民の数を加えたものに応じて選挙区（選挙母体）の選挙権を有する者へと分配され、同様の方法で一選挙区に割り当てられた議員定数は、地方選挙区に分配される。国民議会選挙規則は、全連邦領域における最終的な議席配分手続を規定しなければならず、それに従って、各選挙区において立候補した政党に割り当てられた議席の調整及び未だ割り当てられていない議席の配分が、比例代表選挙の原則により行

われる。有権者を他の選挙母体へと分割することは認められない。

(3) 投票日は、日曜日又は他の公的な休日でなければならない。投票の開始、継続又は終了の妨げとなる事情が生じた場合には、選挙委員会は、投票を翌日に延長又は延期することができる。

(4) 被選挙権を有する者は、国民議会の選挙権を有する者のうち基準日にオーストリアの国籍を有し、かつ、投票日に18歳となっているものである。

(5) 選挙権及び被選挙権の停止は、それぞれ異なる範囲であっても、連邦法律により、裁判所の確定した判決の結果としてのみ行うことができる。

(6) 不在、健康上の理由、外国滞在などのために、投票日に投票所で投票することができない予定の者は、理由を明らかにした申立てにより、郵便投票により選挙権を行使することができる。申立てを行った者の身元は、説明するものとする。有権者は、宣誓の代わりに、投票を本人が秘密に行った旨を署名により明らかにしなければならない。

(7) 選挙人名簿は、自治体が、委任事務の領域においてこれを作成する。

(8) 選挙手続に関する詳細な規定は、連邦法律により定められる。

#### 第26a条

欧州議会選挙、国民議会選挙、連邦大統領選挙、国民投票の実施及び監督並びに国民提案及び国民諮問の監査への関与は、毎回の国民議会選挙の前に新たに組織される選挙委員会が行う。選挙委員会には、投票権を有する委員として、立候補した政党の代表者が、連邦選挙委員会には、更に現職又は退職した裁判官が、所属しなければならないものとし、委員の定数は、国民議会選挙規則において定めるものとする。裁判官ではない委員は、立候補した政党の提案に基づき、直近の国民議会選挙において確定した勢力に応じて任用する。直近の国民議会選挙において立候補し、議席を獲得した政党は、委員の任用を求められない場合であっても、連邦選挙委員会の委員を1名、提案することができる。

#### 第27条

(1) 国民議会の立法期は、最初の会議の日から計算して5年であるが、必ず、新たな国民議会の会議が開かれる日までとする。

(2) 新たに選出された国民議会は、大統領により、選挙後、最長で30日以内に招集されるものとする。連邦政府は、新たに選出された国民議会が立法期の5年の経過後に集会できるように選挙を命ずるものとする。

#### 第28条

(1) 連邦大統領は、国民議会を毎年、9月15日より前ではない日に開始し、翌年7月15日以前まで続く通常集会のために招集する。

(2) 連邦大統領は、国民議会を臨時集会のためにも招集することができる。連邦政府又は、国民議会若しくは連邦参議院の議員の少なくとも3分の1の要求があった場合には、連邦大統領は、国民議会が連邦大統領への要求があってから2週間以内に集会するように、国民議会を臨時集会のために招集しなければならないが、招集に副署は必要とされない。国民議会議員の申立て又は連邦参議院議員の申立てによる臨時集会の招集には、連邦政府の提案は要しない。

(3) 連邦大統領は、国民議会の議決に基づき、国民議会の集会の終了を宣言する。

(4) 同一の立法期内に国民議会の新たな集会が開かれた場合には、作業は、前回の集会を終了した状態から継続される。集会の終了の際、国民議会は委員会に、作業を継続するように依頼することができる。新たな立法期の開始とともに、前立法期の国民議会により処理されなかった国民発案及び国民議会宛ての住民発案は、新たに選挙された国民議会の審議の対象となる。同様のことを、国民議会の議事規則に関する連邦法律により、国民議会の他の審議対象についても規定することができる。

(5) 集会の中で国民議会の議長は、個々の会議を招集する。集会の中で国民議会の議事規則に関する連邦法律で定められた数の国民議会議員又は連邦政府が要求した場合には、議長は会議を招集しなければならない。詳細な規定は、国民議会の議事規則に関する法律が規定するが、そこには国民議会が集会しなければならない期限を定めなければならない。

(6) 国民議会の選挙された議長が職権の行使を妨げられ、又はその職を解かれた場合について、国民議会の議事規則に関する法律は、国民議会の招集に関する特則を置かなければならない。

#### 第 29 条

(1) 連邦大統領は国民議会を解散することができるが、同一の理由では一度しか行うことはできない。この場合、連邦政府は、新たに選出された国民議会在解散から 100 日以内に集会できるように、新たな選挙を行うものとする。

(2) 立法期が経過する前に、国民議会は、通常法律によりその解散を議決することができる。

(3) 第 2 項の規定による解散の後及び国民議会在選挙されている期間が経過した後、立法期は、更に新たに選出された国民議会在集会する日まで続く。

#### 第 30 条

(1) 国民議会は、その中から議長、第二議長及び第三議長を選出する。

(2) 国民議会の議事は、特別の連邦法律に基づいて行われる。国民議会の議事規則に関する連邦法律は、総議員の半数以上の出席がある場合にのみ、投票の 3 分の 2 以上の多数により議決することができる。

(3) 議会の任務を支援し、連邦の立法機関の分野における行政事務並びにオーストリア選出の欧州議會議員に関する同様の任務及び行政事務を行うために、国民議会の議長の下に議会事務局を置く。連邦参議院の分野は、議会事務局の内部組織については連邦参議院の議長の同意を得て定められるものとし、議長にはこの連邦憲法に基づき連邦参議院に与えられた任務を実施するために指示権も与えられる。

(4) 国民議会の議長は、特に議会事務局の職員の任命及び当該職員の人事における他の全ての権限を有する。

(5) 国民議会の議長は、議会の任務を実施するために、議会の会派に議会事務局の職員を配属することができる。

(6) 本条の規定により国民議会の議長に属する行政事務の執行において、議長は最上級の行政機関であり、当該権限を単独で行使する。命令の制定は、これが専ら本条で規定さ

れている行政事務に係わる範囲で、国民議会の議長の権限である。

### 第 31 条

国民議会の議決には、この連邦憲法に別段の定めがない限り、又は国民議会の議事規則に関する連邦法律に個別的な事務について別段の定めがない限り、総議員の 3 分の 1 以上の出席及び投票の絶対多数が必要である。

### 第 32 条

(1) 国民議会の会議は、公開される。

(2) 公開は、議長又は、国民議会の議事規則に関する連邦法律に規定された数の議員により要求され、国民議会により傍聴人を除いた後に議決された場合には、これを行わないことができる。

### 第 33 条

国民議会及びその委員会の公開の会議における審議に関する事実に基づく報告は、いかなる責任からも免除される。

## B. 連邦参議院

### 第 34 条

(1) 連邦参議院において、州は、各州の住民数に応じて、以下の規定に従って代表される。

(2) 最も住民数の多い州は、12 名の議員を、その他の州は、その住民数が最初に掲げた州の住民数に占める割合に相当する議員を送り、割合のうち 2 分の 1 を超える残余は 1 とみなす。ただし、全ての州は、少なくとも 3 名の代表を与えられる。全ての議員には、補欠の議員が割り当てられる。

(3) それにより各州から送られる議員の数は、連邦大統領により、毎回の一般の国勢調査の後に確定される。

### 第 35 条

(1) 連邦参議院議員及びその補欠は、州議会により、その立法期の期間、比例代表の原則に従って選出され、州議会で 2 番目に多い議席を有する政党には、少なくとも 1 議席を配分しなければならず、複数の政党が同数の議席を有する場合には、これを直近の選挙で 2 番目に多い票を有した政党に配分しなければならない。

(2) 連邦参議院議員は、自ら選出した州議会に所属している必要はないが、当該州議会の被選挙権を有する者でなければならない。複数の政党が同様の権利を有する場合には、くじで決定する。

(3) 州議会の立法期が経過した後、又はその解散の後、当該州議会により選出された連邦参議院議員は、新たな州議会が連邦参議院の選挙を行うまで、その職にある。

(4) 第 34 条及び第 35 条の規定は、連邦参議院において、議決自体を行うのに必要な投票数とは別に、少なくとも 4 州において代表者の多数が改正に賛成した場合にのみ、改正することができる。

### 第 36 条

(1) 連邦参議院の議長は、各州が、半年毎にアルファベット順に交替する。

(2) 議長を務める者は、議長を担当する州が第一順位に指定した代表者であって、その職は、州議会で最多数の議席を有する政党に配分されなければならないが、複数の政党が同数の議席を有する場合には、直近の州議会選挙で最多数の議席を獲得した政党にこれを配分し、そこでも複数の政党が同様の権利を有する場合には、くじで決定する。州議会は、連邦参議院において当該政党の議席を有する州の他の代表者が議長を担当する旨を、議決することができるが、同議決には、当該政党の議席を有する州議会議員のうちの過半数の賛成が常に必要とされる。議長の代行の指名については、連邦参議院の議事規則により定められる。議長は、「連邦参議院議長」という呼称を、議長の代行は、「連邦参議院副議長」という呼称を有する。

(3) 連邦参議院は、議長により、国民議会の所在地で招集される。議長は、連邦参議院議員の少なくとも4分の1又は連邦政府の要求があった場合には、即時に連邦参議院を招集しなければならない。

(4) 州知事は、連邦参議院の全ての議事に参加する権利を有する。州知事は、連邦参議院の議事規則の詳細に関する規定により、自らの州の事務について、要求に基づき聴聞を受ける権利を有する。

### 第37条

(1) 連邦参議院の議決には、この連邦憲法において別段の定めがない限り、又は、連邦参議院の議事規則に個別的な事務について別段の定めがない限り、総議員の3分の1以上の出席及び投票の絶対多数が必要である。

(2) 連邦参議院は、その議事規則を議決により定める。当該議決は、総議員の半数の出席がある場合にのみ、投票の3分の2以上の多数により、これを行うことができる。議事規則には、連邦参議院における議事の取扱いの規律に必要である場合に限り、連邦参議院の内部を超えて効力を有する規定を置くことができる。議事規則は、連邦法律の効力を有し、連邦首相により連邦官報に公布されるものとする。

(3) 連邦参議院の会議は、公開される。公開は、議事規則の規定に従って、議決によりこれを行わないことができる。第33条の規定は、連邦参議院及びその委員会の公開の会議についても適用される。

## C. 連邦集会

### 第38条

国民議会及び連邦参議院は、連邦大統領の宣誓及び宣戦布告の議決を行うために、国民議会の所在地において、連邦集会として公開の合同会議において集会する。

### 第39条

(1) 連邦集会は、第60条第6項、第63条第2項、第64条第4項及び第68条第2項の場合を除いて、連邦大統領により招集される。議長は、国民議会議長及び連邦参議院議長が交代に担当し、初回は前者が務める。

- (2) 連邦集会では、国民議会の議事規則に関する連邦法律が準用される。
- (3) 第 33 条の規定は、連邦集会の会議にも適用される。

#### 第 40 条

- (1) 連邦集会の議決は、議長がこれを認証し、連邦首相が副署する。
- (2) 宣戦布告に関する連邦集会の議決は、連邦首相により公式に公布される。

### D. 連邦法律の立法手続

#### 第 41 条

(1) 立法提案は、国民議会議員、連邦参議院若しくは連邦参議院議員の 3 分の 1 の動議又は連邦政府の提案により、国民議会に提出される。

(2) 10 万人の有権者又は三つの州の有権者の 6 分の 1 による発案（国民発案）は、全て連邦選挙委員会が、国民議会にその処理のために提出するものとする。国民発案を行う権利を有する者は、登録期間の最終日に国民議会の選挙権を有し、連邦領域の自治体に主たる住所を有する者である。国民発案は、連邦法律により定められるべき事務に関するものでなければならず、立法提案という形式で行うこともできる。

- (3) 国民発案の手続に関する詳細な規定は、連邦法律により定められる。

#### 第 42 条

(1) 国民議会の法律案の議決は、全て国民議会議長が、連邦参議院に速やかに送付するものとする。

(2) 法律案の議決は、憲法法律に別段の定めがない限り、連邦参議院が当該議決に理由を付して反対しない場合にのみ認証され、公布することができる。

(3) 当該反対は、法律の議決が連邦参議院に送付された後 8 週間以内に、連邦参議院議長により国民議会に伝えられなければならない、連邦首相に報告されるものとする。

(4) 国民議会が、総議員の半数以上の出席議員により当初の議決を再度行った場合には、当該議決は認証され、公布される。連邦参議院が反対しない議決を行った場合又は第 3 項で定められた期限内に理由を付して反対しない場合には、法律案の議決が認証され、公布されるものとする。

(5) 国民議会の法律案の議決が、国民議会の議事規則、国民議会の解散、連邦法律のうち連邦財政枠組法律、連邦財政法律の制定及び他の連邦の財政運営に関する詳細な規定を定めるもの、連邦財政枠組法律、連邦財政法律、第 51a 条第 4 項に規定する暫定的予備費若しくは連邦財産に関する措置、連邦による保証の引受け若しくは変更、連邦の公債の引受け若しくは変更又は連邦の決算の承認に関する限り、連邦参議院はこれに関与しない。

#### 第 43 条

国民議会の議決は、第 42 条で規定する手続が終了した後、連邦大統領による認証の前に、国民議会が議決し、又は国民議会議員の過半数が要求した場合には、これを国民投票に付すものとする。

#### 第 44 条

(1) 憲法法律又は通常法律に含まれる憲法規定は、国民議会により、総議員の半数以上の出席がある場合にのみ、投票の3分の2以上により、これを議決することができ、その旨（「憲法法律」、「憲法規定」）を明示するものとする。

(2) 憲法法律又は通常法律に含まれる憲法規定であって、州の立法及び執行における権限を制限するものは、更に連邦参議院の半数以上の出席議員による投票の3分の2以上の多数による同意を必要とする。

(3) 連邦憲法の全面改正及び、国民議会又は連邦参議院の3分の2の要求があった場合にのみ、部分改正は、第42条の規定に従った手続が完了した後、連邦大統領による認証の前に、全連邦国民による投票に付される。

#### 第45条

(1) 国民投票では、有効投票の絶対多数により決定される。

(2) 国民投票の結果は、公式に発表されるものとする。

#### 第46条

(1) 連邦大統領は、国民投票の実施を命じる。

(2) 国民投票において投票権を有する者は、投票日において国民議会の選挙権を有する者である。

(3) 国民投票の手続に関する詳細な規定は、連邦法律により定められる。第26条第6項の規定は、これを準用する。

#### 第47条

(1) 連邦法律が憲法に従って成立した旨は、連邦大統領により認証される。

(2) 認証のための提案は、連邦首相がこれを行う。

(3) 認証は、連邦首相が副署するものとする。

#### 第48条

連邦法律及び第50条第1項の規定に従って承認された条約は、国民議会の議決を示した上で、国民投票に基づく連邦法律は、国民投票の結果を示した上で、公布される。

#### 第49条

(1) 連邦法律は、連邦首相により、連邦官報に公布されるものとする。別段の定めが明示されていない限り連邦法律は、公布の日の経過により施行され、全連邦の領域で効力を有する。

(2) 第50条第1項の規定に従って承認された条約は、連邦首相により、連邦官報に公布されるものとする。第50条に規定された条約の承認の際、国民議会は、他のいかなる方法で条約の公布又は条約のうち個々に指示する部分の公布がなされなければならないかを議決することができ、国民議会の当該議決は、連邦首相により連邦官報に公布される。別段の定めが明示されていない限り、第50条第1項の規定に従って承認された条約は、その公布の日の経過により（第2文の場合には、国民議会の公布の日の経過により）施行され、全連邦領域において効力を有するが、法律の制定により実現される条約（第50条第2項）については、この限りでない。

(3) 連邦官報における公開及び第2項第2文の規定に従った公開は、一般的に知ること

ができ、その公布時の形式を完全にかつ継続的に伝えるものでなければならない。

(4) 連邦官報における公布に関する詳細な規定は、連邦法律により定める。

#### 第 49a 条

(1) 連邦首相は、管轄の連邦大臣とともに、この連邦憲法を除く連邦法律及び連邦官報に公布された条約を、現在有効な文面において、連邦官報に再公示する権限を有する。

(2) 再公示に関する公布では、次の各号に掲げる一に該当することを行うことができる。

1. 使用されなくなった用語法を修正し、古くなったつづり方を新たなつづり方へと適合させること。
2. 立法の現状にもはや対応していない法規への参照及び他の不整合を修正すること。
3. 後に制定された法規による廃止又は他の方法により対象がなくなった規定を、もはや有効ではないと確定すること。
4. 法律名及び条約名について短縮及び略語を定めること。
5. 個別の規定の廃止又は追加に対応して条、項等の番号を変更し、それに伴い法規の文言中の参照を対応するように修正すること。
6. 経過規定及び改正前の連邦法律（条約）において未だに適用される規定を、その有効な範囲を挙げて要約すること。

(3) 別段の定めが明示されていない限り、再公示された連邦法律（再公示された条約）及び公布に含まれる他の指令は、公布の日の経過とともに施行される。

#### 第 49b 条

(1) 基本方針及びオーストリア全体にとって意味を有する問題に関する国民諮問であって、当該問題について連邦法律が定めるべきものは、国民議会が議員又は連邦政府の提案に基づき中央委員会の事前審査の後に議決した場合には、これを実施しなければならない。選挙及び裁判所又は行政官庁が決定しなければならない問題は、国民諮問の対象とすることはできない。

(2) 第 1 項に規定する提案は、国民諮問が基づく質問に対する回答を含んでいなければならない。当該質問は、「はい」又は「いいえ」により回答すべき質問又は二つの選択的  
回答から構成されていなければならない。

(3) 国民諮問は、第 45 条及び第 46 条の規定を準用して実施するものとする。国民諮問において投票権を有する者は、諮問の日に国民議会の選挙権を有する者である。連邦選挙委員会は、国民諮問の結果を国民議会及び連邦政府に提出しなければならない。

### E. 連邦による執行への国民議会及び連邦参議院の関与

#### 第 50 条

(1) 次の各号に掲げる条約の締結には、国民議会の承認が必要である。

1. 政治的条約、及び法律を改正又は変更する内容を有し第 16 条第 1 項の規定に該当しない条約
2. 欧州連合の条約上の基礎を変更する条約

- (2) 第1項第1号に規定する条約については、更に次に掲げる各号が適用される。
1. 条約が単純改正を規定している場合には、当該改正は、国民議会が第1項の規定による承認を留保していない限り、これを必要としないこと。
  2. 第1項第1号の規定により承認された条約は、それが州の自治的活動領域に属する事項について定めている限り、連邦参議院の同意を必要とすること。
  3. 条約の承認に当たって国民議会は、当該条約が法律の制定により実現される範囲を議決することができること。

(3) 第1項第1号及び第2項第3号に規定する国民議会の議決には、第42条第1項から第4号までの規定が準用される。

(4) 第1項第2号に規定する条約は、第44条第3項の規定に抵触することなく、国民議会の承認及び連邦参議院の同意がある場合にのみ、これを締結することができる。当該議決は、それぞれ、総議員の半数以上の出席議員による投票の3分の2の多数を必要とする。

(5) 国民議会及び連邦参議院は、第1項に規定する条約に関する交渉が開始されたことについて、速やかに報告を受けるものとする。

#### 第51条<sup>2</sup>

(1) 国民議会は、連邦財政枠組法律及びその範囲内において連邦財政法律を議決するが、審議では、その都度、連邦政府の法案が基礎とされるものとする。

(2) 連邦政府は、毎年遅くとも連邦法律で定められた時点までに、連邦財政枠組法律の法案又は連邦財政枠組法律を改正する連邦法律の法案を国民議会に提出しなければならない。連邦財政枠組法律は、次の財政年度及びそれに続く3か年の財政年度について、大項

<sup>2</sup> 2013年1月1日以降、第51条第6項以下は、次のとおり変更される。

#### 第51条

- (6) 連邦の財政運営のために、次の各号に掲げる内容を定める。
1. 連邦財政枠組法律の大項目の上限を超過すること又は超過を授権することは許されない。
  2. 第9項に規定する連邦法律により規定されるべき、次の財政年度の連邦財政枠組法律における小項目の上限を超過すること又は超過を授権することは許されないが、当該上限が連邦財務大臣の同意により超過することが許される旨が第9項に規定する連邦法律により規定されている場合は、この限りでない。

連邦財政法律が、例外的に、次の財政年度及びその次の財政年度について議決された場合には、第2号の規定は、第2項最終文において挙げられた上限が、次の財政年度及びその次の財政年度に妥当するという条件付きで適用されるものとする。

- (7) 第6項第1号及び第2号で規定する上限は、次の各号に掲げる場合に超過することができる。
1. 補填が確保されている場合において、緊急を要する事態のときは、計画以外及び計画以上の追加の支出は、最高でも連邦財政法律により定められた支出の100分の2まで、連邦政府の命令に基づき、連邦財政法律の事前審査を行うとされる国民議会の委員会との合意の上で、これを行うことができる。2週間以内に連邦財政法律の事前審査を行うとされる国民議会の委員会の決定がない場合には、合意されたものとみなされる。
  2. 防衛事態において、包括的な国土防衛（第9a条）の目的にとって不可避である計画以上の追加の支出は、一財政年度において連邦財政法律により定められた全支出額の100分の10まで、連邦政府の命令に基づき、連邦財政法律の事前審査を行うとされる国民議会の委員会との合意の上で、これを行うことができる。当該超過支出の支出削減又は収入増加による準備を確保することができない場合には、連邦政府の命令は、公債の引受け又は変更により必要な補填を行うことを連邦財務大臣に委任しなければならない。

目に国民議会がそれぞれの連邦財政法律において承認すべき支出の上限を含み、更に人員計画の概要を含んでいなければならないが、公債の返済に対する支出及び一時的な資金繰りのための借入金のための支出並びに通貨協定の際の資本交換による支出については、この限りでない。さらに小項目について、次の財政年度及びそれに続く3か年の財政年度における上限を規定するものとする。

(3) 連邦政府は、次の財政年度のための連邦財政法律の法案を、連邦財政法律が議決されるべき財政年度が開始する遅くとも10週間前に、国民議会に提出しなければならない。例外的に連邦政府は、次の財政年度及びその次の財政年度についても、年度を区切った上で、連邦財政法律の法案を国民議会に提出することができる。

(4) 例外的に、連邦財政法律が次の財政年度及びその次の財政年度についても議決された場合には、次の財政年度の下半期においては、連邦財政法律を改正する連邦法律の法案は、連邦政府により、遅くともその次の財政年度が開始する10週間前に国民議会に提出されるものとする。そこに含まれる連邦財政法律の改正は、必ずその次の財政年度に関係していなければならない。法案は、次の財政年度が終わるまでに、国民議会により審議を受けるものとする。第51a条第1項及び第2項の規定は、これを準用する。

(5) 連邦財政法律は、別表として、連邦の予算及び人員計画並びに他の財政運営にとって重要な基礎を含むものでなくてはならない。

(6) 連邦の財政運営には、次に掲げる各号が適用される。

1. 連邦財政枠組法律の大項目の上限を超過すること又は超過を授権することは許されないが、防衛上の緊急事態（第51b条第4項）及び支出削減又は収入増加により

(8) 連邦の財政運営においては、特に現実の男女平等という目的を考慮した結果指向、透明性、効率性及び連邦の財政状況の可能な限り忠実な表現の原則に注意を払うものとする。

(9) 連邦財政枠組法律及び連邦財政法律の制定並びに他の連邦の財政運営に関する詳細な規定は、第8項の規定に対応する統一の原則に従って連邦法律により定められるものとする。当該連邦法律においては、特に次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

1. 特に実質的な男女同権という目的を考慮した、結果指向の財務管理のための措置
2. 連邦財政法律の事前審査を行うとされる国民議会の委員会への報告義務を含む、透明性確保のための措置
3. 連邦財政枠組法律の制定、構成及び拘束力
4. 連邦予算の構成
5. 特に時間的及び金銭的観点における連邦財政法律の拘束力
6. 将来返済すべき債務の設定。特に、連邦財政法律の事前審査を行うとされる国民議会の委員会の合意を得た連邦財務大臣の命令又は法律による授権を当該債務が必要とする場合の要件を含む。
7. 正及び負の会計積立金の形成
8. 連邦資産の処分。特に、連邦財政法律の事前審査を行うとされる国民議会の委員会の合意を得た連邦財務大臣の命令又は法律による授権を連邦資産の処分が必要とする場合の要件を含む。
9. 連邦による保証の引受け
10. 同一財政年度内において完済されない資金調達又は長期の融資（公債）から生じる債務の引受け及び変更
11. インセンティブ及び制裁の仕組み
12. 統制
13. 会計検査院の会計問題への処理への関与

補われることが確実である場合の緊急を要する事態（第 51b 条第 2 項）には、この限りでない。

2. 第 7 項に規定する連邦法律により規定されるべき、次の財政年度の連邦財政枠組法律における小項目の上限を超過すること又は超過を授権することは許されないが、当該上限が連邦財務大臣の同意により超過することが許される旨が第 7 項に規定する連邦法律により規定されている場合には、この限りでない。

連邦財政法律が、例外的に、次の財政年度及びその次の財政年度について議決された場合には、第 2 号の規定は、第 2 項最終文において挙げられた上限が、次の財政年度及びその次の財政年度に妥当するという条件付きで適用されるものとする。

(7) 連邦財政枠組法律及び連邦財政法律の制定並びに他の連邦の財政運営に関する詳細な規定は、統一の原則に従って連邦法律により定められるものとする。特に当該連邦法律では、連邦財政法律の構成及び拘束力、同じ財政年度の中で償還されない資金調達又は長期の融資（公債）から生じる負債の引受け及び変更の手続、事前負担の理由提示の手続、積立金の創設の手続、連邦財産に関する処置及び連邦による保証引受けの手続並びに会計検査院の会計問題への処理への関与について定めるものとする。

#### 第 51a 条<sup>3</sup>

(1) 連邦政府が、連邦財政枠組法律又は連邦財政法律の法案を期限内（第 51 条第 2 項及び第 3 項）に国民議会に提案しなかった場合、連邦財政枠組法律又は連邦財政法律の法案は、国民議会において議員の要求によっても、これを提案することができる。

(2) 連邦政府が、連邦財政枠組法律又は連邦財政法律の法案を当該要求がなされた後に提案した場合には、国民議会は、その法案を審議に付すことを議決することができる。

(3) 国民議会在、一財政年度において連邦財政枠組法律を議決しなかった場合には、上限が設定された直近の財政年度の上限を、引き続き有効とする。

(4) 国民議会在、一財政年度において連邦財政法律を議決せず、連邦法律による暫定措置も講じなかった場合には、連邦の予算は、直近に議決された連邦財政法律の規定に従って、これを執行するものとする。その場合には公債は、規定された最高額の半分までのみ、一時的な資金繰りのための短期負債は、規定された最高額まで負担することができる。

#### 第 51b 条<sup>4</sup>

<sup>3</sup> 第 151 条第 37 項最終文の規定にあるように本翻訳の刊行時には旧第 51a 条の規定は、まだ効力を有している。同条の規定は、次のとおりである。

#### 第 51a 条

(1) 連邦財務大臣は、財政運営においては、まず満期の負債に返済に必要な支出を行い、次に、それぞれ使用可能な収入があることのみを条件として、儉約性、経済性及び合目的性の原則を尊重した上で、残りの予定された支出を行うよう配慮しなければならない。

(2) 収支の状況により必要となった場合又は財政年度内に経済全体の状況に関する重大な変化が見られた場合には、次の各号に掲げる措置をとることができる。

1. 連邦財務大臣は、連邦財政法律において規定された景気調整基金の全部又は一部の適用を決定することができる。
2. 連邦財務大臣は、満期の連邦の負債の返済に影響がない限り、連邦政府の同意を得て、最長 6 か月の期間の暫定的な支出の条件又は恒久的な支出の条件を決定することができる。

(1) 連邦財政法律においてその項目が規定されていない支出（計画以外の支出）又は連邦予算法律の支出見積りを超えることを要求する支出（計画以上の支出）は、財政運営において、連邦法律の授権に基づいてのみ、これを行うことができる。

(2) ただし、緊急を要する事態のおそれがある場合には、連邦政府の命令に基づき、連邦財政法律の事前審査を行うとされる国民議会の委員会との合意の上で、次の各号に掲げる額の予測できないが、やむを得ない支出を行うことができる。

1. 計画以外の支出であって、連邦財政法律で規定されている全支出のうち最高 1000 分の 1 の額
2. 計画以上の支出であって、連邦財政法律で規定されている全支出のうち最高 1000 分の 2 の額

連邦財政法律の事前審査を行うとされる国民議会の委員会が 2 週間以内に決定を行わなかった場合には、合意が成立したものとみなす。

(3) 国民議会は、連邦財政法律において、連邦財政法律により定められた支出を超過することへの同意を連邦財務大臣に授権することができる。当該同意は、超過が実質的に条件づけられており、かつ、その額が数字で示されている場合又は計算可能である場合に限り、これを与えることができる。さらに、連邦財務大臣の同意により、連邦財政法律において定められた支出を超過することが、次の各号に掲げる理由により必要となった場合には、当該超過支出を行うことができる。

1. 法律上の義務付け
2. 現存する公債又は通貨交換協定
3. 既に連邦財政法律が施行された時点で存在している他の義務

この項の規定に基づく同意は、予測できない必要が生じた場合であって、支出削減又は収入増加による補填を確保することができ、第 51 条第 2 項及び第 6 項に規定する各財政年度における拘束力のある上限を超過しないときに限り、これを与えることができる。

(4) 防衛事態において、包括的な国土防衛（第 9a 条）の目的にとって不可避である計画以外の支出及び計画以上の支出は、一財政年度において連邦財政法律により定められた全支出額の 100 分の 10 まで、連邦政府の命令に基づき、連邦財政法律の事前審査を行うとされる国民議会の委員会との合意の上で、これを行うことができる。当該超過支出の支

<sup>4</sup> 2013 年 1 月 1 日以降、第 51b 条は、次のとおり変更される。

**第 51b 条**

(1) 連邦財務大臣は、財政運営においては、まず満期債務を返済し、引き続き補填可能なことを条件として、かつ、第 51 条第 8 項に規定する原則を遵守する場合に限り、残りの支出を行うよう配慮しなければならない。

(2) 連邦財務大臣は、連邦予算の変更が必要な場合又は財政年度内に経済全体の状況に関する重大な変化が見られた場合には、連邦予算の運営のために、連邦政府の同意を得て、又は連邦財政法律の授権に基づき、連邦の満期債務の履行に影響を与えないときに限り、連邦財政法律により定められた支出の一定額を留保することができる。連邦財務大臣は、留保の指示から 1 か月以内に、連邦財政法律の事前審査を行うとされる国民議会の委員会に報告しなければならない。

(3) 連邦財務大臣は、連邦政府の閣僚及び他の予算を運営する機関に、予算執行について定期的に報告しなければならない。

出削減又は収入増加による補填を確保することができない限り、連邦政府の命令は、公債の引受け又は変更により必要な補填を行うことを連邦財務大臣に委任しなければならない。

(5) 連邦財務大臣は、連邦政府の閣僚及び他の予算を運営する機関に、予算の執行について定期的に報告しなければならない。

#### 第 51c 条<sup>5</sup>

(1) 第 51b 条及び第 2 項の規定による国民議会の財政運営への関与は、連邦財政法律の規定により事前審査を行うとされる国民議会の委員会がこれを行う。当該委員会は、一定の任務を常設小委員会に委任することができ、当該小委員会は、連邦大統領が国民議会議を第 29 条第 1 項の規定により解散した場合であっても、財政運営に関与する。連邦財政法律の事前審査を行うとされる委員会又はその常設小委員会は、国民議会の会議(第 28 条)が行われていない場合であっても、その必要があるときには、これを招集するものとする。詳細な規定は、国民議会の議事規則に関する連邦法律がこれを定める。

(2) 連邦財政大臣は、第 1 項に規定する国民議会の委員会に、第 51a 条第 2 項及び第 51b 条第 2 項から第 4 項までの規定に従って講じられた措置に関して 3 か月ごとに報告しなければならない。さらに、個々の連邦法律の規定にある基準に従って報告するものとする。

<sup>5</sup> 2013 年 1 月 1 日以降、第 51c 条は、次のとおり変更され、さらに、第 51d 条が追加される。

#### 第 51c 条

(1) 連邦財政法律において規定されていない支出又は国民議会により承認された支出を超過する支出は、財政運営において、連邦財政法律の授権に基づいてのみ、これを行うことができる。

(2) 国民議会は、連邦財政法律において、連邦財政法律により定められた支出を超過することへの同意を連邦財務大臣に授権することができる。当該同意は、超過が実質的に条件付けられおり、かつ、その額が数字で示されている場合又は計算できるものである場合に限り、これを与えることができる。さらに、連邦財務大臣の同意により、連邦財政法律において定められた支出を超過することが、次の各号に掲げる理由により必要となった場合には、当該超過支出を行うことができる。

1. 法律上の義務付け
2. 現存する公債又は通貨交換協定
3. 既に連邦財政法律が施行された時点で存在している他の義務

この項の規定に基づく同意は、予測できない必要が生じた場合に、補填を確保することができ、第 51 条第 2 項及び第 6 項に規定する各財政年度における拘束力のある上限を超過しないときに限り、これを与えることができる。連邦財務大臣は、結果指向の財務管理の実施に必要な場合に限り、第 2 号を除くこの項の規定に基づいてなされる定められた支出を超過することへの同意の授権を、管轄の予算執行機関の合意の下に、関係機関の長に委譲することができる。

(3) 連邦財務大臣は、連邦財政法律の事前審査を行うとされる国民議会の委員会に、第 2 項の規定に従い行った措置を四半期ごとに報告しなければならない。

#### 第 51d 条

(1) 財政運営への国民議会の協力は、連邦財政法律の事前審査を行うとされる国民議会の委員会の義務である。当該委員会は、第 29 条第 1 項の規定に従い連邦大統領により国民議会議が解散された場合には、一定の任務について、同様に財政運営に関し関与する義務を負う常任小委員会に委託することができる。必要に応じ、連邦財政法律の事前審査を行うとされる国民議会の委員会及び常任小委員会は、国民議会の会期外(第 28 条)においても招集されるものとする。詳細な規定は、国民議会の議事規則に関する連邦法律で定める。

(2) 第 51b 条第 2 項及び第 51c 条第 3 項に規定するもの以外の報告は、特別な連邦法律の規則に従い、連邦予算法律の事前審査を行うとされる国民議会の委員会に対して通知されるものとする。

## 第 52 条

(1) 国民議会及び連邦参議院は、連邦政府の事務運営を検査する権限を有し、議員は、執行権の全ての対象について質問し、全ての関連する情報を要求し、及び執行権の運営に関する要望を決議において表明する権限を有する。

(1a) 国民議会及び連邦参議院の管轄の委員会は、第 20 条第 2 項の規定により指示に拘束されない機関の長を委員会の会議に出席することを求め、及び事務運営の全ての対象について質問する権限を有する。

(2) 第 1 項の規定による調査権は、連邦政府及びその閣僚に加えて、連邦が少なくとも基礎資本、基本資本又は自己資本の 100 分の 50 に参加しており、かつ、会計検査院の検査に服する企業活動に関しても及ぶ。他の財政的措置その他の経済的措置又は組織的措置による企業の支配についても、当該資本参加と同様に考えるものとする。同様のことは、この項の要件を満たすいかなる企業にも該当する。

(3) 国民議会及び連邦参議院の全ての議員は、国民議会又は連邦参議院の会議において連邦政府の閣僚に短い口頭の質問を行う権利を有する。

(4) 質問権に関する詳細な規定は、国民議会の議事に関する連邦法律及び連邦参議院の議事規則により定められる。

## 第 52a 条

(1) 憲法上の機関及びその活動能力を保護するための措置並びに軍事的国土防衛の確保のための諜報活動について調査するために、国民議会の管轄の委員会は、それぞれ一つの常設小委員会を選出する。それぞれの小委員会には、国民議会の中央委員会に議席を有する政党の所属議員が少なくとも 1 名、所属しなければならない。

(2) 当該常設小委員会は、管轄の連邦大臣から全ての関連する情報及び関連する文書の閲覧を要求する権利を有する。それが知られることにより、国家の安全又は人の安全を脅かすことになる情報及び文書、特にその情報源については、この限りでない。

(3) 当該常設小委員会は、国民議会の会議が行われていない場合であっても、その必要があるときは、これを開催することができる。

(4) 詳細な規定は、国民議会の議事規則に関する連邦法律がこれを定める。

## 第 52b 条

(1) 会計検査院が調査を行う連邦財政の問題における一定の手続を検査するために、第 126d 条第 2 項の規定に基づく委員会は、常設小委員会を選出する。

(2) 詳細な規定は、国民議会の議事規則に関する連邦法律がこれを定める。

## 第 53 条

(1) 国民議会は、議決により調査委員会を設置することができる。

(2) 調査委員会の設置及び手続に関する詳細な定めは、国民議会の議事規則に関する連邦法律により置くものとする。

(3) 裁判所及び他の全ての官庁は、当該委員会の証拠提出の要求に従わなければならない。全ての公的な部局は、要求により、自らの文書を提出しなければならない。

[訳注：第 54 条は、1997 年連邦官報第 2 号により削除]

## 第 55 条

(1) 国民議会は、その中から比例代表の原則により中央委員会を選出する。

(2) 中央委員会は、国民議会の会議（第 28 条）が行われていない場合であっても、その必要が生じたときは、これを招集するものとする。

(3) 中央委員会は、この連邦憲法で定められた権限を有する常設小委員会を選出する。選出は、比例代表の原則により行われるが、当該原則を考慮しつつ、小委員会には中央委員会に議席を有する政党の所属議員が最低 1 名所属しなければならない。国民議会の議事規則に関する連邦法律は、常設小委員会がいつでも招集され、会合できるように配慮しなければならない。国民議会が第 29 条第 1 項の規定により連邦大統領により解散された場合には、常設小委員会は、この連邦憲法によれば国民議会（中央委員会）に属する執行への関与の権限を行使する。

(4) 連邦法律により、連邦政府又は連邦大臣の一定の一般的行為が中央委員会の同意を必要とする旨、及び、中央委員会に連邦政府又は連邦大臣の側から報告を行う旨を規定することができる。詳細な規定、特に同意が得られなかった場合については、国民議会の議事規則に関する連邦法律が、これを定める。

(5) 滞りのない生産又は住民及び他の必要とする者への商品及び必需品の供給の確保のための管理措置に関する管轄の大臣の命令は、国民議会の中央委員会の同意を得るものとするが、緊急を要する事態のおそれがある場合及び当該命令の廃止については、特別の規定を置くことができる。この種の命令に同意する中央委員会の議決は、少なくとも総議員の半数以上の出席がある場合にのみ、投票の 3 分の 2 の多数により、これを行うことができる。

## F. 国民議会及び連邦参議院の議員の地位

### 第 56 条

(1) 国民議会議員及び連邦参議院議員は、その職務を行う際に委任に拘束されない。

(2) 連邦政府の閣僚又は国務次官が国民議会の議員職を放棄した場合で、当該職を離れた後、第 71 条に規定する場合には行政の継続の委嘱が終了した後、8 日以内に選挙委員会に対して当該議員職を放棄しなかったときは、管轄の選挙委員会は、再び議員職を付与するものとする。

(3) 当該議員職の再付与により、一時的に議席職を離れていた議員の議席を保有していた国民議会の議員の議員職は終了するが、後に当選した他の国民議会議員が同一選挙区の議員職を獲得する際に、選挙委員会に対して、一時的に議員職を離れていた国民議会議員のために議員職を行使したい旨を宣言した場合には、この限りでない。

(4) 第 2 項及び第 3 項の規定は、連邦政府の閣僚又は国務次官が国民議会議員に当選したことを了承しなかった場合にも適用する。

**第 57 条**

(1) 国民議会議員は、職務を行う際に実施された投票を理由として責任を問われることなく、職務の際に行われた口頭又は文書の発言を理由として、専ら国民議会により責任を問われ得る。

(2) 国民議会議員は、犯罪行為を理由として、現行犯逮捕の場合を除いて、国民議会の同意がある場合にのみ逮捕することができる。同様に、国民議会議員の家宅捜索は、国民議会の同意を必要とする。

(3) その他に国民議会議員が国民議会の同意なく犯罪行為を理由として当局により訴追されるのは、当該犯罪行為が明らかに当該議員の政治活動と関係がない場合に限られる。ただし当局は、当該議員又は当該問題を管轄する常設委員会の議員の 3 分の 1 が要求した場合には、当該関係の存否に関する国民議会の判断を仰がなければならない。当該要求があった場合には、当局による全ての訴追活動は、即時に中止又は中断するものとする。

(4) 当該場合全てにおいて国民議会の同意は、訴追当局の要求について国民議会が 8 週間以内に判断しなかったときには、与えられたものとみなされ、適切な時期に国民議会が議決を行うために議長は、当該要求を遅くとも当該期限の 2 日前に投票に付さなければならない。会議が行われていない期間は、この期限には参入されない。

(5) 現行犯逮捕の場合、当局は、国民議会議長に行われた逮捕について直ちに通知しなければならない。国民議会又は会議の開催されていない時期に当該事務を管轄する常設委員会が要求した場合には、勾留から釈放され又は訴追自体が中止されなければならない。

(6) 議員の不逮捕特権は、新たに選出された国民議会の集会の日とともに終了し、当該時点を超えて機能を有する国民議会の機関においては、当該機能が失われた時点で終了する。

(7) 詳細な規定は、国民議会の議事規則に関する連邦法律がこれを定める。

**第 58 条**

連邦参議院議員は、その活動する全ての期間にわたり、選出された州議会の議員の不逮捕特権を享受する。

**第 59 条**

国民議会、連邦参議院又は欧州議会のいかなる議員も、同時に他の代表機関に所属することはできない。

**第 59a 条**

(1) 公務員は、国民議会議員に立候補する場合には、選挙運動のために必要な自由時間を保障される。

(2) 国民議会又は連邦参議院の議員である公務員は、申請により、議員活動に必要な範囲で休職又は退職とする。休職中、給与は、実際に行われた労働の実績に対応して支払われるが、最高で給与の 100 分の 75 とし、その上限は、休職及び退職が利用されなかった場合にも適用される。退職により給与は支払われなくなる。

(3) 公務員が議員活動のために従来の職場に復帰できない場合には、同等と思われる職務を、本人の同意がある場合には同等ではない職務を担当することを求めることができる。

給与は、公務員により実際行われた活動によるものとする。

#### 第 59b 条

(1) 国民議会又は連邦参議院の議員に選出された公務員の給与を管理するために、議会事務局に委員会が設置される。委員会には、次の各号に掲げる者が所属する。

1. 国民議会の全ての議長が 1 名ずつ指名した代表者
2. 連邦参議院の議長により、副議長の同意を得て指名された 2 名の代表者
3. 州の 2 名の代表者
4. 自治体の 2 名の代表者
5. 以前に裁判官職を務めたことのある 1 名の委員

第 3 号から第 5 号までに規定する委員は、連邦大統領により任命されるが、その際に連邦政府は、第 3 号の提案（第 67 条）の場合には、州知事の共同提案に拘束され、第 4 号に規定する提案（第 67 条）の場合にはオーストリア自治体連合の提案及びオーストリア都市連合の提案に拘束される。第 1 号から第 4 号までに規定する委員会の委員は、以前に第 19 条第 2 項に規定する活動を行ったことのある者でなければならない。委員会の委員は、営利目的で職業を行っている者であってはならない。委員会の委員の任期は、立法期とともに終了するが、新たな委員の指名又は任命の前には終了しない。

(2) 委員会は、国民議会若しくは連邦参議院の議員である公務員の申立て又はその所属する官庁の申立てにより、第 59a 条の規定又はその実施の際に制定された法律の執行において、公務員とその所属する官庁との間に生じた意見の相違に関する見解を明らかにする。委員会は、また、第 87 条第 2 項に規定する裁判官と審判院又は委員会との間に生じた意見の相違及び第 30 条第 3 項の執行の際に国民議会又は連邦参議院の議員と国民議会の議長との間に生じた意見の相違についても見解を明らかにする。

(3) 公務員である国民議会又は連邦参議院の議員は、第 59a 条に規定する休職又は退職に関していかなる規定が自ら該当するか又はいかなる方法で自らの勤務実績が検査されるのかを、毎年委員会に報告することを義務付けられる。委員会の調査については、第 53 条第 3 項の規定が準用される。委員会は議事規則を制定する。委員会は、国民議会に、連邦参議院議員が関係している限り連邦参議院に、毎年調査報告を提出しなければならず、当該報告は公開されるものとする。

### 第 3 章

#### 連邦の執行

##### A. 行政

#### 1. 連邦大統領

#### 第 60 条

(1) 連邦大統領は、連邦の法律により、国民議会の選挙権を有する男女の連邦国民が有

する平等、直接、個人、自由及び秘密の選挙権に基づいて選挙されるが、選挙の候補者が一名のみである場合には、選挙は国民投票の形式で実施する。第 26 条第 5 項から第 8 項までの規定は、これを準用するものとする。

(2) 当選する者は、全ての有効投票の過半数を集めたものである。当該多数が生じない場合には、第 2 回投票が行われる。この場合には、第 1 回投票の獲得票数における上位 2 名に対してのみ、有効に投票することができる。

(3) 連邦大統領に選出され得る者は、国民議会の選挙権を有し、投票日に 35 歳となっている者のみである。

(4) 連邦大統領の選挙結果は、連邦首相により、公式に公示される。

(5) 連邦大統領の職務は、6 年間継続する。直後の任期への再選は、一回のみ許される。

(6) 任期の終了の前に、連邦大統領を、国民投票により解任することができる。国民投票は、連邦集会がこれを要求したときに実施される。連邦集会は、国民議会が当該発案を議決した場合に、当該目的のために連邦首相により招集されるものとする。国民議会の議決には、総議員の半数以上の出席がある場合に、投票の 3 分の 2 以上の多数が必要である。国民議会の当該議決により、連邦大統領は、引き続き職務を行うことができなくなる。国民投票により解任が拒否された場合は、新たに選出されたものとみなされ、国民議会が解散される（第 29 条第 1 項）。この場合においても、連邦大統領の全任期は、12 年を超えてはならない。

#### 第 61 条

(1) 連邦大統領は、その職務を行う地位にある間、一般的な代表機関に所属してはならず、他の職業を行ってはならない。

(2) 「連邦大統領」の称号は、他の呼称に付加し、又は、それに関連付けても、何人もこれを名乗ってはならない。当該称号は、法律により保護される。

#### 第 62 条

(1) 連邦大統領は、就任の際に連邦集会の前で次の宣誓を行う。

「私は、共和国の憲法と全ての法律を忠実に遵守し、私の義務を誠心誠意遂行することを誓います。」

(2) 宗教的な誓約を付加することは、許される。

#### 第 63 条

(1) 連邦大統領の刑事訴追は、連邦集会がこれに同意した場合にのみ、これを行うことができる。

(2) 連邦大統領の訴追の要請は、管轄官庁が国民議会に行い、国民議会は、連邦集会にこれを付議するか否かについて議決を行う。国民議会が賛成の議決を行った場合には、連邦首相は、連邦集会を直ちに招集しなければならない。

#### 第 64 条

(1) 連邦大統領が職務を行うことができない場合には、全ての職務は、まず、連邦首相に移譲される。他の欧州連合の加盟国における滞在により、職務を行うことができないとはみなされない。ただし、20 日以上職務を行うことができない場合、又は、連邦大統領

が第 60 条第 6 項の規定により、更に職務を行うことができない場合には、国民議会の議長、第二議長及び第三議長は、合議体として、連邦大統領の職務を行う。連邦大統領の地位が継続的に空席となっている場合にも同様とする。

(2) 第 1 項の規定により連邦大統領の職務の行使を委任された合議体は、多数決により決定を行う。合議体における議長は、国民議会の議長であり、公的な代表も同様とする。

(3) 国民議会の議長の 1 名又は 2 名が職務を行うことができない場合又はその地位が継続的に空席となっている場合には、合議体は、これらの者の関与なしであっても議決することができ、それにより賛否が同票数になったときは、より地位の高い議長の票に決定権が与えられる。

(4) 連邦大統領の地位が継続的に空席となった場合には、連邦政府は、直ちに新たな連邦大統領の選挙を命じなければならず、合議体は、選挙が行われた後、遅滞なく連邦大統領の宣誓のために連邦集会を招集しなければならない。

### 第 65 条

(1) 連邦大統領は、対外的に共和国を代表し、使節を接受及び信任し、外国からの領事の任命を認証し、外国における共和国の領事を任命し、条約を締結する。連邦大統領は、第 50 条の規定の対象とならない条約又は第 16 条第 1 項に規定する条約であって法律を改正若しくは補完するものでないものの締結に当たって、当該条約が命令の制定により履行されるべきことを指示することができる。

(2) 連邦大統領は、さらに、この連邦憲法の他の規定により委任された権限の他に、次の各号に掲げる行為を行う。

- a) 士官を含む連邦公務員その他の連邦の職務を行う者の指名及びこれらの者に対する役職の付与
- b) 職名の創設及び授与
- c) 個別の場合として、裁判所による有効な有罪判決の赦免、裁判所により命じられた刑の軽減又は変更、恩赦の方法による法の適用の免除及び有罪判決の取消し、更に、職権により訴追される犯罪行為における刑事訴訟手続の中止
- d) 両親の申請による、非嫡出子を嫡出子とする宣言

(3) 連邦大統領が、更に、栄典の権利、特別賞与、手当及び恩給、任命又は認証権並びに他の人事に関する権限の付与に関する権限を有する範囲については、特別の法律でこれを定める。

### 第 66 条

(1) 連邦大統領は、自らに属する一定の範囲の連邦公務員を任命する権限を、連邦政府の管轄の閣僚に委任することができ、委任された閣僚が一定の範囲の公務員についての当該権限を下位の機関に更に委任することを授権することができる。

(2) 連邦大統領は、第 16 条第 1 項にも第 50 条にも該当しない一定の範囲の条約の締結を連邦政府又は管轄の連邦政府の閣僚に授権することができ、当該授権は、当該条約が命令の制定により履行されるものとする旨の指令に関する権限にも及ぶ。

(3) 連邦大統領は、第 16 条第 1 項に規定する条約であって、法律を変更又は補完しな

いものの締結を、州政府の提案に基づき、州知事の副署により、州政府に授権することができ、当該授権は、当該条約が命令の制定により履行されるものとする旨の指令に関する権限にも及ぶ。

#### 第 67 条

(1) 連邦大統領の全ての行為は、憲法に別段の定めがない限り、連邦政府又はその授権を受けた連邦大臣の提案に従って行われる。いかなる範囲で、連邦政府又は管轄の連邦大臣が、その際に自らも他の部署の提案に拘束されるかについては、法律でこれを定める。

(2) 連邦大統領の全ての行為は、憲法に従って別段の定めがない限り、有効となるためには連邦首相又は管轄の連邦大臣の副署を必要とする。

#### 第 67a 条

(1) 連邦大統領の職務遂行を補佐するために、大統領府を連邦大統領の下に置く。大統領府の事務手続に関する詳細は、連邦大統領により制定される事務規則により定めることができる。

(2) 第 67 条の規定は、大統領府の事務規則の制定、大統領府の職員の任命及び当該職員への役職の付与並びに当該職員に対する管理権を行使する際の連邦大統領の行為には適用されない。

#### 第 68 条

(1) 連邦大統領は、その職務の行使について、第 142 条の規定により連邦集会に責任を負う。

(2) 当該責任を追及するために、連邦集会は、国民議会又は連邦参議院の議決に基づき、連邦首相により招集されるものとする。

(3) 第 142 条に規定する訴えが提起されることになる議決を行うためには、これら二つの代表機関それぞれの総議員の過半数の出席及び投票の 3 分の 2 の多数が必要である。

## 2. 連邦政府

#### 第 69 条

(1) 連邦の最上位の行政活動は、それが連邦大統領に委任されていない限り、連邦首相、副首相及び他の連邦大臣に委ねられる。これらの者は、連帯して、連邦首相を首長とする連邦政府を構成する。

(2) 副首相は、連邦首相の全ての職務範囲における代理を任務とする。連邦首相及び副首相が同時に職務を行うことができないときは、連邦首相の代理は、職務を行うことができる在職の最も長い閣僚、在職期間が同じ場合には最も年長の閣僚がこれを行う。

(3) 連邦政府は、その閣僚の過半数が出席している場合に、議決を行うことができる。

#### 第 70 条

(1) 連邦首相及びその提案による連邦政府の閣僚は、連邦大統領により任命される。連邦首相又は連邦政府全体の解任には、提案は必要とされず、連邦政府の個々の閣僚の解任は、連邦首相の提案により行われる。連邦首相又は連邦政府全員の任命の場合には、副署

は新たに任命された連邦首相が行い、解任に副署は必要とされない。

(2) 連邦首相、副首相又は連邦大臣に任命され得る者は、国民議会の被選挙権を有する者のみであり、連邦政府の閣僚は、国民議会に所属している必要はない。

(3) 国民議会の会議が行われていないときに、連邦大統領により新たな連邦政府が任命された場合には、連邦大統領は、新たな連邦政府を提示する目的で、国民議会を臨時集会（第 28 条第 2 項）として 1 週間以内に集会するよう招集しなければならない。

#### 第 71 条

連邦政府が辞職する場合には、連邦大統領は、新たな連邦政府が組織されるまで、辞職する連邦政府の閣僚に行政の継続を委託し、そのうちの 1 名を暫定連邦政府の首長に任命しなければならない。行政の継続により、辞職する連邦大臣付きの國務次官又は当該連邦省の上級公務員に対しても行政の継続を委託することができる。この規定は、連邦政府を構成する個々の閣僚が辞職した場合にも準用される。行政の継続を委託された者は、連邦大臣と同様の責任を負う（第 76 条）。

#### 第 72 条

(1) 連邦政府の閣僚は、その職に就任する前に、連邦大統領により宣誓が求められる。宗教的な誓約を付加することは、許される。

(2) 連邦首相、副首相及び他の連邦大臣の任命証書は、連邦大統領により宣誓の日に作成され、新たに任命された連邦大臣により副署される。

(3) 前項までの規定は、第 71 条の場合にも準用される。

#### 第 73 条

(1) 連邦大臣が一時的に職務を行うことができない場合には、当該連邦大臣は、他の連邦大臣の同意の下で、当該合意を与えた他の連邦大臣、職務を行うことができない連邦大臣付きの國務次官又は当該連邦省の上級公務員に代理を委託することができるが、当該代理の委託については連邦大統領及び連邦首相に報告しなければならない。他の欧州連合の加盟国における滞在により、職務を行うことができないとはみなされない。連邦大臣が第 1 文に規定する代理の委託を行うことができない場合には、連邦首相は、副首相の同意を得て、職務を行うことができない連邦大臣付きの國務次官又は当該連邦省の上級公務員に代理を委託することができるが、当該代理の委託は、連邦大統領に報告しなければならない。連邦大臣の代理は、連邦大臣と同等の責任を負う（第 76 条）。

(2) 管轄の連邦大臣は、欧州連合理事会の会議に参加し、その枠内の計画について交渉を行い、投票する権限を、他の連邦大臣又は國務次官に委任することができる。

(3) 他の欧州連合の加盟国に滞在している連邦政府の閣僚は、国民議会又は連邦参議院における事務を、当該大臣付きの國務次官又は他の連邦大臣に行わせることができる。代理されない連邦政府の閣僚は、連邦政府における投票権を他の連邦大臣に委任することができるが、これにより責任に影響は及ばない。投票権は、既に他の連邦政府の閣僚の代理を委託されておらず、かつ、投票権を委任されていない連邦政府の閣僚にのみ委任することができる。

#### 第 74 条

(1) 国民議会が連邦政府又は個別の閣僚に対して明示的な決定により信任を拒否した場合には、連邦政府又は当該連邦大臣は、解任される。

(2) 信任を拒否する国民議会の議決には、国民議会の総議員の半数以上の出席を必要とする。ただし、国民議会の議事規則に関する連邦法律に定められた数の議員が要求している場合には、投票は2就業日後に延期される。投票を再び延期することは、専ら国民議会の議決により行うことができる。

(3) 連邦大統領が第70条第1項の規定により有する他の権限にかかわらず、連邦政府又はその個々の閣僚は、法律で定められた場合又はその意思に基づき、連邦大統領により罷免される。

#### 第75条

連邦政府の閣僚又は国務次官は、国民議会、連邦参議院及び連邦集会並びにこれらの代表機関の委員会（小委員会）の全ての審議に出席する権利を有するが、国民議会の中央委員会の常設小委員会及び調査委員会の審議には、特別の要請があった場合にのみ出席することができる。連邦政府の閣僚又は国務次官は、国民議会の議事規則及び連邦参議院の議事規則に関する連邦法律の詳細な規定により、毎回、要求に基づき意見の聴取を受ける権利を有する。国民議会、連邦参議院及び連邦集会並びにその委員会（小委員会）は、連邦政府の閣僚の出席を要求し、これらの者に調査を開始するよう要請することができる。

#### 第76条

(1) 連邦政府の閣僚（第69条及び第71条）は、第142条の規定に従い、国民議会に対して責任を負う。

(2) 第142条に規定する訴えが提起される議決には、国民議会議員の過半数の出席が必要である。

#### 第77条

(1) 連邦行政の事務の遂行は、連邦省及びその下にある部局の任務である。

(2) 連邦省の数、その任務領域及びその機関については、連邦法律により定められる。

(3) 連邦首相府の長は、連邦首相とし、他の連邦省の長は、それぞれ1名の大臣とする。連邦大統領は、連邦首相府の任務領域に属する一定の事務であって、人事行政上及び組織上の任務を含むものを、引き続き連邦首相府の権限としながら、実質的な長の役割を独自の連邦大臣に委任することができるが、当該大臣は、当該事務に関しては、管轄の連邦大臣の地位を有する。

(4) 連邦首相及び他の連邦大臣は、例外的に、二つ目の連邦省の長となることができる。

#### 第78条

(1) 特別な場合には、連邦大臣は、同時に就任することなく、連邦省の長に任命されることができる。

(2) 連邦大臣については、事務執行における補佐及び議会への代理のために国務大臣とともに置くことができるが、国務次官は、連邦大臣と同様の方法で任命及び罷免される。連邦首相は、国民議会及び連邦参議院における事務を、連邦省の長である副首相の同意を得て、副首相付きの国務次官に遂行させることができる。連邦省の長である副首相は、国

民議会及び連邦参議院における事務を、連邦首相の同意を得て、連邦首相付きの国務次官に遂行させることができる。

(3) 連邦大臣は、国務次官の同意を得て、これに一定の任務の遂行を委託することができる。国務次官は、当該任務を遂行する場合であっても、連邦大臣の下に置かれ、その指示に拘束される。

### 3. 連邦の公安官庁

#### 第 78a 条

(1) 最上級の公安官庁は、連邦内務大臣である。連邦内務大臣の下には、公安委員会が置かれ、その下に郡行政官庁及び連邦警察署が公安官庁として置かれる。

(2) 人の生命、健康、自由若しくは財産に現に危険が生じている場合又は当該危険が迫っている場合には、公安官庁は、他の官庁の管轄にかかわりなく、危険の防止のために、各管轄の官庁が介入するまでの間、一般的な緊急救助を行う権限を有する。

(3) いかなる範囲で自治体の機関が公安官庁として介入しなければならないかについては、連邦法律で定める。

#### 第 78b 条

(1) 各州には、一の公安委員会が存在する。その長として、公安委員長が置かれる。ウィーンについては、連邦警察署が同時に公安委員会であり、警察署長官が公安委員長でもある。

(2) 連邦内務大臣は、州知事の同意を得て、公安委員長を任命する。

(3) 連邦内務大臣は、公安委員長に与えた指示であって、国政上重要なもの又は全国土の公共の平穏、秩序及び安全の維持にとって重要なもの全てを州知事に通知しなければならない。

#### 第 78c 条

(1) 連邦警察署の長として警察署長が置かれ、ウィーン連邦警察署の長として、警察署長官が置かれる。

(2) 連邦警察署の設置及びその地域的な活動領域の確定は、連邦政府の命令により行われる。

#### 第 78d 条

(1) 警備団は、武装若しくは制服を着用し、又は軍の形式に従って設置された部隊であり、警察的な性質の任務を与えられたものをいう。農林業（畑、土壌、森林保護）等の治山治水、鉱業、狩猟、漁業又は他の水産業の各部門の保護のために置かれた監視員、市場監視及び消防の組織は、警備団に含まれない。

(2) 連邦警察署の地域的な活動領域においては、他の地域団体により、警備団を設置してはならない。

### 4. 連邦軍

## 第79条

- (1) 連邦軍は、軍事的な国土防衛を行う。連邦軍は、民兵制度に従って設置される。
- (2) 連邦軍は、適法な市民の勢力に参加を求められた範囲内で、更に次の各号に掲げる事項を行う。
1. 軍事的な国土防衛の領域を超える次に掲げる事項
    - a) 憲法上の機関及びその活動能力並びに国民の民主的自由の保護
    - b) 国内の秩序及び安全の維持一般
  2. 通常範囲を超える自然災害及び事故の際の救助
- (3) 他の連邦軍の任務は、連邦憲法法律により規定される。
- (4) いかなる官庁及び組織が、第2項の規定に掲げられた目的のために連邦軍の参加を直接求めることができるのかについては、防衛法が定める。
- (5) 第2項の規定に掲げられた目的のために軍が独自に介入することは、管轄の官庁がより高度な実力のために軍の介入を求めることができない場合であって、更に事態を放置しておくことにより、公共に償うことのできない損害が生じるとき又は連邦軍の部局に向けられた実力による攻撃に対する反撃や暴力を伴う抵抗の除去がなされるときに限り認められる。

## 第80条

- (1) 連邦軍に関する指揮権は、連邦大統領が行使する。
- (2) 防衛法によれば連邦大統領が軍を管轄しない範囲では、管轄の大臣が、連邦政府に与えられた授権の範囲内で権限を有する。
- (3) 連邦軍に関する命令権は、管轄の大臣が行使する（第76条第1項）。

## 第81条

いかなる範囲で州が軍の補充、食事、宿泊及び他の需要に協力するかについては、連邦法律により定められる。

## 5. 連邦の学校官庁

### 第81a条

- (1) 学校制度の領域及び学校寮の事務における教育制度の領域における連邦の行政は、管轄の連邦大臣及びその下にある連邦の学校官庁がこれを行うものとするが、当該学校官庁については、大学及び芸術大学並びに農林業の学校制度及び生徒寮の事務における農林業の教育制度に関するものを除く。学校児童名簿の管理については、連邦の委任事務の範囲で自治体にこれを分担させることができる。
- (2) 各州の領域については州学校委員会という名称の学校官庁が、各郡の領域については郡学校委員会という名称の学校官庁が設置されるものとする。ウィーン州において州学校委員会は、郡学校委員会の任務も行わなければならない。ウィーン市学校委員会という名称を使用しなければならない。州学校委員会及び郡学校委員会の具体的な活動範囲については、連邦法律によりこれを定めるものとする。

(3) 法律により定めるべき連邦の学校官庁の設置については、次の各号に掲げる基本方針が適用される。

- a) 連邦の学校官庁の中に理事会を置く。州学校委員会の理事会の投票権を有する理事は、州議会の政党の保有議席に従って任命され、郡教育委員会の合議体の投票権を有する理事は、州議会において議席を有する政党の、直近の州議会選挙の際の当該郡における得票数に従って任命される。合議体の全て又は一部の理事は、州議会が任命することができる。
- b) 州学校委員会の理事長は、州知事であり、郡学校委員会の議長は、郡行政官庁の長である。州学校委員会の理事長代行を任命することが法律に定められている場合には、理事長代行は、理事長が自ら行うものを除く全ての事務を代行する。副理事長を任命することが法律に定められている場合には、副理事長には、文書を閲覧し、助言を行う権利が認められるが、当該副理事長は、この連邦憲法の施行前に最後に行われた公的な国勢調査において多くの人口を有する五つの州において任命されるものとする。
- c) 州及び郡学校委員会の理事会及び理事長が有する任務の範囲は、法律によりこれを定めるものとする。命令及び一般的な指示の制定、職員の任命、指名の提案、並びに法律案及び命令案に対する意見の作成に当たっては、理事会が招集されるものとする。
- d) 理事会の次の会議までの猶予がない緊急の場合には、理事長（議長）は、理事会の任務範囲に属する事務であっても、これを行わなければならない、かつ、これについて遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- e) 理事会が2か月以上続けて議決を行うことができない場合には、理事会の任務は、その後の議決が行えない期間について、理事長（議長）に移行する。理事長（議長）は、この場合には、理事会の代行を行う。

(4) 理事会の任務の範囲にある事項においては、指示（第20条第1項）を発することはできない。理事会の決定の執行をその違法性のために禁止し、又は、理事会が制定した規則の廃止を指示する指示については、この限りではない。当該指示には、理由を付すものとする。指示を受けた学校官庁は、これに対して理事会の議決に基づき、第129条及び第130条に規定する基準に従い、行政裁判所に直接不服申立てを行うことができる。

(5) 管轄の連邦大臣は、個人的に又はその下にある連邦省の機関から、州学校委員会を通じて連邦官庁の下にある学校及び学校寮の状況及び成果について確認することができる。問題が発見された場合には、第14条第8項に規定する問題でない限り、その解消のために、州学校委員会に通知するものとする。

#### 第81b条

- (1) 州学校委員会は、次の各号に掲げる三つの事項について提案を行う。
  - a) 州教育委員会の下にある学校及び学校寮の校長及び他の教師並びに教育士のための連邦職員の配置
  - b) 州及び郡学校委員会に勤務する学校監督官のための連邦職員の配置並びに学校監

督を職務とする教員の任命

c) 中学校及び養護学校教員の試験委員会の委員長及び委員の任命

(2) 第1項に規定する提案は、第66条第1項、第67条第1項及び他の規定に基づいて管轄とされる連邦大臣に対して行うものとする。提案された候補者からの選任は、連邦大臣が行うものとする。

(3) 州学校委員会には、連邦と公法上の勤務関係にあり、州学校委員会の下にある学校(学校寮)で雇用されている校長及び他の教師並びに教育士にとって第一審となる資格審査委員会及び懲戒委員会が置かれる。詳細は、連邦法律により定めるものとする。

## 6. 大学

### 第81c条

(1) 公立大学は、自由で科学的な研究、教育及び芸術育成を行う場である。公立大学は、法律の範囲内で自律的に活動し、規則を制定することができる。大学の理事機関の構成員は、指示に拘束されない。

(2) 連邦法律において、オーストリアの国籍を有しない者が大学で活動し、大学及び学生代表の機関に参加することが許されることを規定することができる。

(3) 任命され大学に勤務する者の勤務法上の事項については、その審級を管轄の連邦大臣までとする。

## B. 裁判

### 第82条

(1) 全ての裁判権は、連邦に由来する。

(2) 判決及び決定は、共和国の名において言い渡され、作成される。

### 第83条

(1) 裁判所の構成及び権限は、連邦法律により確定する。

(2) 何人も、法律上定められた裁判官を奪われない。

(3) (1968年連邦官報第73号第I条第1号により削除)

### 第84条

軍事裁判は、戦時中を除いて、これを廃止する。

### 第85条

死刑は、これを廃止する。

### 第86条

(1) 裁判官は、この連邦憲法に別段の定めがない限り、連邦政府の推薦に従って連邦大統領又はその委任に基づいて管轄の連邦大臣により任命されるが、連邦政府又は連邦大臣は、裁判所法により、そのために招集される委員会の提案を受けなければならない。

(2) 管轄の連邦大臣に提出され、当該大臣により連邦政府に伝えられる提案は、十分な

候補者がいる場合には、少なくとも3名、2以上のポストがある場合には、少なくともその倍の人数の裁判官として指名すべき者を含まなければならない。

#### 第87条

(1) 裁判官は、裁判官の職務を独立して行う。

(2) 裁判官の職務を行うに当たり、裁判官は、法律及び事務の配分により自らに配分された全ての職務を行うが、法律の規定によれば小法廷又は委員会により行われるのではない司法行政の問題については、この限りでない。

(3) 事務は、裁判所の裁判官に、裁判所法において定められた期間について事前に配分されるものとする。当該事務配分により裁判官に配分された事案は、裁判官が事務の執行をできない場合又はその事務の量のために適切な期間内にこれを遂行できない場合に限り、そのために裁判所法により招集される小法廷が当該事務を行うことにより、免除される。

#### 第87a条

(1) 連邦法律により個別の具体的に示された種類の職務を第一審の裁判において遂行することを、特別に養成された裁判官ではない連邦職員に委任することができる。

(2) ただし、事務配分により担当となった裁判官は、いつでも当該職務の遂行を留保し、又は自ら行うことができる。

(3) 第1項の規定に示された職務を遂行する際に、裁判官ではない連邦の職員は、事務配分により担当となった裁判官の指示にのみ拘束される。第20条第1項第3文の規定は、適用されるものとする。

#### 第88条

(1) 連邦法律により裁判官が退職する年齢を定める。

(2) その他、裁判官は、法律により定められた場合及び形式で、かつ、裁判官による正式な判断に基づいてのみ免職され、又はその意に反して配置転換若しくは退職させられる。ただし、この規定は、裁判所の組織構成の改変により必要となった配置転換又は退職については適用されない。こうした場合には、いかなる期間内に裁判官が、他の場合について規定された形式を伴わずに配置転換され、退職させられるかは、法律により規定される。

(3) 一時的に裁判官の職を解くことは、裁判所長官又はより上級の裁判所のみがこれを行い、同時に、事案を管轄の裁判所に移送することにより行うことができる。

#### 第88a条

裁判所法は、上級裁判所に補欠裁判官の職を設けることを定めることができる。補欠裁判官の数は、下級裁判所裁判官の数の100分の3を超えてはならない。下級裁判所における補欠裁判官の任用は、裁判所法によりそのために招集される上級裁判所の小法廷が定める。当該裁判官が職務の執行をできない場合又は事務量のために適切な期間内にこれを遂行できない場合にのみ、補欠裁判官は、下級裁判所の裁判官の代行を行うことができる。

#### 第89条

(1) 適法に公布された命令、法律（条約）の再公示に関する公布並びに法律及び条約が有効か否かの審査は、以下の各項において別段の定めがない限り、裁判所は行わない。

(2) 裁判所が命令の適用について法律違反を理由とする疑念を持った場合には、当該裁判所は、憲法裁判所に当該命令の廃止を求める申立てを行わなければならない。最高裁判所又は第二審の判決を管轄する裁判所が法律の適用について憲法違反を理由とする疑念を持った場合には、当該裁判所は、憲法裁判所に当該法律の廃止を求める申立てを行わなければならない。

(3) 裁判所により適用される法規が既に無効となっている場合には、裁判所の憲法裁判所に対する申立ては、当該法規が法律違反又は憲法違反であったことの決定を求めるものでなければならない。

(4) 法律（条約）の再公示に関する公布については、第2項第1文及び第3項の規定が、条約については、第140a条に規定する基準により、第2項及び第3項の規定が準用される。

(5) 第2項、第3項又は第4項の規定による申立てが、裁判所に係属中の手続にいかなる影響を与えるかについては、連邦法律により定める。

#### 第90条

- (1) 判決を下す裁判所における民事及び刑事事件の審理は、口頭で行われ、公開される。
- (2) 刑事手続においては、起訴主義が妥当する。

#### 第90a条

検察官は、裁判の機関である。裁判による刑罰により威嚇される行動を理由とする手続において、検察官は、捜査及び起訴の役割を担う。検察官の上級機関の指示への拘束に関する詳細な規定は、連邦法律により定められる。

#### 第91条

- (1) 国民は、判決に関与しなければならない。
- (2) 法律が定めるべき重い刑罰により威嚇される犯罪並びに全ての政治的な犯罪及び軽犯罪については、陪審員が被告人の罪責を決定する。
- (3) 刑罰が科される他の行動を理由とする刑事手続においては、科される刑罰が法律の定める基準を超える場合には、参審員が判決に関与する。

#### 第92条

- (1) 民事事件及び刑事事件における最上級審は、最高裁判所が担当する。
- (2) 連邦政府、州政府、一般的な代表機関又は欧州議会の構成員は、最高裁判所に所属することができず、一般的な代表機関又は欧州議会の構成員に選出された者については、兼職の禁止は、途中で辞職した場合であっても立法期又は任期の終了まで継続する。過去5年間にこれらの活動を行った者を、最高裁判所の長官又は副長官に任命することはできない。

#### 第93条

裁判により刑罰を科される行動に関する恩赦は、連邦法律により与えられる。

#### 第94条

司法は、全ての審級において行政から分離される。

### 第4章

## 州の立法及び執行

### A. 総則

#### 第 95 条

(1) 州の立法は、州議会により行われる。州議会は、州議会選挙規則により、選挙権を有する男女の州民が有する平等、直接、個人、自由及び秘密の選挙権に基づいて、比例代表の原則により選挙される。州憲法は、主たる住所を外国に移転したが、州に住所を有していた国民であっても、外国滞在の間も最長で 10 年の期間は州議会の選挙権を有することを定めることができる。

(2) 州議会選挙規則は、選挙権及び被選挙権の要件を、連邦憲法が国民議会の選挙について定めているものよりも限定してはならない。

(3) 有権者は、選挙権を選挙区において行使するが、各選挙区は、全て一体となった地域でなければならない。一体となった地方選挙区に更に分割することが可能なものでなければならない。議員の定数は、住民数に比例して各選挙区に分配される。州議会選挙規則は、州の全領域における全ての議席配分手続を規定することができ、それにより選挙区において立候補した政党に割り当てられた票の調整及び未だ割り当てられていない票の配分が、比例代表の原則により行われる。有権者を他の選挙母体へと分割することは認められない。

(4) 選挙手続に関する詳細な規定は、州議会選挙規則により定められる。第 26 条第 6 項の規定は、これを準用する。

(5) 州議会選挙に立候補し、又は州議会議員に当選した公務員については、第 59a 条の規定が適用されるが、より厳しい規定を置くことも許される。州憲法法律により、第 59b 条に規定する委員会と同様の権限及び報告書の公開義務を有する機関を創設することができる。

#### 第 96 条

(1) 州議会議員は、国民議会議員と同様の不逮捕特権を有し、第 57 条の規定が準用される。

(2) 第 32 条及び第 33 条の規定は、州議会の会議及びその委員会にも適用する。

(3) 連邦参議院又は州政府の閣僚に選出されたことにより辞職する州議会議員については、州法律により、第 56 条第 2 項から第 4 項までの規定に対応する規定を置くことができる。

#### 第 97 条

(1) 州法律を制定するためには、州議会の議決、州憲法の規定による認証及び副署並びに州知事による州官報における公布が必要である。

(2) 州法律が執行の際に連邦機関の関与を規定している限り、当該法律について連邦政府の同意を得なければならない。法律の議決が連邦首相府の下に到達した日から 8 週間以内に連邦政府が州知事に連邦機関の関与が拒否されたことを伝えない場合には、同意が得られたものとみなす。当該期間が経過する前に法律の議決を公布することは、連邦政府が

明示的に同意した場合にのみ行うことができる。

(3) 憲法によれば州議会の議決を必要とする措置の緊急発動が、明白な、償うことのできない公共への損害を防ぐために必要である場合で、州議会が適切な時期に集会することができないか、より高度の実力により妨げられているときに必要となったときは、州政府は、比例代表の原則により任命された州議会の委員会の同意を得て、法律を暫定的に改正する命令により当該措置を発動することができる。当該措置は、州政府から連邦政府に遅滞なく報告するものとする。州議会の集会の障害が除去されたときは、速やかに州議会を招集する。第 18 条第 4 項の規定は、これを準用する。

(4) 第 3 項に定められた命令は、いかなる場合においても、州憲法の規定の改正を意味してはならず、州の継続的な財政負担、連邦又は自治体の財政負担、国民の財政負担、国家財産の売却、第 12 条第 1 項第 6 文に定められた事項における措置並びに農林業の分野における労働者及び雇用者代表の事項における措置を対象としてはならない。

#### 第 98 条

(1) 州議会の全ての法律案の議決は、州議会の議決の直後、州知事による公布の前に、連邦官報に公布される。

(2) 連邦政府は、州議会の法律案の議決に対して、連邦の利益が脅かされるという理由で、法律の議決が連邦首相府の下に到達してから 8 週間以内に、理由を付した異議を申し立てることができる。法律案の議決に関する立法手続が開始される前に、その根拠となる法律案に対する立場を表明する機会が連邦に与えられた場合には、異議は、連邦の権限が侵害されたという主張によってのみ根拠づけることができる。異議が申し立てられた場合には、法律案の議決は、州議会が総議員の半数以上の出席があるときで、かつ、再び議決したときにのみ公布することができる。

(3) 異議申立ての期間が経過する前に公布することは、連邦政府が明示的に同意した場合にのみ許される。

(4) 公課を対象とする州議会の法律案の議決には、財政憲法法律の規定が適用される。

#### 第 99 条

(1) 州憲法法律により制定される州憲法は、連邦憲法に抵触しない限り、州憲法法律により改正することができる。

(2) 州憲法法律は、州議会の総議員の半数以上の出席がある場合に、投票の 3 分の 2 の多数によってのみ、議決することができる。

#### 第 100 条

(1) 各州議会は、連邦政府の申立てにより、連邦参議院の同意を得て、連邦大統領がこれを解散することができるが、当該解散は、同一の理由では一回のみ命じることができる。連邦参議院の同意は、総議員の半数以上の出席がある場合に、投票の 3 分の 2 の多数により議決されなければならない。投票には、その所属する州議会が解散される州の代表者は、参加することはできない。

(2) 解散の場合には、州憲法の規定により 3 週間以内に新たな選挙が告示され、新たに選出された州議会の招集は、選挙から 4 週間以内に行われなければならない。

### 第 101 条

(1) 各州の執行は、州議会により選出される州政府が担当する。

(2) 州政府の大臣は、州議会に所属する必要はない。ただし、州議会の被選挙権を有する者のみが、州政府へと選出されることができる。

(3) 州政府は、州知事、必要な数の代行及び他の大臣により構成される。

(4) 州知事は、連邦大統領により、他の州政府の大臣は、州知事により、就任の前に連邦憲法への宣誓を求められる。宗教的な宣誓を付加することは、許される。

### 第 102 条

(1) 州の領域においては、連邦の執行は、独自の連邦官庁が存在しない限り（直接連邦行政）、州知事及びその下に置かれる州官庁が担当する（間接連邦行政）。間接連邦行政により行われる事項において連邦官庁、特に連邦警察署が執行を担当する場合には、これらの連邦官庁は、当該事項において州知事の下に置かれ、その指示（第 20 条第 1 項）に拘束されるが、当該連邦官庁が執行の行為を担当するか否か及びその範囲については、連邦法律がこれを定め、当該連邦法律は、第 2 項の規定において掲げられた事項の担当に関しない限り、関係する州の同意があった場合にのみ公布することができる。

(2) 次の各号に掲げる事項は、憲法に従って確定された活動領域の範囲内で、直接、連邦官庁により行われることができる。

国境の確定

外国との物産及び家畜の貿易

関税

連邦領域への入国及び同領域からの出国の規制及び監視

旅券制度

滞在禁止

国外退去命令

国外移送

難民庇護

犯罪者引渡し

連邦財政

専売制度

通貨

信用

証券取引及び銀行の各制度

度量衡

規格統一及び品質証明の制度

司法制度

出版制度

公共の平穩、秩序及び一般的な緊急救助を含む安全の維持であって、地域の治安警察を除いたもの

結社及び集会の権利  
 外国人局及び届出制度  
 武器、弾薬及び爆発物制度並びに火器制度  
 特許制度並びに意匠、商標及び他商品の標識の保護  
 交通制度  
 河川及び航行警察  
 郵便及び通信制度  
 鉱業  
 ドナウ川の管理及び保守  
 河川の改修  
 水路の建設及び保守  
 測量制度  
 労働法  
 社会保険及び契約保険制度  
 介護補助費制度  
 種子、植物、飼料、肥料、植物保護剤及び植物保護器具の商取引であって、許可並びに種子及び植物の認証も含むもの  
 記念物保護  
 連邦警察の組織及び指揮  
 軍事的事項  
 文民役務に関する事項  
 戦争参加者及びその遺族のための福祉事業  
 人口政策であって子ども手当の認可及び家族のための負担軽減を対象としたもの  
 農林業の学校制度並びに生徒寮の事項における農林業の教育制度に関するものを除いた、学校制度並びに生徒及び学生寮の事項における教育制度  
 公共調達制度

(3) 第2項の規定に掲げられた事項においても連邦は、連邦の執行を州知事に委託することができる。

(4) 第2項の規定に掲げられた以外の事項のために独自の連邦官庁を設置することは、関連する州の同意を得てのみ行うことができる。

(5) 州における直接連邦行政の事務において、公共への明白かつ償うことのできない損害を防ぐための措置の緊急発動が必要でありながら、連邦行政の最上級機関がより高度な実力のためにそれを行うことができない場合には、州知事は、代わりに措置を講じなければならない。

### 第103条

(1) 間接連邦行政の事項においては、州知事は、連邦政府及び個々の連邦大臣の指示に拘束され(第20条)、当該指示の実現に協力するために、その性質上州の自治的活動領域を有する機関として命じることのできる手段をも行使するよう義務付けられる。

(2) 州政府は、その事務規則を制定する際に、間接連邦行政の事項の個々の類型ごとに、それが州の自治的活動領域の事項と実質的に関連を有するために、州知事の名において州政府の閣僚により行われることを議決することができる。これらの事項においては、関連する州政府の閣僚は、州知事が連邦政府又は連邦大臣の指示に拘束される（第 20 条）のと同様に、州知事の指示に拘束される。

(3) 第 1 項の規定により発せられた連邦政府又は連邦大臣の指示は、第 2 項の場合においても、州知事に向けられるものとする。州知事は、間接連邦行政の関連する事項を自ら行わない場合には、自らの責任において（第 142 条第 2 項 e 号）、関連する州政府の閣僚への指示を遅滞なく、かつ、変更することなく書面により伝達し、その実行を監督するよう義務づけられる。州知事が必要な措置をとったにもかかわらず、指示に従わない場合には、州政府の当該閣僚も第 142 条の規定により連邦政府に責任を負う。

(4) 間接連邦行政の事項において行政上の審級は、州知事が審査庁として裁決しなければならない限り、かつ、連邦法律により例外的に事務の性質に基づき別段の定めが明示的に規定されていない限り、州知事で終了するが、州知事が第一審の裁決を行う場合には、間接連邦行政における審級は、連邦法律に別段の定めがない限り、管轄の連邦大臣まで達する。

#### 第 104 条

(1) 第 102 条の規定は、第 17 条において掲げられた連邦の活動を遂行する機関には適用されないものとする。

(2) ただし、連邦財産の管理を担当する連邦大臣は、当該活動の遂行を州知事及びその下にある州の官庁に委任することができる。当該委任は、いつでも、その全て又はその一部を取り消すことができる。当該活動を遂行するために増加した費用が特別な例外的場合に連邦により補償される範囲は、連邦法律により定められる。第 103 条第 2 項及び第 3 項の規定は、これを準用する。

#### 第 105 条

(1) 州知事は、州を代表する。州知事は、間接連邦行政の事項において、第 142 条の規定により連邦政府に対して責任を負う。州知事は、州政府により指定された州政府の閣僚（州知事代行）により、その職務を代行される。代行の指定は、連邦首相に報告するものとする。代行が行われる場合には、代行に指定された州政府の閣僚は、間接連邦行政の事項に関して、同様に第 142 条の規定により連邦政府に対して責任を負う。州知事又はその代行を行う連邦政府の閣僚の当該責任の追及は、免責特権により妨げられない。同様に、免責特権により、第 103 条第 3 項に規定する場合における州政府の閣僚の責任追及も妨げられることはない。

(2) 州政府の閣僚は、州議会に対して第 142 条の規定により責任を負う。

(3) 第 142 条に規定する訴えが提起される議決には、州議会議員の半数以上の出席を必要とする。

#### 第 106 条

州政府庁の内部的な職務を統括するために、専門的な行政官が州政府次官に任命される。州政府次官は、間接連邦行政の事項においても、州知事の補助機関である。

〔訳注：第 107 条は、1974 年連邦官報第 444 号により削除〕

## B. 連邦首都ウィーン

### 第 108 条

州としての連邦首都ウィーンについては、市議会は州議会の役割、市政府は州政府の役割、市長は州知事の役割、参事会は州政府庁の役割、参事会長官は州政府次官の役割をもそれぞれ有する。

### 第 109 条

間接連邦行政の事務においては、審級は、連邦法律により除外されていない限り、ウィーン州においては郡行政官庁である参事会から州知事としての市長へと進み、第一審において連邦官庁が執行を担当している場合には（第 102 条第 1 項第 2 文）、連邦官庁から州知事としての市長へと進み、その他については第 103 条第 4 項の規定が適用される。

〔訳注：第 110 条は、1984 年連邦官報第 490 号により削除〕

### 第 111 条

建築制度及び公課制度の事項においては、最上級審の決定は合議制の官庁が行う。当該合議制の官庁の構成及び任命については、州法律により定められる。

### 第 112 条

第 108 条から第 111 条までに規定する基準により、連邦首都ウィーンには、その他の点において第 5 章 A 節の規定が、第 117 条第 6 項第 2 文、第 119 条第 4 項及び第 119a 条の規定を除いて適用される。第 142 条第 2 項 e 号の規定は、連邦により連邦首都ウィーンに委任された活動領域の実施についても適用される。

〔訳注：第 113 条及び第 114 条は、1925 年連邦官報第 268 号により削除〕

## 第 5 章

### 自治行政

#### A. 自治体

### 第 115 条

(1) 本条以下において自治体という場合、それは、地域自治体のことをいう。

(2) 連邦の権限が明示的に確定されていない限り、州の立法は、本章の本条以下に規定する原則に従い、自治体の権利について定めなければならない。第 118 条、第 118a 条及び第 119 条に従い自治体により行われる事務を定める州の権限は、この連邦憲法の一般的

な規定に従って確定するものとする。

(3) オーストリア自治体連合及びオーストリア都市連合は、自治体の利益を代表することを任務とする。

#### 第 116 条

(1) 各州は、自治体へと区分される。自治体は、自治行政の権利を有する地域団体であるとともに行政管轄区域である。全ての土地は、ある自治体に帰属しなければならない。

(2) 自治体は、自治的な経済団体である。自治体は、連邦及び州の一般的な法律の制限内において、あらゆる種類の財産を所有、取得及び処分し、経営的企業を経営し、並びに財政憲法の枠内において予算を自主的に運営し、税を賦課する権利を有する。

(3) 2 万人以上の人口を有する自治体に対しては、州の利益が害されるおそれのない場合には、自治体の申請に基づき州法律により独自の憲章（市組織法）の制定が認められる。当該法律の議決は、連邦政府の同意があった場合にのみ、公布することができる。連邦政府が、法律の議決が管轄の連邦省に到達した日から 8 週間以内に同意を拒否する旨を州知事に通知しなかった場合には、同意がなされたものとみなす。独自の憲章を有する市は、自治体行政の任務に加えて、郡行政の任務をも行わなければならない。

(4) (注：1984 年連邦官報第 490 号の連邦憲法法律第 I 条第 14 号により削除)

#### 第 116a 条

(1) 自治体は、その事務を遂行するために、合意により自治体連合を結成することができる。当該合意は、監督官庁の許可を必要とする。当該許可は、関係自治体の法律に適合する合意が存在し、自治体連合の結成が次の各号に掲げる内容に該当するとき、命令により与えられるものとする。

1. 権力的行政の事務の遂行の場合に、自治行政団体としての関係自治体の機能を害するおそれのないとき
2. 私権の主体としての自治体の事務の遂行の場合に、合目的性、経済性及び儉約性の観点から関係自治体の利益となるとき

(2) 合目的性のために、管轄とされる立法（第 10 条から第 15 条まで）により、自治体の活動領域の事務を遂行するために自治体連合の設立を定めることができるが、それにより自治行政団体及び行政管轄区域としての自治体の機能が害されるおそれが生じてはならない。執行の過程で自治体連合を設立する場合には、関係自治体は事前に聴聞を受けるものとする。

(3) 自治体の独自の活動領域に属する事務を行う自治体連合の機関は、民主的な原則に従って組織するものとする。

(4) 州の立法は、自治体連合の組織について定めなければならないが、その際には、自治体連合の機関として、連合に所属する全ての自治体の選挙された代表者から構成されなければならない連合集会及び連合の長を必ず置くものとする。合意により結成された自治体連合については、さらに、自治体の加入及び脱退に関する規定並びに自治体連合の解散に関する規定を置くものとする。

(5) 自治体連合により遂行されるべき事務について定める権限は、この連邦憲法の一般

的な規定に従って規定されるものとする。

(6) 異なる州に属する自治体による自治体連合の設立は、特に自治体連合の設立及び監督の遂行に関する規則が含まれた関係する州の間における合意を基準として第 15a 条の規定に従い認められるものとする。

#### 第 116b 条

一の州に属する自治体は、州の立法が規定している場合には、相互にそれぞれの活動領域に関する協定を結ぶことができる。その場合に州の立法は、当該協定の公示及び意見が相違した際の決定に関する定めを置かなければならない。異なる州に属する自治体の協定については、第 116a 条第 6 項の規定を準用するものとする。

#### 第 117 条

(1) 自治体の機関として、必ず次の各号に掲げる機関を置くものとする。

- a) 自治体議会すなわち自治体の選挙権を有する者により選挙される一般的な代表機関
- b) 自治体政府（市政府）、独自の憲章を有する市では自治体参事会
- c) 自治体の長

(2) 自治体議会は、自治体に主たる住所を有する男性及び女性の国民の平等、直接、個人、自由及び秘密の選挙権に基づいて、比例代表の原則により選挙される。ただし、選挙規則は、自治体において住所を有するが主たる住所を有しない国民も選挙権を有する旨を定めることができる。選挙規則は、選挙権及び被選挙権の要件を州選挙規則よりも限定してはならないが、自治体における滞在が 1 年に満たない者は、自治体における滞在が明らかに一時的なものである場合には、選挙権及び被選挙権を有さない旨を規定することができる。選挙規則において定められた要件の下で、欧州連合の他の構成国の国籍を有する者も選挙権及び被選挙権を有することができる。選挙規則は、全て一体となった地域を包括しなければならない選挙区において選挙人がその選挙権を行使する旨を規定することができる。有権者を他の選挙母体へと分割することは認められない。第 26 条第 6 項の規定は、これを準用する。立候補者が届出されなかった場合について、選挙規則において、投票用紙に最も多く氏名が記載された者を当選者とみなす旨を規定することができる。

(3) 自治体議会が議決を行うためには、議決を行うことができる数の出席議員の単純多数が必要であるが、特定の事項については、他の議決要件を定めることができる。

(4) 自治体議会の会議は、公開されるが、例外を定めることができる。自治体予算又は自治体決算が審議される場合には、非公開とすることはできない。

(5) 自治体議会に議席を有する政党は、その勢力の割合に応じて、自治体政府における代表者を要求することができる。

(6) 自治体の長は、自治体議会により選挙される。州憲法において自治体議会の選挙権を有する者が自治体の長を選挙する旨を規定することができる。この場合には第 26 条第 6 項の規定を準用するものとする。

(7) 自治体の業務は、自治体の役所（市役所）により、独自の憲章を有する市の業務は、市庁により行われる。市庁の内部職員の長には、専門的な行政官が、市庁長官として任命

される。

(8) 自治体の独自の活動領域の事項においては、州の立法において自治体の選挙権を有する者の直接の参加及び関与を規定することができる。

#### 第 118 条

(1) 自治体の活動領域は、独自の活動領域及び連邦又は州から委任された活動領域である。

(2) 独自の活動領域は、第 116 条第 2 項の規定において掲げられた事項の他に、自治体において具現化された地域社会のみに関わる利益又は当該社会に主として関わる利益に属する全ての事項であって、自治体によりその地域的な境界の内部において行われるのに適したものを含む。法律は、当該事項を自治体の独自の活動領域に属するものとして明示しなければならない。

(3) 自治体には、独自の活動領域において行動するために、特に次の各号に掲げる事項における官庁の任務が保障される。

1. 自治体の機関の任命であって、地域を越える選挙委員会の権限を侵害しないもの  
自治体の任務を遂行するための内部の施設の規律
2. 自治体職員の任命及び管理権の行使であって、地域を越える懲戒、資格及び試験委員会の権限を侵害しないもの
3. 地域の治安警察（第 15 条第 2 項）及び地域の行事警察
4. 自治体の交通地域の管理及び地域の交通警察
5. 耕地警察
6. 地域の市場警察
7. 地域の保健警察であって、特に救助及び救命制度の分野並びに遺体及び埋葬の分野におけるもの
8. 風紀警察
9. 公的な目的に仕える連邦所有の建築物（第 15 条第 5 項）を対象としない範囲での  
地域の建築警察  
地域の消防警察  
地域の開発計画
10. 裁判外紛争解決のための公的施設
11. 動産の自発的な競売

(4) 自治体は、連邦及び州の法律及び命令の範囲内で独自の責任において指示を受けることなく、かつ、第 119a 条第 5 号の規定を除いて自治体外部の行政機関における法的手段を用いることなく、独自の活動領域における事務を遂行しなければならない。連邦及び州は、自治体に対して、自治体独自の活動領域の事務遂行に際しての監督権（第 119a 条）を有する。第 12 条第 2 項の規定は、これに抵触しない。

(5) 自治体の長、自治体政府（市政府、市理事会）の構成員及び自治体の任命を受けた他の機関がある場合にはその機関は、自治体の独自の活動領域に属する任務の遂行について、自治体議会に対して責任を負う。

(6) 独自の活動領域の事項において自治体は、自由な自主的決定により、すぐに予想される地域の社会生活を脅かす弊害又は現に存在する弊害を予防し又は除去するために、地域警察の命令を制定する権利を有し、その不遵守を行政上の秩序違反であると宣言する権利を有する。当該命令は、連邦及び州の法律及び命令に抵触してはならない。

(7) 自治体の申立てにより、独自の活動領域に属する個々の事務の遂行を第 119a 条第 3 項の基準に従い、州政府の命令又は州知事の命令により、国家の官庁に委任することができる。当該命令によりある権限が連邦官庁に委任されるべき場合には、当該命令は、連邦政府の同意を必要とする。州知事の当該命令により、ある権限が州官庁に委任されるべき場合には、当該命令は、州政府の同意を必要とする。当該命令は、その制定の理由がなくなったときは、ただちに失効するものとする。当該委任は、第 6 項の規定による命令制定権については、行われない。

(8) 自治体警備団の設立又はその組織の変更は、連邦政府に届け出るものとする。

#### 第 118a 条

(1) 連邦法律及び州法律により、自治体の同意を得て、自治体警備団に所属する者に管轄官庁のための警察官の任務を遂行する権限を付与することができる旨を定めることができる。

(2) 郡行政官庁は、自治体の同意を得て、自治体警備団に所属する者に対し他の公安機関と同一の範囲で行政刑法の実施に関与する権限を付与することができる。この権限の付与は、公安機関が行政刑事手続の対象となる事項において行政規則の遵守を監督しなければならない場合又は当該事項が自治体の活動領域において遂行されるものである場合に限り、これを付与することができる。

#### 第 119 条

(1) 委任された活動領域には、自治体が連邦法律の基準に従い連邦の委託及び指示により行わなければならない事項又は州法律の基準に従い州の委託及び指示により行わなければならない事項が含まれる。

(2) 委任された活動領域の事項は、自治体の長により遂行される。その際に長は、連邦執行の事項においては連邦の管轄の機関の指示に拘束され、州による執行の事項においては州の管轄の機関の指示に拘束され、第 4 項に規定する責任を負う。

(3) 自治体の長は、委任された活動領域の事項の類型ごとに、その責任を免れることなく、その独自の活動領域の事項との内容的な関係により自治体政府（市政府、市参事会）の構成員、第 117 項第 1 項により創設された他の機関、又は合議制の機関の場合にはその構成員に、その執行を長の名において委任することができる。これらの事項においては当該機関又はその構成員は、自治体の長の指示に拘束され、第 4 項に規定する責任を負う。

(4) 第 2 項及び第 3 項に規定する機関は、法律違反又は命令若しくは指示への不服従により、それが故意又は重大な過失による場合で、連邦執行の領域において活動していたときには州知事により解任を宣言され、州による執行の場合には州政府により解任を宣言される。解任された者が自治体議会に議席を有しているときには、これにより影響を受けることはない。

### 第 119a 条

(1) 連邦及び州は、自治体が独自の活動領域を遂行する際に法律及び命令に違反しなかったか、特にその活動領域を逸脱しなかったか、法律により管轄とされた任務を実現したかという点について、自治体の監督権を行使する。

(2) 州は、これに加えて、自治体の予算をその儉約性、経済性、合目的性について検査する権利を有する。検査の結果は、自治体議会に提出するために、自治体の長に報告するものとする。自治体の長は、検査の結果に基づいて講じられた措置を 3 か月以内に監督官庁に通知しなければならない。

(3) 監督権及びその法律による規律は、自治体の独自の活動領域が連邦執行の領域の事項を含む場合には連邦が、他の場合には州がこれを行い、監督権は、一般の国家行政を行う官庁により行使されるものとする。

(4) 監督官庁は、自治体のあらゆる事項について報告を受ける権利を有する。自治体は、監督官庁から個々の場合に要求された報告を行い、実地調査を実施させる義務を負う。

(5) 独自の活動領域の事項における自治体の機関の処分により自己の権利を侵害されたと主張する者は、審級を尽くした後に（第 118 条第 4 項）処分がなされてから 2 週間以内に、その処分に対して監督官庁に不服を申し立てることができる。監督官庁は、不服申立人の権利が処分により侵害されている場合には、これを取り消し、自治体に事案を改めて決定するように命じなければならない。独自の憲章を有する市については、管轄の立法（第 3 項）が、監督官庁への不服申立ては行われたい旨を定めることができる。

(6) 自治体は、独自の活動領域において制定された命令を監督官庁に遅滞なく報告しなければならない。監督官庁は、法律違反の命令を自治体への聴聞を行った後に、命令により取り消し、同時にその理由を自治体に通知しなければならない。

(7) 管轄の立法（第 3 項）が監督手段として自治体議会の解散を規定している限り、州の監督権の行使においては、当該措置は、州政府がこれを行い、連邦の監督権の行使においては、当該措置は、州知事がこれを行う。監督手段として代執行が許されるのは、不可欠な必要がある場合に限るものとする。監督手段は、第三者の既得権を可能な限り保護しながら行使するものとする。

(8) 自治体により独自の活動領域において講じるべき個々の措置は、それが地域を越える利益に特別に大きな影響を与える場合、特に特別な財政上の意義を有する場合には、管轄の立法（第 3 項）によりこれを監督官庁の許可に服せしめることができる。許可を拒否する理由としては、地域を越える利益を優先することを一義的に正当化する事実のみが許される。

(9) 自治体は、監督官庁の手續において当事者としての地位を有し、行政裁判所（第 131 条及び第 132 条）及び憲法裁判所（第 144 条）に異議を申し立てる権利を有する。

(10) 本条の規定を、自治体連合が自治体の独自の活動領域の事務を遂行する範囲で、自治体連合の監督について準用するものとする。

### 第 120 条

地域自治体の広域自治体への編入、自治行政の標準に従った地方自治体の設置及び州に

おける一般の国家行政の組織に対するその他の原則の確定は、連邦憲法法律の対象であり、その執行は、州の立法がこれを行う。自治体公務員の勤務法及び職員代表法の事項における権限を定めることは、連邦憲法法律の対象である。

## B. その他の自治行政

### 第 120a 条

(1) 専ら又は主として共同の利益となり、かつ、共同の実施に適している公的任務の自治的な遂行のために、人々を法律により自治行政団体へと組織することができる。

(2) 共和国は、労使関係の当事者の役割を承認する。共和国は、その自治を尊重し、自治行政組織を設置することにより労使関係の当事者の対話を促進する。

### 第 120b 条

(1) 自治行政団体は、その任務を自己の責任において指示を受けることなく遂行し、法律の範囲内で規則を制定する権利を有する。連邦及び州は、自治行政団体に対して法律の規定する基準により、行政の実施の適法性に関して監督権を有する。監督権は、自治行政団体の任務に基づいて必要な場合には、更に行政の実施の合目的性にまで範囲を広げることができる。

(2) 自治行政団体に、国家行政の任務を委任することができる。法律は、当該委任を受けた事項を委任された活動領域の事項と明示し、かつ、管轄の最上級行政機関の指示に拘束される旨を規定しなければならない。

(3) 法律により、自治行政団体が国家の執行に関与する形式を定めることができる。

### 第 120c 条

(1) 自治行政団体の機関は、その構成員の中から民主的原則により組織されるものとする。

(2) 自治行政団体による儉約性及び経済性のある任務の遂行は、法律の規定する基準に従って、その構成員の協力又は他の手段によりこれを確保するものとする。

(3) 自治行政団体は、自治的な経済団体である。自治行政団体は、法律の範囲内でその任務を遂行するためにあらゆる種類の財産を取得、所有及び処分することができる。

## 第 6 章

### 会計及び収支の検査

### 第 121 条

(1) 連邦、州、自治体連合、自治体その他法律により定められた法主体の収支の検査は、会計検査院の任務である。

(2) 会計検査院は、連邦の決算を作成し、国民議会に提出する。

(3) 連邦の公債に関する全ての文書は、公債から連邦の義務が発生する場合に限り、会計検査院院長により副署されるものとし、それができない場合には代理により副署される

ものとする。副署は、債務引受けの法律適合性及び国家債務の原簿への適正な記載のみを保証する。

(4) 会計検査院は、その検査に服し、国民議会に報告する義務のある企業及び施設について、2年ごとに、役員会及び監査役会の構成員並びに全職員の年金のための全ての社会保障及び現物の給付並びに追加の給付を含む平均収入を、これらの企業及び施設から報告を徴収することにより算出し、それについて国民議会に報告しなければならない。その際には、これらの人的区分ごとの平均収入を、各企業及び施設ごとに区別して示すものとする。

#### 第 122 条

(1) 会計検査院は、直接、国民議会の下に置かれる。会計検査院は、連邦の収支及び法律上の職業代表の収支の事項において、それらが連邦の執行に該当する限り、国民議会の機関として活動し、州、自治体連合及び自治体の収支並びに法律上の職業代表の収支の事項において、それらが州の執行に該当する限り、当該州議会の機関として活動する。

(2) 会計検査院は、連邦政府及び州政府から独立し、法律の規定のみに従う。

(3) 会計検査院は、院長並びに必要な公務員及び補助職員から構成される。

(4) 会計検査院院長は、中央委員会の提案に基づき、国民議会により 12 年を任期として選出され、再任されることはできない。院長は、就任の前に、連邦大統領に宣誓を行う。

(5) 会計検査院院長は、一般的な代表機関及び欧州議会に所属してはならず、過去 5 年間に連邦政府又は州政府の閣僚であった者であってはならない。

#### 第 123 条

(1) 会計検査院院長は、責任の観点からは、会計検査院が国民議会の機関として活動しているか又は州議会の機関として活動しているかに応じて、連邦政府の閣僚又は対象となる州政府の閣僚と同等の地位に置かれる。

(2) 会計検査院院長は、国民議会の議決により罷免することができる。

#### 第 123a 条

(1) 会計検査院院長は、国民議会及びその委員会（小委員会）において、会計検査院の報告、連邦決算、会計検査院による特別収支検査の実施に関する動議及び連邦財政法律の法案の会計検査院を対象とする細目に関する審議に参加する権利を有する。

(2) 会計検査院院長は、国民議会の議事規則に関する連邦法律の詳細な規定に従い、その要請に基づき、審議において第 1 項に列挙された対象について、その都度、意見の聴取を受ける権利を有する。

#### 第 124 条

(1) 会計検査院院長が職務を行うことができない場合には、会計検査院の最も在職期間が長い公務員が代行する。院長の職が空席の場合においても、同様とする。国民議会における会計検査院院長の代行は、国民議会の議事規則に関する法律により定められる。

(2) 院長の代行の際には、代行する者について第 123 条第 1 項の規定が適用される。

#### 第 125 条

(1) 会計検査院の公務員は、会計検査院院長の提案に基づき、その副署を伴って、連邦

大統領が任命し、職名の授与についても同様とする。ただし、連邦大統領は、会計検査院長に一定の範囲の公務員について任命を授権することができる。

(2) 補助職員は、会計検査院長が任命する。

(3) 会計検査院の職員に対する連邦の管理権は、会計検査院長により行使される。

#### 第 126 条

会計検査院の構成員は、会計検査院の検査に服する企業の経営及び業務に関与してはならない。会計検査院の構成員は、また、他の営利を追求する企業の経営及び業務にも関与してはならない。

#### 第 126a 条

会計検査院と法主体（第 121 条第 1 項）との間に、会計検査院の権限について定める法律の規定の解釈における意見の相違が生じた場合には、連邦政府若しくは州政府又は会計検査院の申立てにより、憲法裁判所が決定する。全ての法主体は、憲法裁判所の法的見解に従って、会計検査院による検査を実現する義務を負う。

#### 第 126b 条

(1) 会計検査院は、連邦の全ての国家経済活動に加えて、連邦の機関又は連邦の機関に指定された者(人的団体)が管理する財団、基金及び施設の収支を検査しなければならない。

(2) 会計検査院は、さらに、連邦が単独で若しくは会計検査院の管轄の下にある他の法主体とともに、基礎資本、基本資本若しくは自己資本の 100 分の 50 以上に参加している企業又は連邦が単独で若しくは当該他の法主体と共同で運営する企業の収支を検査する。会計検査院は、さらに、連邦が単独で又は会計検査院の管轄の下にある他の法主体とともに、財政的措置その他の経済的措置又は組織的措置により事実上支配している企業の検査を行う。会計検査院の権限は、この項の前提を満たすいかなる企業にも拡大する。

(3) 会計検査院は、連邦の資金を伴う公法上の団体の収支を検査する権限を有する。

(4) 会計検査院は、国民議会の議決又は国民議会の議員の要求により、その活動範囲にある収支検査の特別な措置を実施しなければならない。詳細な規定は、国民議会の議事規則に関する連邦法律により定められる。同様に会計検査院は、連邦政府又は連邦大臣の理由を付した要請により、当該措置を実施し、結果を要請のあった部署に報告しなければならない。

(5) 会計検査院の検査は、数値の正確性及び現行法規との適合性に加えて儉約性、経済性及び目的適合性に及ばなければならない。

#### 第 126c 条

会計検査院は、社会保障の主体の収支を検査する権限を有する。

#### 第 126d 条

(1) 会計検査院は、遅くとも毎年 12 月 31 日までに国民議会に前年度の活動について報告を行う。会計検査院は、さらに、いつでも、何らかの要請により、個々の事務遂行について国民議会に報告することができる。会計検査院は、全ての報告を国民議会への提出と同時に、連邦首相に報告しなければならない。会計検査院の報告は、国民議会への提出の後に公開するものとする。

(2) 会計検査院の報告の取扱いのために、国民議会に常任委員会が設置される。設置の際には、比例代表の原則が遵守されるものとする。

#### 第 127 条

(1) 会計検査院は、州の自治的活動領域にある収支並びに州の機関又は州の機関に指定された者（人的団体）が管理する財団、基金及び施設の収支を検査しなければならない。検査は、数値の正確性及び現行法規との適合性に加えて儉約性、経済性及び目的適合性に及ばなければならないが、憲法上の管轄の代表機関が行う収支を決定する議決は、これに含まれない。

(2) 州政府は、毎年、予算及び決算を会計検査院に報告しなければならない。

(3) 会計検査院は、さらに、州が単独で若しくは会計検査院の管轄の下にある他の法主体とともに、基礎資本、基本資本若しくは自己資本の 100 分の 50 以上に参加している企業又は州が単独で若しくは当該他の法主体と共同で運営している企業の収支を検査する。事実上の支配がある場合の検査権限については、第 126 条第 2 項の規定が準用される。会計検査院の権限は、この項に規定する要件が充足されるいかなる企業にも及ぶ。

(4) 会計検査院は、州の資金を伴う公法上の団体の収支を検査する権限を有する。

(5) 会計検査院は、検査結果を当該州政府に通知する。州政府は、当該通知について意見を述べなければならないが、検査結果に基づいてとられた措置を 3 か月以内に会計検査院に報告しなければならない。

(6) 会計検査院は、遅くとも毎年 12 月 31 日までに州議会に当該州に関連する前年度の活動について報告を行う。会計検査院は、さらに、いつでも、個々の事務遂行について州議会に報告することができる。会計検査院は、全ての報告を州議会への提出と同時に、州政府及び連邦政府に報告しなければならない。会計検査院の報告は、州議会への提出の後に公開するものとする。

(7) 会計検査院は、州議会の議決又は州憲法法律により定められる 3 分の 1 を超えてはならない数の州議会議員の要求により、その活動範囲にある収支検査の特別な措置を実施しなければならない。会計検査院が当該要請に基づいて州議会に未だに報告を行っていない限りは、同様の要請を行うことはできない。同様に、会計検査院は、州政府の理由を付した要請に基づき、当該措置を実施し、結果を要請のあった部署に報告しなければならない。

(8) この項の規定は、ウィーン市の収支の検査にも適用され、その場合には、州議会には自治体議会が代わり、州政府には市参事会が代わるものとする。

#### 第 127a 条

(1) 1 万人以上の住民を有する自治体の収支並びに自治体の機関又は自治体の機関に指定された者（人的団体）が管理する財団、基金及び施設の収支は、会計検査院による検査に服する。検査は、数値の正確性及び現行法規との適合性に加えて儉約性、経済性及び目的適合性に及ばなければならない。

(2) 自治体の長は、毎年、予算及び決算を会計検査院及び州政府に同時に通知しなければならない。

(3) 会計検査院は、さらに、1万人以上の住民を有する自治体が単独で若しくは会計検査院の管轄の下にある他の法主体とともに、基礎資本、基本資本若しくは自己資本の100分の50以上に参加している企業又は自治体が単独で若しくは当該他の法主体と共同で運営している企業の収支を検査する。事実上の支配がある場合の検査権限については、第126条第2項の規定が準用される。会計検査院の権限は、この項に規定する要件が充足されるいかなる企業にも及ぶ。

(4) 会計検査院は、1万人以上の住民を有する自治体の資金を伴う公法上の団体の収支を検査する権限を有する。

(5) 会計検査院は、検査結果を自治体の長に通知する。自治体の長は、当該通知について意見を述べなければならず、検査結果に基づいてとられた措置を3か月以内に会計検査院に報告しなければならない。会計検査院は、収支の検査の結果を必要がある場合には自治体の長が述べた意見とともに、州政府及び連邦政府に通知しなければならない。

(6) 会計検査院は、遅くとも毎年12月31日までに自治体議会に当該自治体に関連する前年度の活動について報告を行う。会計検査院は、全ての報告を自治体議会への提出と同時に、州政府及び連邦政府に報告しなければならない。会計検査院の報告は、自治体議会への提出の後に公開するものとする。

(7) 会計検査院は、州政府の理由を付した要請に基づき、1万人未満の住民を有する特定の自治体の収支を検査しなければならない。第1項及び第3項から第6項までの規定は、これを準用するものとする。当該要請は、1年に2回のみ行うことができる。当該要請は、他の自治体と比較して負債又は保証に顕著な動きがある自治体に関してのみ許される。

(8) 会計検査院は、州議会の議決に基づき、1万人以上の住民を有する個別の自治体の収支を検査しなければならない。第1項及び第3項から第6項までの規定は、会計検査院の報告が州政府にも通知される基準とともに、これを準用するものとする。当該要求は、1年に2回のみ行うことができる。当該要求は、他の自治体と比較して負債又は保証に顕著な動きがある自治体に関してのみ認められる。

(9) 自治体の収支の検査に適用される規定は、自治体連合の収支の検査に準用するものとする。

#### 次の規定に関する注

1994年12月31日以降の収支手続に適用

(1994年連邦官報第1013号における第151条第11項第4号を参照)

#### 第127b条

(1) 会計検査院は、法律上の職業代表の収支を検査する権限を有する。

(2) 法律上の職業代表は、会計検査院に毎年、予算及び決算を通知しなければならない。

(3) 会計検査院の検査は、数値の正確性及び現行法規との適合性に加えて収支の儉約性及び経済性に及ばなければならないが、当該検査は、法律上の職業代表の管轄機関が行う利益代表としての任務の遂行における収支を決定する議決には及ばない。

(4) 会計検査院は、検査結果を法律上の職業代表の規則制定機関（代表機関）の長に通知しなければならない。長は、何らかの意見を付して検査の結果を、法律上の職業代表の規則制定機関（代表機関）に提出しなければならない。会計検査院は、検査結果を同時に法律上の職業代表に関する最上級の監督を管轄する官庁にも通知しなければならない。会計検査院の報告は、規則制定機関（代表機関）への提出の後に公開するものとする。

#### 第 127c 条

州に州会計検査院が設置された場合には、州憲法法律により次の各号に掲げる規定を置くことができる。

1. 第 126a 条第 2 文の規定がこの場合にも適用されるという条件を伴う第 126a 条第 1 文の規定に対応する規定
2. 1 万人未満の住民を有する自治体に関する第 127a 条第 1 項から第 6 項までの規定に対応する規定
3. 1 万人以上の住民を有する自治体に関する第 127a 条第 7 項及び第 8 項の規定に対応する規定
4. 自治体連合に関する第 127a 条第 9 項の規定に対応する規定であって、その場合、第 127a 条第 1 項から第 6 項までの規定の準用については連合に属する自治体の住民の総数が 1 万人未満であること並びに第 127a 条第 7 項及び第 8 項の規定の準用については連合に属する自治体の住民の総数が 1 万人以上であることを基準とする。

#### 第 128 条

会計検査院の設置及び活動に関する詳細な規定は、連邦法律により定められる。

### 第 7 章

#### 憲法及び行政の保障

#### 第 129 条

全ての公行政の法律適合性を保障することは、州独立行政審判院、難民庇護裁判所及び行政裁判所の任務である。

##### A. 州独立行政審判院

#### 第 129a 条

(1) 州独立行政審判院は、他の行政上の不服申立てが尽くされた後に、次の各号に掲げる事項における行政上の不服申立てがあった場合に限り決定を下す。

1. 行政上の秩序違反による争訟手続であって、連邦の租税刑事事件を除く。
2. 直接の行政官庁の命令及び強制権の行使により権利を侵害されたと主張する者の異議であって、連邦の租税刑事事件を除く。
3. その他の事項であって、個々の行政の領域について定める連邦法律又は州法律によ

り、州行政審判院の権限とされているもの

4. 告訴事件又は州法律の財政刑法が問題となっている場合に限り第 1 号に規定する事項における決定義務の不履行を理由とする異議並びに第 3 号に規定する事項における決定義務の不履行を理由とする異議

(2) 第一審における判決が州独立行政審判院において直接取り消され得ることを、法律により規定することができる。間接連邦行政並びに第 11 条及び第 12 条に規定する事項において当該連邦法律は、関係する州の同意を得た場合にのみ公布することができる。

(3) 第 89 条の規定は、州独立行政審判院についても準用される。

#### 第 129b 条

(1) 州独立行政審判院は、長官、長官代行及び必要な数の他の審判員から構成される。州独立行政審判院の審判員は、州政府より 6 年以上の任期で任命される。審判員の 4 分の 1 以上は、連邦における職位から採用しなければならない。

(2) 州独立行政審判院の審判員は、第 129a 条及び第 129b 条の規定により帰属する任務の遂行に当たっては指示に拘束されない。職務は、独立行政審判院の審判員に州法律により定められた期間について事前に分配するものとし、当該分配により審判員に割り当てられた事案は、審判員がこれを行うことに支障が生じた場合にのみ、長官の処分により免除することができる。

(3) 任命の期間が経過する前に、州独立行政審判院の審判員は、法律で定められた場合に、独立行政審判院の決議に基づいてのみ、その職を解くことができる。

(4) 州独立行政審判院の審判員は、法律の専門家でなければならない。州独立行政審判院の審判員は、その職にある間、その独立した職権の行使に疑念を生じさせる行動をとってはならない。

(5) 州独立行政審判院の審理について定める連邦法律により、当該官庁は、複数又は一名の審判員により決定を行う。

(6) 州独立行政審判院の組織及びその審判員の勤務法は、州法律により定められ、その手続は、連邦法律により定められる。

## B. 難民庇護裁判所

#### 第 129c 条

難民庇護裁判所は、次の各号に掲げる不服申立手続を尽くした後に決定を行う。

1. 難民庇護問題における行政官庁の処分
2. 難民庇護問題における決定義務の不履行を理由とする異議

#### 第 129d 条

(1) 難民庇護裁判所の所在地は、連邦首都ウィーンとし、支部の設置は認められる。

(2) 難民庇護裁判所は、長官、副長官及び必要な数の他の裁判官から構成される。難民庇護裁判所の裁判官は、連邦政府の提案により連邦大統領が任命する。

(3) 難民庇護裁判所の全ての裁判官は、法学又は法学・国家学の課程を修了し、5 年以

上の法曹実務経験を有する者でなければならない。

(4) 難民庇護裁判所の裁判官は、職業裁判官とする。第 87 条第 1 項及び第 2 項並びに第 88 条第 1 項及び第 2 項の規定は、これを準用する。

#### 第 129e 条

(1) 難民庇護裁判所は、単独の裁判官により決定を行うか又は総会若しくはその中から選出された長官が議長を務める委員会により難民庇護裁判所の裁判官から組織される法廷において決定を行なう。従来の行政裁判所の判例と異なる可能性があるという理由、行政裁判所の判例が存在しないという理由又は解決すべき法律問題について行政裁判所の従来の判例において統一的な見解が示されていないという理由で基本的な意義を有する法律問題及び大量の審理を伴う法律問題は、単独の裁判官又は法廷の申立てにより、拡大された法廷で決定するものとする（基本的決定）。連邦内務大臣の申立てにより、基本的決定を行うものとする。

(2) 職務は、総会又はその委員会により、単独の裁判官及び法廷に連邦法律により定められた期間について事前に分配されるものとする。当該職務配分により裁判官に割り当てられた事案は、裁判官がこれを行うことに支障が生じた場合又は職務量のために適切な期間内にこれを遂行できない場合にのみ免除される。

(3) 第 89 条の規定は、難民庇護裁判所にも準用される。

#### 第 129f 条

難民庇護裁判所の組織及び手続に関する詳細な規定は、連邦法律により定めるものとする。

### C. 行政裁判所

#### 第 130 条

(1) 行政裁判所は、次の各号に掲げる主張がなされている訴えについて裁判する。

- a) 独立行政審判院を含む行政官庁の処分の違法性
- b) 独立行政審判院を含む行政官庁の決定義務の不履行

行政裁判所は、さらに、第 81a 条第 4 項の規定による指示に対する訴えに関しても裁判する。

(2) 立法が行政官庁の活動を拘束する規制を行わず、当該活動の決定を行政官庁に委ねており、行政官庁が法律の定める自由裁量を行使した場合には、違法性は存在しない。

#### 第 131 条

(1) 次の各号に掲げる者は、行政官庁の処分に対して、その違法性を理由に訴えを提起することができる。

1. 法定審級を尽くした後に、処分により権利を侵害されたと主張する者
2. 第 11 条、第 12 条、第 14 条第 2 項及び第 3 項並びに第 14a 条第 3 項及び第 4 項の規定の事項並びに州又は郡の学校委員会の処分に合議制機関の議決が根拠となっている事項にあっては、当事者が法定審級においてもはや取消しを求めることができ

ない限り、管轄の連邦大臣

3. 第 15 条第 5 項第 1 文の規定の事項においては、管轄の連邦大臣の処分に対して管轄の州政府

(2) 第 1 項に掲げられた事案以外の事案において違法を理由とする行政官庁の処分に対する訴えが認められる要件については、行政の各領域について定める連邦法律又は州法律において規定するものとする。

(3) 独立行政審判院又は連邦公共調達庁の処分に対する訴えについて、特に、独立行政審判院又は連邦公共調達庁が従来の行政裁判所の判例と異なる見解であるという理由、行政裁判所の判例が存在しないという理由又は解決すべき法律問題について行政裁判所の従来の判例において統一的な見解が示されていないという理由で判決が基本的意義を有する法律問題の解決によらない場合には、行政裁判所は、その審理を拒否することができ、行政刑事事件の問題については、少額の罰金刑のみが科された場合にのみその審理を拒否することができる。

[訳注：第 131a 条は、1988 年連邦官報第 685 号により削除]

### 第 132 条

独立行政審判院を含む行政官庁による決定義務の不履行を理由とする訴えは、行政手続において当事者として決定義務を主張することができる権利を有した者が、これを提起することができる。行政刑事事件においては、決定義務の不履行を理由とする訴えは認められないが、告訴事件又は租税刑事事件については、この限りでない。

### 第 132a 条

(1) 行政裁判所は、第 129e 条第 1 項第 2 文に規定する難民庇護裁判所による基本的決定について決定を行う。

(2) 難民庇護裁判所の基本的決定は、行政裁判所に職権により送付されるものとする。行政裁判所は、常に、事件について自ら決定を行わなければならない。行政裁判所の決定が基本的決定の送付後 6 か月以内になされない場合には、基本的決定は承認されたとみなされるが、連邦法律により特別な場合について当該期限を停止又は中断する旨を規定することができる。基本的決定は、それにより見解が示された法律問題を解決すべき場合全てについて拘束力を有する。

### 第 133 条

次の各号に掲げる事項は、行政裁判所の権限から除かれる。

1. 憲法裁判所の権限に属する事項
2. (注：1974 年連邦官報第 444 号連邦憲法法律第 I 条第 37 号により削除)
3. 特許制度に関する事項
4. 最終審における決定が合議制官庁に属する事項であって、当該官庁の設置を規定する連邦法律又は州法律により構成員に 1 名以上の裁判官が含まれ、他の構成員が職権を行使する際に指示に拘束されず、官庁の処分が行政上の不服申立てにおいて取

り消されず又は変更されず、かつ、当該要件に該当するか否かに関わらず行政裁判所への上訴が明示的に認められていない場合

#### 第 134 条

(1) 行政裁判所は、長官、副長官及び必要な数の他の裁判官（裁判長及び評議員）から構成される。

(2) 行政裁判所の長官、副長官及び他の裁判官は、連邦大統領が連邦政府の提案に基づき任命する。連邦政府は、長官及び副長官の地位に関する場合を除き、行政裁判所の総会による 3 倍の提案に基づき提案を行う。

(3) 行政裁判所の全ての裁判官は、法学又は法学・国家学の課程を修了し、当該課程の修了が条件となる職業上の地位に 10 年以上あった者でなければならない。裁判官の 3 分の 1 以上の者は、職業裁判官の資格を有するものでなければならない。4 分の 1 の者は、州の職にある者、可能であるならば州の行政官から採用しなければならない。

(4) 連邦政府、州政府、一般的な代表機関又は欧州議会の構成員は、行政裁判所に所属することができず、一定の立法期又は任期で選出された一般的な代表機関又は欧州議会の構成員については、兼職の禁止は、期間途中で辞職した場合であっても立法期又は任期の終了まで継続する。

(5) 第 4 項に掲げた地位に直近 5 年間にあった者は、行政裁判所の長官又は副長官に任命することはできない。

(6) 行政裁判所の裁判官は、職業裁判官とする。第 87 条第 1 項及び第 2 項並びに第 88 条第 1 項及び第 2 項の規定は、これを準用する。

#### 第 135 条

(1) 行政裁判所は、裁判所の裁判官全員から構成する法廷で決定を行う。

(2) 職務は、総会により、法廷に連邦法律により定められた期間について事前に分配されるものとする。

(3) 当該職務配分により裁判官に割り当てられた事案は、裁判官がこれを行うことに支障が生じた場合又は職務量のために適切な期間内にこれを遂行できない場合にのみ免除される。

(4) 第 89 条の規定は、行政裁判所にも準用される。

#### 第 136 条

行政裁判所の設置、任務範囲及び手続に関する詳細な規定は、特別の連邦法律及びこれに基づき総会により議決される職務規則により定められる。

### D. 憲法裁判所

#### 第 137 条

憲法裁判所は、連邦、州、自治体及び自治体連合に対する財産権上の請求であって、通常裁判所における訴訟により解決されず、かつ、行政官庁の決定により解決されないものについて決定を行う。

### 第 138 条

(1) 憲法裁判所は、次の各号に掲げる権限上の争いについて決定を行う。

1. 裁判所と行政官庁との間の権限上の争い
2. 通常裁判所と難民庇護裁判所又は行政裁判所との間の権限上の争い、難民庇護裁判所と行政裁判所との間の権限上の争い及び憲法裁判所自身と他の全ての裁判所との間の権限上の争い
3. 連邦と州との間の権限上の争い及び州相互間の権限上の争い

(2) 憲法裁判所は、さらに、連邦政府又は州政府の申立てにより、ある立法又は執行の行為が連邦又は州の権限であるか否かを確定する。

### 第 138a 条

(1) 連邦政府又は関係する州政府の申立てにより憲法裁判所は、第 15a 条第 1 項にいう協定が存在するか否か及び当該協定から生じる義務が、財産権上の主張が問題となっていない範囲で、州又は連邦により履行されたか否かを決定する。

(2) 第 15a 条第 2 項にいう協定が予定されている場合には、憲法裁判所は、さらに関係する州政府の申立てにより、当該協定が存在するか否か及び当該協定から生じる義務が、財産権上の主張が問題となっていない範囲で、履行されたか否かを決定する。

### 第 139 条

(1) 憲法裁判所は、裁判所、独立行政審判院又は連邦公共調達庁の申立てにより、連邦官庁又は州官庁の命令の法律違反について決定を行うが、憲法裁判所が当該命令を係属中の法律問題に適用しなければならないであろう場合には、職権で決定を行う。憲法裁判所は、また、連邦政府の申立てにより州官庁の命令の法律違反、州政府の申立てにより連邦官庁の命令の法律違反及び関係する自治体の申立てにより第 119 条第 6 項に規定する自治体監督官庁の命令の法律違反について決定を行う。憲法裁判所は、さらに、命令の法律違反について、当該法律違反により直接権利を侵害されたことを主張する者の申立てにより、当該命令が裁判所の判決又はこの者に対する処分を経ることなく効果を有した場合には決定を行い、当該申立てには第 89 条第 3 項の規定を準用する。

(2) 憲法裁判所に係属中であり、憲法裁判所が命令を適用しなければならない法律問題において、当事者の訴えの利益が失われた場合には、既に開始された命令の法律適合性の審査手続は、それにもかかわらず継続するものとする。

(3) 憲法裁判所は、取消しが明確に求められているか又は憲法裁判所が命令を係属中の法律問題に適用しなければならないであろう範囲に限り、命令を法律違反として取り消すことができる。ただし、憲法裁判所が、次の各号に掲げる見解をとる場合には、命令全部を法律に違反するものとして取り消さなければならない。

- a) 命令全部に法律の根拠がないとの見解
- b) 命令全部が管轄ではない官庁により制定されたとの見解
- c) 法律に違反する方法で公布されたとの見解

命令全部の取消しが第 1 項最終文に規定する要請を行った当事者の法的利益を明らかに害する場合又は法律問題が職権による命令の審査手続を開始する契機となった場合には、こ

の限りでない。

(4) 命令が憲法裁判所の決定が行われる時点において既に失効しており、手続が職権により又は裁判所、独立行政審判院、連邦公共調達庁若しくは命令の法律違反により直接、権利を侵害されたことを主張する者の申立てにより開始された場合には、憲法裁判所は、命令が法律に違反していたか否かを判示しなければならない。第3項の規定は、これを準用する。

(5) 命令を法律違反として取り消す憲法裁判所の決定により、連邦又は州の管轄の最上級官庁は、遅滞なくその取消しを公布する義務を負う。同様のことは、第4項の規定による決定の場合にも準用する。取消しは、憲法裁判所が失効について6か月を超えてはならない期限を、法的措置が必要な場合には18か月を超えてはならない期限を定めない場合には、公布の日の経過とともに有効となる。

(6) 命令が法律違反により取り消された場合又は憲法裁判所が第4項の規定により命令が法律違反であったことを判示した場合には、全ての裁判所及び行政官庁は、憲法裁判所の判示に拘束される。ただし、取消しの前に実現している事実には、それが原因となった事実である場合を除き、憲法裁判所が取消しの決定の中で別段の判示を行わない限り、命令は引き続き適用されるものとする。憲法裁判所が取消しの決定において第5項の規定による期限を定めた場合には、命令は、当該期限の経過までに実現される全ての事実、原因となった事実を除き、適用されるものとする。

#### 第139a条

憲法裁判所は、裁判所、独立行政審判院又は連邦公共調達庁の申立てにより、法律（条約）の再公示に関する公布が法律違反であるかについて決定を行い、憲法裁判所が当該公布を係属中の法律問題において適用しなければならないであろう場合には、職権でこれを決定する。憲法裁判所は、また、連邦政府の申立てにより州の当該公布の法律違反について決定を行い、州政府の申立てにより連邦の当該公布の法律違反について決定を行う。憲法裁判所は、さらに、当該公布の法律違反について、当該法律違反により直接、権利を侵害されたことを主張する者の申立てにより、当該命令が裁判所の判決又はこの者に対する処分を経ることなく効果を有する場合には決定を行う。第139条第2項から第6項までの規定は、これを準用するものとする。

#### 第140条

(1) 憲法裁判所は、最高裁判所、第二審の判決を管轄する裁判所、独立行政審判院、難民庇護裁判所、行政裁判所又は連邦公共調達庁の申立てにより、連邦法律又は州法律の憲法違反について決定を行うが、憲法裁判所が係属中の法律問題において適用しなければならないであろう場合には、職権でこれを決定する。憲法裁判所は、また、連邦政府の申立てにより州法律の憲法違反について決定を行い、州政府、国民議会の3分の1の議員又は連邦参議院の3分の1の議員の申立てにより連邦法律の憲法違反について決定を行う。州憲法法律により、州法律の憲法違反に関して当該申立てを行う権利が州議会の3分の1の議員に認められることを規定することができる。憲法裁判所は、さらに、法律の憲法違反について、当該憲法違反により直接、権利を侵害されたことを主張する者の申立てにより、

当該法律が裁判所の判決又はこの者に対する処分を経ることなく効果を有する場合には決定を行い、当該申立てには第 89 条第 3 項の規定を準用するものとする。

(2) 憲法裁判所に係属中であり、憲法裁判所が法律を適用しなければならない法律問題において、当事者の訴えの利益が失われた場合には、既に開始された法律の憲法適合性の審査手続は、それにもかかわらず継続するものとする。

(3) 憲法裁判所は、取消しが明確に求められているか又は憲法裁判所が法律を継続中の法律問題に適用しなければならないであろう範囲に限り、法律を憲法違反として取り消すことができる。ただし、憲法裁判所が、法律全部が権限分配上、担当ではない立法機関により制定され又は憲法に違反する方法で公布されたという見解をとる場合には、法律全部を憲法に違反するものとして取り消さなければならない。法律全部の取消しが第 1 項最終文の、申立てを行った当事者の法的利益を明らかに害する場合又は法律問題が職権による法律の審査手続を開始する契機となった場合には、この限りでない。

(4) 法律が憲法裁判所の決定が行われる時点において既に効力を失っており、手続が職権により又は裁判所、独立行政審判院、連邦公共調達庁若しくは法律の憲法違反により直接権利を侵害されたことを主張する者の申立てにより開始された場合には、憲法裁判所は、法律が憲法に違反していたか否かを判示しなければならない。第 3 項の規定は、これを準用する。

(5) 法律を憲法違反として取り消す憲法裁判所の決定により、連邦首相又は管轄の州知事は、遅滞なくその取消しを公布する義務を負う。同様のことは、第 4 項の規定による決定の場合にも準用する。取消しは、憲法裁判所が失効について期限を定めない場合には、公布の日の経過とともに有効となる。当該期限は、18 か月を超えてはならない。

(6) 憲法裁判所の決定により法律が憲法違反として取り消された場合には、取消しが有効となった日を以て、決定が別段の判示を行わない限り、憲法裁判所が憲法違反であると認定した法律により廃止された法律の規定は、再び効力を有する。法律の廃止に関する公布において、法律の規定が再び有効となるか否か及びどの法律の規定が再び有効となるかについても明らかにするものとする。

(7) 法律が憲法違反により取り消された場合又は憲法裁判所が第 4 項の規定により法律が憲法違反であったことを判示した場合には、全ての裁判所及び行政官庁は、憲法裁判所の判示に拘束される。ただし、取消しの前に実現している事実には、それが原因となった事実である場合を除き、憲法裁判所が取消しの決定の中で別段の判示を行わない限り、法律は引き続き適用されるものとする。憲法裁判所が取消しの決定において第 5 項の規定による期限を定めた場合には、法律は、当該期限の経過までに実現された全ての事実の原因となった事実を除き、適用されるものとする。

#### 第 140a 条

(1) 憲法裁判所は、条約の違法性について決定を行う。その際には、第 50 条の規定による国民議会の承認を伴い締結された条約及び第 16 条第 1 項の規定により締結された法律を改正又は補完する条約には第 140 条の規定が適用され、他の全ての条約には、憲法裁判所が法律違反又は憲法違反を確定する条約が、憲法裁判所が当該条約を引き続き適用す

る期限を定めない場合には決定の告示の日の経過とともに執行機関により適用されなくなるという条件で、第 139 条の規定が適用されるものとする。当該期限は、第 50 条の規定に示された条約の場合及び第 16 条第 1 項の規定により締結された法律を改正又は補完する条約の場合には 2 年を超えてはならず、他の全ての条約の場合には 1 年を超えてはならない。

(2) 憲法裁判所が条約の法律違反又は憲法違反を確定した場合には、決定の告示の日の経過により第 65 条第 1 項第 2 文の規定による当該条約に関連する連邦大統領の指令又は第 50 条第 2 項の規定による国民議会の議決は、失効する。

#### 第 141 条

(1) 憲法裁判所は、次の各号に掲げる事項について決定を行う。

- a) 連邦大統領の選挙並びに一般的な代表機関、欧州議会及び法律上の職業代表の規則制定機関（代表機関）の選挙の取消請求
- b) 州政府及び自治体の執行担当機関への選出の取消請求
- c) 一般的な代表機関の申立てによる当該団体の構成員の失職請求  
オーストリア共和国選出の欧州議会議員 11 名以上の申立てによるオーストリア共和国選出の欧州議会議員の失職請求
- d) 規則制定機関（代表機関）の申立てによる当該機関の構成員の失職請求
- e) 選挙について規定する連邦法律及び州法律において行政官庁の処分による失職の宣言が予定されている限り、不服申立てを尽くした後における、一般的な代表機関、自治体の執行担当機関又は法律上の職業代表の規則制定機関（代表機関）における失職を宣言した処分の取消請求

(要請された) 取消しは、主張される選挙手続の違法又は一般的な代表機関、欧州議会、自治体の執行担当機関又は法律上の職業代表の規則制定機関（代表機関）における失職の法律上定められた理由を根拠とすることができる。憲法裁判所は、主張された選挙手続の違法性が立証され、かつ、それが選挙結果に影響を与えていた場合には、選挙の取消しを認めなければならない。行政官庁による手続において一般的な代表機関及び法律上の職業代表は、当事者の地位を有する。

(2) 第 1 項 a 号の規定により取消しが認められ、かつ、それにより一般的な代表機関、欧州議会又は法律上の職業代表の規則制定機関（代表機関）の選挙の一部又は全部を再び行うことが必要となった場合には、当該代表機関の構成員は、憲法裁判所の決定の送達後 100 日以内に行われる再選挙において当選した構成員にその職が継承された時点で、失職する。

(3) 憲法裁判所が国民発案、国民諮問又は国民投票の結果の取消請求について判断しなければならない要件は、連邦法律により定められる。国民投票実施の対象となる連邦法律の公布に伴う取消請求の可能性に鑑みて待機しなければならない期間は、連邦法律により定めることができる。

#### 第 142 条

(1) 憲法裁判所は、最上級の連邦機関又は州機関がその活動により発生させた有責の権

利侵害のために負う憲法上の責任を追及する訴えについて決定を行う。

(2) 訴えは、次の各号に掲げる方法により提起することができる。

- a) 連邦大統領に対する訴えであって連邦憲法違反を理由とするものについては、連邦集会の議決
- b) 連邦政府の閣僚及び責任上同格の機関に対する訴えであって法律違反を理由とするものについては、国民議会の議決
- c) 欧州連合理事会におけるオーストリアの代表に対する訴えであって連邦が立法を行っていたであろう事項における法律違反を理由とするものについては国民議会の議決、州が立法を行っていたであろう事項における法律違反を理由とするものについては全ての州議会の同様の議決
- d) 州政府の閣僚及びこの連邦憲法又は州憲法により責任上同格とされる機関に対する訴えであって法律違反を理由とするものについては、州議会の議決
- e) 州知事、その代行(第 105 条第 1 項)又は州政府の閣僚(第 103 条第 2 項及び第 3 項)に対する訴えであって、法律違反、間接連邦行政事務における連邦の命令違反又は他の指令(指示)への不服従を理由とするものについて、さらに、州政府の閣僚に関しては当該事務における州知事の指示への不服従を理由とするものについても、連邦政府の決議
- f) 連邦首都ウィーンの機関に対する訴えであって、当該機関が連邦執行の領域の任務を独自の活動領域において処理する限り、法律違反を理由とするものについては、連邦政府の決議
- g) 州知事に対する訴えであって第 14 条第 8 項の規定による指示への不服従を理由とするものについては、連邦政府の決議
- h) 州学校委員会の理事長又は理事長代行に対する訴えであって法律違反を理由とするもの及び連邦の命令又は他の指令(指示)への不服従を理由とするものについては、連邦政府の決議
- i) 州政府の閣僚に対する訴えであって法律違反及び第 11 条第 9 項の規定による権限の妨害を理由とするものについては、当該権限が第 11 条第 1 項第 8 号の規定の事項に該当する限り、国民議会の議決又は連邦政府の決議

(3) 連邦政府により第 2 項 e 号の規定により訴えが州知事又はその代行に対してのみ提起された場合であって、かつ、第 103 条第 2 項の規定により間接連邦行政の事項を任務とする州政府の他の閣僚が第 2 項 e 号に規定する責任を負う場合には、連邦政府は、決定がなされるまでいつでも訴えを州政府の当該閣僚にまで拡大することができる。

(4) 憲法裁判所が訴えを認容する決定は、失職、特に重大な場合には、更に政治的権利の一時的な喪失を内容としなければならない。第 2 項 c 号、e 号、g 号及び h 号の規定に掲げられた場合における軽微な違法の場合にあつては、憲法裁判所は、違法の存在の確認に留めることができる。州学校委員会の理事長の失職により、第 81 条第 3 項 b 号の規定により理事長の職と結びついた職についてもこれを失う。

(5) 連邦大統領は、第 65 条第 2 項 c 号の規定により帰属する権利を、訴えを議決した

一又は二以上の代表機関の申立てのみにより行使することができ、連邦政府が訴えを決議した場合には、連邦政府の要請に基づいてのみこれを行行使することができるが、いかなる場合においても被告の同意があった場合のみとする。

#### 第 143 条

第 142 条に掲げられた者に対する訴えは、被告人となる者の職務行為と結びついた刑事訴追すべき行為を理由として提起することもできる。この場合には、憲法裁判所のみが権限を有し、既に通常の刑事裁判所に係属している審理は、憲法裁判所に移送される。憲法裁判所は、当該事件において、第 142 条第 4 項の規定に加えて刑法規定を適用することができる。

#### 第 144 条

(1) 憲法裁判所は、独立行政審判院を含む行政官庁の処分に対する異議について、異議申立人が処分により憲法上保障された権利を侵害されたこと又は法律違反の命令、法律(条約)の再公示に関する法律違反の公布、憲法違反の法律若しくは違法な条約が適用されたことにより自己の権利を侵害されたことを主張する限り、決定を行う。異議は、法定審級が尽くされた後に初めて提起することができる。

(2) 憲法裁判所は、異議に十分な勝訴の見込みがない場合又は決定により憲法上の問題の解決が期待できない場合には、弁論に至るまでの間、決定により異議の審理を拒否することができる。第 133 条の規定により行政裁判所の権限から除外されている事件が問題となっている場合には、審理を拒否することができない。

(3) 憲法裁判所が、取消しを求められている行政官庁の処分により第 1 項の規定にいう権利を侵害されなかったことを認定した場合で、第 133 条の規定により行政裁判所の権限から除外される事件が問題となっていないときは、憲法裁判所は、異議申立人の申立てにより、異議申立人が処分により他の権利を侵害されたか否かについての決定を求める異議を行政裁判所に移送しなければならない。第 2 項の規定による決定についても、これを準用する。

#### 第 144a 条

(1) 憲法裁判所は、難民庇護裁判所の判決に対する異議について、異議申立人が処分により憲法上保障された権利を侵害されたこと又は法律違反の命令、法律(条約)の再公示に関する法律違反の公布、憲法違反の法律若しくは違法な条約が適用されたことにより自己の権利を侵害されたことを主張する限り、決定を行う。

(2) 憲法裁判所は、異議に十分な勝訴の見込みがない場合又は決定により憲法上の問題の解決が期待できない場合には、弁論に至るまでの間、異議の審理を拒否することができる。

#### 第 145 条

憲法裁判所は、特別の連邦法律の規定により国際法の違反について決定を行う。

#### 第 146 条

(1) 第 126a 条、第 127c 条第 1 号及び第 137 条の規定による憲法裁判所の決定の執行は、通常裁判所により行われるものとする。

(2) 憲法裁判所の他の決定の執行は、連邦大統領が行う。当該執行は、連邦大統領の指示に従って、その裁量による委任を受けた連邦又は州の機関及び連邦軍により行われるものとする。当該決定の執行の要請は、憲法裁判所により連邦大統領に対して行うものとする。当該連邦大統領の指示は、連邦又は連邦機関に対する執行が行われる場合には、第 67 条に規定する副署を必要としない。

#### 第 147 条

(1) 憲法裁判所は、長官、副長官、他の 12 名の裁判官及び 6 名の補欠裁判官から構成される。

(2) 長官、副長官、他の 6 名の裁判官及び 3 名の補欠裁判官は、連邦大統領が連邦政府の提案に基づいて任命し、当該裁判官及び補欠裁判官は、職業裁判官、行政官、法学を専門とする大学教授の中から採用するものとする。他の 6 名の裁判官及び 3 名の補欠裁判官は、連邦大統領が、3 名の裁判官及び 2 名の補欠裁判官については国民議会の提案に基づいて任命し、3 名の裁判官及び 1 名の補欠裁判官については連邦参議院の提案に基づいて任命する。3 名の裁判官と 2 名の補欠裁判官は、連邦首都ウィーン以外の場所に定住所を有する者でなければならない。裁判官又は補欠裁判官に任命される現職の行政官は、その職を離れた場合には給与のない休職となるものとする。補欠裁判官に任命され、全ての命令により拘束される活動を免除された行政官については、当該免除の期間は、この限りでない。

(3) 長官、副長官並びに他の裁判官及び補欠裁判官は、法学又は法学・国家学の課程を修了し、当該課程の修了が条件となる職業上の地位に 10 年以上あった者でなければならない。

(4) 連邦政府、州政府、一般的な代表機関又は欧州議会の構成員は、憲法裁判所に所属することはできず、一定の立法期又は任期について選出された一般的な代表機関又は欧州議会の構成員については、兼職の禁止は、期間途中で辞職した場合であっても立法期又は任期の終了まで継続する。政党の職員又はそれ以外の役員である者は、憲法裁判所に所属することはできない。

(5) 第 4 項に掲げた地位に直近 5 年間にあった者は、憲法裁判所の長官及び副長官に任命することができない。

(6) 憲法裁判所の裁判官及び補欠裁判官については、第 87 条第 1 項及び第 2 項並びに第 88 条第 2 項の規定が適用され、詳細な規定は、第 148 条の規定に従い制定される連邦法律において定められる。職務が終了する年限は、裁判官が 70 歳に到達した年の 12 月 31 日と定める。

(7) 裁判官又は補欠裁判官が、3 回連続して憲法裁判所の審理への招集に正当な事情なく応じなかった場合には、憲法裁判所は、聴聞した上でそのことにつき確認を行わなければならない。当該確認の結果、裁判官の失職又は補欠裁判官の資格の喪失が決定される。

#### 第 148 条

憲法裁判所の組織及び手続に関する詳細な規定は、特別の連邦法律及びこれに基づき憲法裁判所により決定される事務規則により定められる。

## 第 8 章

### オンブズマン委員会

#### 第 148a 条

(1) 何人も、私権の主体としての活動を含む連邦の行政における弊害を主張して、当該弊害に影響を受け、かつ法的手段を利用できない場合又はこれを利用し尽くした場合に限り、オンブズマン委員会に苦情を申し立てることができる。全ての当該苦情は、オンブズマン委員会により審査されるものとする。苦情を申し立てた者には、審査の結果及び場合によってはその理由を通知するものとする。

(2) オンブズマン委員会は、私権の主体としての活動を含む連邦の行政における弊害が存在すると考える場合には、これを職権により検査する権限を有する。

(3) 第 1 項の規定に違反することなく、何人も裁判所による審理の実施が遅延していることを主張して、当該弊害に影響を受けている限り、オンブズマン委員会に苦情を申し立てることができる。第 2 項の規定は、これを準用する。

(4) オンブズマン委員会は、さらに、国民議会に対して行われた請願及び住民発案の処理に関与する。詳細は、国民議会の議事規則に関する連邦法律が規定する。

(5) オンブズマン委員会は、独立して職権を行使する。

#### 第 148b 条

(1) 連邦、州及び自治体の全ての機関は、オンブズマン委員会をその任務遂行に当たり支援し、当該機関の文書閲覧を保障し、要求により必要な情報を提供しなければならない。オンブズマン委員会に対する職務上の守秘は、存在しない。

(2) オンブズマン委員会は、その任務遂行の対象となる機関と同様の範囲で守秘義務を負う。国民議会に対して報告を行う場合、オンブズマン委員会は、当事者又は国家の安全を保護するために求められる限りにおいてのみ守秘義務を負う。

#### 第 148c 条

オンブズマン委員会は、連邦の最上級の行政活動を任務とする機関に対して、一定の事案において又は一定の事案を契機としてとるべき措置を勧告することができる。自治行政又は指示に拘束されない官庁による行政の事項においてオンブズマン委員会は、管轄の自治行政の機関又は指示に拘束されない官庁に対して勧告を行うことができ、当該勧告は、連邦の最上級行政機関に対しても通知するものとする。対象となった機関は、連邦法律により定められた期間内に勧告に応じ、その旨をオンブズマン委員会に報告するか又は勧告に応じなかった理由を文書で示さなければならない。オンブズマン委員会は、一定の事案において又は一定の事案を契機として、裁判所の遅延（第 148a 条第 3 項）を解消するための期限設定の要求を行い、職務監査の措置を提案することができる。

#### 第 148d 条

オンブズマン委員会は、毎年、国民議会及び連邦参議院に対して活動について報告しなければならない。オンブズマンは、国民議会、連邦参議院及びその委員会（小委員会）に

おけるオンブズマン委員会の報告についての審議に参加し、当該機関の要求に応じてその都度陳述を行う権利を有する。国民議会及びその委員会（小委員会）における連邦財政法律の法案のオンブズマン委員会に関する小項目についての審議に関してもオンブズマンは、当該権利を有する。詳細は、国民議会の議事規則及び連邦参議院の議事規則に関する連邦法律が規定する。

**第 148e 条**

オンブズマン委員会の申立てにより憲法裁判所は、連邦官庁の命令の法律違反について決定を行う。

**第 148f 条**

オンブズマン委員会の権限を規定する法律の規定の解釈についてオンブズマン委員会と連邦政府又は連邦大臣の間に意見の相違が生じた場合には、憲法裁判所は、連邦政府又はオンブズマン委員会の申立てにより非公開の審理において決定を行う。

**第 148g 条**

(1) オンブズマン委員会は、ウィーンを所在地とする。オンブズマン委員会は、その内 1 名が議長となる 3 名のオンブズマンから構成される。任期は 6 年とする。オンブズマンの再選は許されない。

(2) オンブズマンは、国民議会により中央委員会の全体提案に基づいて選出される。中央委員会は、全体提案を所属議員の半数以上の出席がある場合に行うものとし、その際、国民議会の議席数の多い上位三政党は、それぞれ 1 名のオンブズマンを全体提案において指名する権利を有する。オンブズマンは、その職に就任する前に連邦大統領に宣誓を行う。

(3) オンブズマン委員会の議長は、毎年オンブズマンの間で指名した政党の議席数が多い順に交替する。当該順序は、オンブズマンの任期の間は変更されない。

(4) オンブズマンが任期途中で欠けた場合には、その者を指名した国民議会に議席を有する政党は、新たなオンブズマンを指名しなければならない。残りの任期についての新たな選出は、第 2 項の規定に従い実施される。

(5) オンブズマンは、国民議会の被選挙権を有する者でなければならない、その職にある間は、連邦政府、州政府又は一般的な代表機関のいずれにも所属してはならず、かつ、他の職業を行ってはならない。

**第 148h 条**

(1) オンブズマン委員会の職員の任命は、オンブズマン委員会の議長の提案に基づき、その副署の下で連邦大統領がこれを行い、職名の授与についても同様とする。ただし、連邦大統領は、一定の範囲の職員の任命をオンブズマン委員会の議長に委任することができる。補助職員は、オンブズマン委員会の議長が任命する。この限りにおいてオンブズマン委員会の議長は、最高の行政機関であり、当該権限を単独で行使する。

(2) オンブズマン委員会に勤務する者に対する連邦の管理権は、オンブズマン委員会の議長が行使する。

(3) オンブズマン委員会は、オンブズマンにより独立して行使される任務を規定する事務規則及び事務配分を制定する。事務規則及び事務配分に関する議決を行うには、オンブ

ズマンの一致した賛成を必要とする。

#### 第 148i 条

(1) 州憲法法律により州は、当該州の行政の領域についてもオンブズマン委員会の管轄とする旨を定めることができる。その場合には、第 148e 条及び第 148f 条の規定を準用するものとする。

(2) 州が、州行政の領域についてオンブズマン委員会と同様の任務を有する機関を創設した場合には、州憲法法律により第 148e 条及び第 148f 条の規定に相当する定めを置くことができる。

#### 第 148j 条

本章の実施のための詳細な規定は、連邦法律により定めるものとする。

### 第 9 章

#### 補則

#### 第 149 条

(1) この連邦憲法に加えて、次に掲げる法律等は、第 44 条第 1 項にいうこの連邦憲法の定める要件による改正の対象となる憲法法律の効力を有しなければならない。

帝国議会に議席を有する王国及び州のための国民の一般的権利に関する 1867 年 12 月 21 日帝国官報第 142 号の国家基本法（注：第 8 条は 1988 年連邦官報第 684 号第 8 条の規定により廃止）

住居不可侵権保護のための法律（1862 年 10 月 27 日帝国官報第 88 号）

1918 年 10 月 30 日国家官報第 3 号の暫定的国民集会の議決

ハプスブルク-ロートリンゲン家の国外追放及びその財産の接収に関する法律（1919 年 4 月 3 日国家官報第 209 号）

貴族、世俗騎士団及び婦人団並びに一定の称号及び位階の廃止に関する法律（1919 年 4 月 3 日国家官報第 211 号）

1919 年 9 月 10 日サン・ジェルマン条約の第 3 部第 5 章（1920 年国家官報第 303 号）

(2) 1867 年 12 月 21 日帝国官報第 142 号の国家基本法第 20 条及び本条の規定に基づいて制定された 1869 年 5 月 5 日帝国官報第 66 号の法律は、失効する。

#### 第 150 条

(1) この連邦憲法により導入された連邦国家的体制への移行は、この連邦憲法と同時に施行される独自の憲法法律により定められる。

(2) 連邦憲法の新たな文言で初めて当該連邦憲法に適合する法律は、当該改正が行われた連邦憲法法律の公布以降に制定することができる。ただし、当該法律は、単に新たな連邦憲法の施行により開始される執行のために必要な措置を規定している場合でない限り、連邦憲法法律の改正後の規定が施行される前に施行されてはならない。

#### 第 151 条

(1) 連邦憲法法律（1991 年連邦官報第 565 号）の文言における第 78d 条及び第 118 条

第 8 項の規定は、1992 年 1 月 1 日に施行される。1992 年 1 月 1 日に存在した警備団は、その存在に影響を受けず、この規定は、1992 年 1 月 1 日に施行される。

(2) 連邦憲法法律（1991 年連邦官報第 565 号）の文言における第 10 条第 1 項第 7 号、第 52a 条、第 78a 条から第 78c 条まで、第 102 条第 2 項の規定並びに第 3 章及び第 102 条の規定における番号の変更は、1993 年 5 月 1 日に施行される。

(3) 第 102 条第 5 項第 2 文並びに第 6 項及び第 7 項の規定は、1993 年 4 月 30 日の経過とともに失効する。第 102 条第 2 項に規定する「地域の治安警察を除いたもの」の文言は、1993 年 4 月 30 日の経過とともに失効する。

(4) 連邦憲法法律（1992 年連邦官報第 470 号）の文言における第 26 条、第 41 条第 2 項、第 49b 条第 3 項、第 56 条第 2 項から第 4 項まで、第 95 条第 1 項から第 3 項まで、第 96 条第 3 項の規定及び第 56 条における第 1 項という新たな表示は、1993 年 5 月 1 日に施行される。

(5) 連邦憲法法律（1992 年連邦官報第 868 号）の文言における第 54 条の規定は、1993 年 1 月 1 日に施行される。

(6) 連邦憲法法律（1993 年連邦官報第 508 号）の文言における次の各号に掲げる規定は、次の各号のとおり施行される。

1. 第 10 条第 1 項第 9 号、第 11 条第 1 項第 7 号並びに第 11 条第 6 項、第 7 項、第 8 項及び第 9 項の規定は、1994 年 7 月 1 日に施行される。
2. 第 28 条第 5 項、第 52 条第 2 項の規定、改正前の第 52 条第 2 項及び第 3 項における第 3 項及び第 4 項という表示並びに第 52b 条の規定は、1993 年 10 月 1 日に施行される。
3. （注：2000 年連邦官報第 I 部第 114 号により削除）

(7) （注：2009 年連邦官報第 I 部第 127 号により削除）

(7a) 連邦憲法法律（1997 年連邦官報第 I 部第 2 号）の文言における第 102 条第 2 項の規定は、1994 年 1 月 1 日に施行される。連邦憲法法律（1993 年連邦官報第 532 号）の文言における第 102 条第 2 項の規定は、同時に失効する。

(8) 連邦憲法法律（1994 年連邦官報第 268 号）の文言における第 54 条の規定は、1994 年 1 月 1 日に施行される。

(9) 連邦憲法法律（1994 年連邦官報第 504 号）の文言における第 6 条第 2 項及び第 3 項、第 26 条第 2 項、第 41 条第 2 項、第 49b 条第 3 項、第 117 条第 2 項第 1 文の規定は、1995 年 1 月 1 日に施行される。連邦及び州の法規において、1996 年 1 月 1 日から、全ての文法上の形式における「通常の住所」の概念は、1995 年 12 月 31 日の経過までに「住所」の概念に置き換えられない限り、それぞれ対応する文法上の形式において「主たる住所」の概念に置き換えられ、1996 年 1 月 1 日から連邦及び州の法規において「通常の住所」の概念は、もはや使用されず、州法律が州議会又は自治体議会の選挙権が主たる住所又は住所により定まる旨を規定していない限り、通常の住所によるものとする。当該施行の時点から次の人口調査の結果が提出されるまで、選挙区（選挙母体）及び地方選挙区（第 26 条第 2 項）への議員数の配分並びに連邦参議院（第 34 条）における州の代表者数の配

分に関しては、直近の人口調査の結果により確定された通常の住所を主たる住所と同じものとする。

(10) 連邦憲法法律（1994年連邦官報第506号）の文言における第87条第3項及び第88a条の規定は、1994年7月1日に施行される。

(11) 連邦憲法法律（1994年連邦官報第1013号）により新たに制定され又は追加された規定の施行、同じ連邦憲法法律により廃止されたこの連邦憲法の規定の失効及び新たな法的状況への移行のために、次の各号に掲げる規定が適用される。

1. この連邦憲法の名称、第21条第6項及び第7項、第56条第2項及び第4項、第122条第3項から第5項まで、第123条第2項、第123a条第1項、第124条、第147条第2項第2文並びに第150条第2項の規定は、1995年1月1日に施行される。
2. 第1章の見出し、第1章Aの見出し、第10条第1項第18号、第16条第4項、第1章Bの見出し、第30条第3項、第59条、第73条第2項、第117条第2項、第141条第1項及び第2項、第142条第2項c号の規定及びd号からi号までの号名並びに第142条第3項から第5項までの規定は、オーストリア共和国の欧州連合への加盟に関する条約\*1)と同時に施行される。
3. 第2号に掲げた規定の施行と同時に1992年連邦官報第276号の文言における第10条第4項から第6項まで及び第16条第6項の規定は、失効する。
4. 第122条第1項及び第127b条の規定は、1997年1月1日に施行される。当該規定は、1994年12月31日以降の収支手続に適用される。
5. 欧州議会におけるオーストリアの代表が一般的な選挙に基づくことなく選出されている限り、当該代表は、国民議会により連邦集会の構成員の中から派遣される。当該派遣は、国民議会に議席を有する政党の提案に基づき、その議席数に比例して、比例代表の原則に従って行われる。派遣の期間中は、国民議会及び連邦参議院の議員は、同時に欧州議会の議員であることができる。その他については、第23b条第1項及び第2項の規定が準用される。欧州議会に派遣された国民議会議員が国民議会議員の議席を放棄した場合には、第56条第2項及び第3項の規定が適用される。
6. 第5号の規定は、1994年12月22日に施行される。

(11a) 連邦憲法法律（1994年連邦官報第1013号）の文言における第112条並びに連邦憲法法律（1999年連邦官報第I部第8号）の文言における第103条第3項及び第151条第6項第3号の規定は、1995年1月1日に施行される。

(12) 連邦憲法法律（1996年連邦官報第392号）の文言における第59a条、第59b条及び第95条第4項の規定は、1996年8月1日に施行される。第59a条及び第95条第4項の施行における州法律の規定の制定まで、州が既に第59a条及び第95条第4項にいう定めを制定していない限り、当該州においては対応する連邦法律の対応する規定を準用する。

(13) 連邦憲法法律（1996年連邦官報第437号）の文言における第23e条第6項及び第28条第5項の規定は、1996年9月15日に施行される。

(14) 連邦憲法法律（1996年連邦官報第659号）の文言における第49条並びに第49a条第1項及び第3項の規定は、1996年9月15日に施行される。

(15) 連邦憲法法律（1997年連邦官報第I部第2号）の文言における第55条の規定は、1997年1月1日に施行される。同時に第54条の規定は失効する。

(16) 連邦憲法法律（1997年連邦官報第I部第64号）の文言における第147条第2項の規定は、1997年8月1日に施行される。

(17) 連邦憲法法律（1997年連邦官報第I部第87号）の文言における第69条第2項及び第3項、第73条第1項、第73条第3項並びに第148d条の規定は、1997年9月1日に施行され、第129条、第6章B、第131条第3項の規定及び第9章における新たな節名は、1998年1月1日に施行される。

(18) 連邦憲法法律（1998年連邦官報第I部第30号）の文言における第9a条第4項の規定は、1998年1月1日に施行される。

(19) 第23f条の規定は、アムステルダム条約と同時に施行される。連邦首相は、この時点を連邦官報に公布しなければならない。

(20) 第149条第1項の規定において、次の各号に掲げるものは失効する。

1. 国民裁判所での手続における、個人的自由の保護のための法律（1862年10月27日帝国官報第87号）の適用に関する1945年11月30日の憲法法律の追加（1946年連邦官報第6号）は、1955年12月30日の経過とともに失効する。
2. 「1919年10月21日国家官報第484号の法律第2条、第5条及び第6条の規定により生じる変更を伴うドイツオーストリアの国章及び国璽に関する法律（1919年5月8日国家官報第257号）」の文言は、1981年7月31日の経過とともに失効する。

(21) 第144条第3項の規定の「又は直接の命令権力及び強制権力の行使により」の文言は、1990年12月31日の経過とともに失効する。

(22) 1999年連邦官報第I部第8号の文言における第10条第1項第14号、第15条第3項及び第4項、第18条第5項、第21条、第37条第2項、第51b条第6項、第52b条第1項、第60条第2項、第78d条第2項、第102条第1項の規定、第102条第6項の新たな項番号、第118条第8項、第118a条並びに第125条第3項の規定は、1999年1月1日に施行される。第102条第5項は、1998年12月31日の経過とともに失効する。

(23) 連邦憲法法律（1999年連邦官報第I部第148号）の文言における第30条第3項第1文、第127c条、第129c条第4項、第147条第2項第4文及び第5文並びに第147条第6項第1文の規定は、1999年8月1日に施行される。

(24) 連邦憲法法律（2000年連邦官報第I部第68号）の文言における第8条の規定は、2000年8月1日に施行される。

(25) 連邦憲法法律（2000年連邦官報第I部第114号）の文言における第11条第8項の規定は、2000年12月1日に施行される。第151条第6項第3文の規定は、2000年11月24日の経過とともに失効する。

(26) 連邦憲法法律（2001年連邦官報第I部第121号）の文言における次の各号に掲げる条項が施行される。

1. 1997年1月1日に第18条第3項及び第23e条第5項の規定
2. 1999年1月1日に第21条第1項及び第6項の規定

3. 1999年8月1日に第147条第2項第1文の規定
4. 2002年1月1日に第18条第4項、第23b条第2項、第39条第2項及び第91条第2項の規定
5. ニース条約と同時に第23f条第1項から第3項までの規定。連邦首相は、この時点  
を連邦官報第I部に公布しなければならない。

(27) 連邦法律（2002年連邦官報第I部第99号）の文言における第14b条、第102条第2項及び第131条第3項の規定は、2003年1月1日に施行される。1925年連邦官報第368号の文言における移行法律第2条、第4条第1項、第5条並びに第6条第1項及び第2項の規定は、準用される。第2文により2003年1月1日に連邦法律となった州法律は、第14条第3項の規定に基づいて成立した州法律の施行により、遅くとも2003年6月30日の経過とともに失効し、同時に、連邦公共調達法（2002年連邦官報第I部第99号）の対応する規定が、その範囲で施行される。

(28) 連邦法律（2003年連邦官報第I部第90号）の文言における第23a条第1項及び第3項、第26条第1項及び第4項、第41条第2項、第46条第2項、第49b条第3項及び第60条第3項第1文の規定は、2004年1月1日に施行される。

(29) 連邦法律（2000年連邦官報第I部第114号）及び連邦法律（2003年連邦官報第I部第100号）の文言における第11条第8号の規定は、2000年12月1日に施行され、連邦法律（2003年連邦官報第I部第100号）の文言における第151条第7項の規定は、当該連邦法律の公布の日の経過とともに施行される。2003年連邦官報第I部第100号の文言における連邦法律第7条第1項、第8条、第8a条、第9a条、第10条第1項第10号第13条第1項、第14条第1項、第5項a号及び第8項、第14a条、第15条第4項、第18条第4項及び第5項、第23条第1項及び第5項、第23e条第6項、第26条、第30条第2項、第34条第2項、第35条第1項、第42条第4項、第47条第1項、第48条、第49条、第49a条、第51条、第51a条、第51b条、第51c条、第52b条、第57条、第71条、第73条、第81a条第1項、第4項及び第5項、第87a条、第88a条、第89条、第97条第1項及び第4項、第102条第2項、第112条、第115条、第116条、第116a条、第117条、第118条、第118a条、第119条、第119a条、第126a条、第126b条第2項、第127条第3項、第127a条、第127c条、第134条第3項、第135条、第136条、第137条、第139条、第139a条、第140条、第140a条、第144条、第146条第1項、第147条第3項、第148条、第148a条、第148b条、第148e条から第148j条まで並びに第149条の規定並びに見出し並びに他の規定は、2004年1月1日に施行される。

(30) 連邦法律（2004年連邦官報第I部第118号）の文言における第11条第1項第7号及び第8号並びに第9項の規定は、2005年1月1日に施行されるが、当該連邦法律が連邦官報に公布される日の経過する前とはならないものとする。連邦立法が別段の定めを置かない限り、第11条第1項第8号に規定する事項に関する州法の規定は、当該時点を経て失効する。

(31) 連邦法律（2004年連邦官報第I部第153号）の文言における第10条第1項第9号及び第151条第7項の規定は、2005年1月1日に施行される。

(32) 連邦憲法法律（2005年連邦官報第I部第31号）の文言における公布の日の経過とともに第14条第5a項、第6項、第6a項、第7a項及び第10項並びに第14a条第7項及び第8項の規定は、施行される。

(33) 連邦憲法法律（2005年連邦官報第I部第81号）の文言について次の各号に掲げる条項が施行される。

1. 2004年12月30日の経過とともに第151条第31項の規定
2. 当該連邦憲法法律の公布の月の経過とともに第8条第3項の規定

(33a) 連邦法律（2005年連邦官報第I部第100号）の文言における第129a条、第129b条並びに第129c条第1項、第3項、第5項及び第7項の規定は、2006年1月1日に施行される。

(34) 連邦法律（2005年連邦官報第I部第106号）の文言における第9a条第3項及び第4項、第10条第1項第15号及び第102条第2項の規定は、2006年1月1日に施行される。

(35) 連邦法律（2005年連邦官報第121号）の文言における第88a条の規定は、2005年11月1日に施行される。

(36) 連邦憲法法律（2007年連邦官報第I部第27号）により改正又は追加された規定の施行及び当該連邦憲法法律により削除された規定の失効並びに新たな法的状態への移行については、次の各号に掲げる事項が適用される。

1. 第23a条第1項、第3項及び第4項、第26条第1項、第4項、第6項及び第8項、第30条第3項、第41条第3項、第46条、第49b条第1項第1文及び第3項第2文、第60条第1項及び第3項第1文、第95条第1項、第2項、第4項及び第5項、第117条第2項及び第6項並びに第151条第33a項の規定は、2007年7月1日に施行され、同時に、第23a条第5項及び第6項の規定は、失効する。州法の規定は、2007年12月31日の経過までに新たな法的状態に適合させるものとする。
2. 第26a条の規定は、2007年7月1日に施行される。当該規定による連邦選挙委員会の改組は、2007年8月31日の経過までに行われなければならない、これに関する詳細な規定は、国民議会選挙規則により定められる。
3. 第27条第1項の規定は、第24立法期の開始とともに施行される。

(37) 連邦憲法法律（2008年連邦官報第I部第1号）第1条により追加又は新たに制定された規定の施行については、次の各号に掲げる規定が適用される。

1. 第13条第2項及び第3項、第4号の文言における第51条、第51a条、第7号から第9a号の文言における第51b条、第123a条第1項並びに第148d条の規定は、2009年1月1日に施行されるが、2009年度から2012年度までの財政年度についての連邦財政枠組法律及び2009年度の連邦財政法律は、既に当該規定に基づいて制定及び議決するものとし、2009年度から2012年度までの財政年度についての連邦財政枠組法律の法案は、遅くとも2009年度の連邦財政法律の法案と同時に国民議会に提案するものとする。
2. 第5号の文言における第51条、第10号の文言における第51b条、第51c条及び第

51d 条の規定は、2013 年 1 月 1 日に施行される。第 4 号の文言における第 51 条及び第 7 号から第 9a 号までの文言における第 51b 条の規定は、2012 年 12 月 31 日の経過とともに失効する。当該法的状態は、2013 年度から 2016 年度までの財政年度についての連邦財政枠組法律及び 2013 年度の財政年度についての連邦財政法律の制定並びにこれらの法律の国民議会による議決に適用される。

連邦法律（2003 年連邦官報第 I 部第 100 号）の文言における第 51a 条の規定は、2012 年 12 月 31 日の経過まで適用するものとする。

(38) 連邦憲法法律（2008 年連邦官報第 I 部第 2 号）の文言における第 2 条第 3 項、第 3 条第 2 項から第 4 項まで、第 9 条第 2 項、第 10 条第 3 項第 2 文及び第 3 文、第 20 条第 1 項及び第 2 項、第 23f 第 1 項最終文及び第 3 項、第 50 条、第 52 条第 1a 項、第 3 章 A 第 6 節、第 67a 条、第 88 条第 1 項、第 90a 条、第 112 条の規定、第 115 条の規定の前の見出し、第 5 章（新）B、第 121 条及び第 129 条の規定の前の見出し、第 134 条第 6 項の規定、第 148a 条の規定の前の見出し、第 148a 条第 3 項から第 5 項まで、第 148c 条最終文及び第 149 条の規定の前の見出しは、2008 年 1 月 1 日に施行される。第 20 条第 2 項最終文及び第 120b 条第 2 項の規定への適合に必要な連邦法律及び州法律は、遅くとも 2009 年 12 月 31 日の経過までに制定するものとする。

(39) 連邦憲法法律（2008 年連邦官報第 I 部第 2 号）の文言における第 10 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 6 号及び第 14 号まで、第 78d 条第 2 項、第 102 条第 2 項、第 129 条、第 7 章（新）B、第 132a 条、第 135 条第 2 項及び第 3 項、第 138 条第 1 項、第 140 条第 1 項第 1 文並びに第 144a 条の規定は、2008 年 7 月 1 日に施行される。新たな法的状態については、次の各号に掲げる内容が適用される。

1. 2008 年 7 月 1 日を以て従来の独立連邦難民庇護審判院は、難民庇護裁判所となる。
2. 難民庇護裁判所の長官、副長官その他の裁判官の任命まで、独立連邦難民庇護審判院の従来の長官、従来の副長官及び従来の他の審判員が、その職務を遂行する。難民庇護裁判所の長官、副長官及び他の裁判官の任命に必要な措置並びに裁判官ではない職員の採用は、2008 年連邦官報第 I 部第 2 号の連邦憲法法律の公布の日の経過とともに、これを行うことができる。
3. 難民庇護裁判所の裁判官の任命に応募し、人物及び専門性から任命に適していると認められた独立連邦難民庇護審判院の審判員は、任命される権利を有し、第 129d 条第 3 項に規定する要件は、当該応募者については満たされるとみなされる。当該応募者の任命については、連邦政府が決定を行う。
4. 2008 年 7 月 1 日の時点で独立連邦難民庇護審判院に係属している審理は、難民庇護裁判所により継続される。行政裁判所又は憲法裁判所に係属している独立連邦難民庇護審判院の処分に対する訴訟の審理は、当該裁判所により、被告官庁を難民庇護裁判所とするという前提で継続するものとする。
5. 2007 年 11 月 28 日以降、独立連邦難民庇護審判院に係属している審理において、決定義務の違反を理由とする訴えは認められない。独立連邦難民庇護審判院による決定義務の違反を理由として既に行政裁判所に係属している審理は、2008 年 6 月

30日の経過とともに中断されたものとみなし、決定義務の違反を理由とする訴えに関する審理は、難民庇護裁判所により継続されるものとする。

(40) 連邦憲法法律（2008年連邦官報第I部第2号）の文言における第27条第2項、第92条第2項、第122条第5項、第134条第4項及び第5項並びに第147条第4項第1文及び第5項の規定は、第24立法期の開始とともに施行される。第24立法期の開始時点において既に第92条第2項、第122条第5項、第134条第4項及び第5項並びに第147条第4項第1文及び第5項の規定にいう職務を遂行している者には、当該規定は、当該時点までに施行されている文言を引き続き適用するものとする。

(41) 連邦憲法法律（2009年連邦官報第I部第31号）の文言における第28条第4項の規定は、2009年4月1日に施行される。

(42) 連邦法律（2010年連邦官報第I部第50号）の文言における第20条第2項の規定は、2010年10月1日を以て施行される。

(43) 連邦憲法法律（2010年連邦官報第I部第57号）の文言における第23c条、第23d条第2項、第3項第1文及び第2文並びに第5項第1文、第23e条から第23k条まで並びに第73条第2項の規定は、2010年8月1日に施行される。

(44) 連邦憲法法律（2010年連邦官報第I部第98号）の文言における第127a条第1項、第3項、第4項及び第7項から第9項まで、第127c条並びに第146条第1項の規定は、2011年1月1日に施行される。

(45) 連邦法律（2011年連邦官報第43号）の文言における第6条第4項、第26条第5項及び第60条第3項の規定は、2011年10月1日に施行される。従来の第60条第3項第2文の規定の失効は、1919年国家官報第209号のハプスブルクロートリンゲン家の国外追放及びその財産の接収に関する法律に影響を与えない。<sup>6</sup>

(46) 連邦法律（2011年連邦官報第I部第58号）の文言における第10条第1項第11号及び第102条第2項の規定は、2012年1月1日に施行される。新たな法的状態への移行については、次の各号に掲げる内容が適用される。

1. 介護費制度の事項を規定する州法律の規定は、この連邦憲法にいう連邦法律となる。
2. 第1号に掲げる法律に基づいて制定された命令は、連邦の命令となり、この連邦憲法の組織に関する規定に反する範囲で内容に応じて改正されたものとみなす。
3. 第1号及び第2号に掲げる法律及び命令が2012年1月1日の時点で進行中の手続

<sup>6</sup> 第45項の規定は、2011年連邦官報第I部第43号に掲載された連邦憲法の改正により追加された時点では、第46項であったが、2012年連邦官報第I部第1号に掲載された連邦憲法の改正により、第45項となった。

<sup>7</sup> 第46項の規定は、2011年連邦官報第I部第58号に掲載された連邦憲法の改正により追加された時点では、第45項であったが、2012年連邦官報第I部第1号に掲載された連邦憲法の改正により修正され、第46項となった。

<sup>8</sup> 前掲脚注7と同様、第47項の規定も、2011年連邦官報第I部第60号に掲載された連邦憲法の改正により追加された時点では、第45項であったが、2012年連邦官報第I部第1号に掲載された連邦憲法の改正により修正され、第47項となった。つまり、2012年連邦官報第I部第1号に掲載された連邦憲法の改正以前は、同時に二つの第151条第45項が存在していたことになる。

に引き続き適用されるものとする範囲は、連邦法律により規定され、当該手続の実施は、州がこれを行う。第11条に規定する事項に適用されるこの連邦憲法の規定は、その範囲で準用される。

4. 新たな法的状態への移行に関する詳細な規定は、連邦法律により置くことができる。
5. 管轄の連邦大臣は、国民議会及び連邦参議院に遅くとも2014年12月31日までに、介護費制度の事項の執行について報告する。<sup>7</sup>

(47) 連邦憲法法律(2011年連邦官報第I部第60号)の文言における第15条第10項第2文、第116a条第1項第1文、第116a条第1項第1号及び第2号、第116a条第2項、第3項及び第6項並びに第116b条の規定は、2011年10月1日に施行される。<sup>8</sup>

-----  
\* 1) 当該条約及びその施行の公布は、後の時点で行うものとする。

## 第152条

この連邦憲法の執行は、連邦政府がこれを行う。

## 第II条<sup>9</sup>

### (連邦憲法第17条について)

連邦法律の制定による独占の創出は、第I条第18号の規定により影響を受けない。

## 第III条

### (連邦憲法第10条第1項第8号について)

1929年の文言における連邦憲法第10条第1項第8号にいう営業の事項には、登山案内及びスキー案内並びに部屋の賃貸すなわち世帯の通常の一員により副業として行われる10を超えないベッドの賃貸に係る事項は、含まれない。

## 第IV条

### (連邦憲法第10条第1項第9号及び第11条第1項第6号について)

連邦法律(1954年連邦官報第183号)の文言における商業会議所法律(1946年連邦官報第182号)第1条の憲法規定は、この〔1974年連邦官報第444号の〕連邦憲法法律の文言における連邦憲法第10条第1項第9号及び第11条第1項第6号により、影響を受けない。

## 第V条

### (連邦憲法第10条第1項第11号について)

(1) 1948年6月2日の労働法及び労働者及び被雇用者の保護並びに職業代表の領域に

---

<sup>9</sup> 第II条から第V条までの規定は、「1929年の文言における連邦憲法を改正する1974年7月10日の連邦憲法法律」(1974年連邦官報第444号)のものである。第II条にいう同憲法法律第I条第18号の文言は、次のとおりである。

第17条は、次のとおりの文言とならなければならない。「立法及び執行における権限に関する第10条から第15条までの規定により私権の主体としての連邦及び州の地位は、まったく影響を受けない。」

おける連邦の権限に関する連邦憲法法律（連邦官報第 139 号）第 1 条第 1 項及び第 2 項において確定された、そこで挙げられた被雇用者の職業上の代表の事項に関する立法及び執行における連邦の権限は、影響を受けない。

(2) 「農林業の領域を除く労働者及び被雇用者の会議所」の権限の対象は、労働会議所法律（1954 年連邦官報第 105 号）第 5 条第 1 項 d 号及び e 号の憲法規定において掲げられた被雇用者であって、当該連邦法律第 5 条第 2 項 a 号の憲法規定において掲げられた被雇用者を除いた者をも含むものとする。

帝国議会に議席を有する王国及び州のための国民の一般的権利に関する  
1867年12月21日の国家基本法  
Staatsgrundgesetz vom 21. Dezember 1867, über die allgemeinen Rechte der Staatsbürger  
für die im Reichsrath vertretenen Königreiche und Länder

**前文／公布条項**

朕は、帝国議会の両議院の同意を得て、次のとおり、次に掲げる国民の一般的権利に関する国家基本法を制定し、これを命じる。

**第1条**

(注：連邦法の構成部分とはならない。連邦憲法第149条第1項とともに第6条を参照。)<sup>1</sup>

**第2条**

全ての国民は、法の前に平等である。

**第3条**

全ての公職には、全ての国民が等しく就任することができる。

外国人については、公職への就任は、オーストリアの公民権の取得によるものとする。

**第4条**

国家領域の内部における人及び物資の通行の自由は、いかなる制限にも服さない。

(注：第2項は、連邦法の構成部分とはならない。連邦憲法第149条第1項とともに第117条第2項の規定を参照。)<sup>2</sup>

国外への移民の自由は、国家により、兵役の義務によってのみ制限される。

出国料は、相互性の原則を適用してのみ徴収することができる。

**第5条**

所有権は、侵害してはならない。所有者の意思に反する収用は、法律が規定する場合及び方法によってのみ行うことができる。

**第6条**

全ての国民は、国家領域のあらゆる場所に滞在及び居住し、あらゆる種類の不動産を取得し、これを自由に使用し、並びに法律の定める条件の下であらゆる種類の営業を行うことができる。

死者について、不動産を取得し及びこれを利用する権利を制限することは、法律に基づき公共の福祉を根拠に許される。

---

<sup>1</sup> 第1条の規定は、次のとおりである。

帝国議会に議席を有する王国及び州の国民は、一般的なオーストリアの公民権を有する。

オーストリアの公民権の取得、行使及び喪失の条件については、法律が規定する。

<sup>2</sup> 第4条第2項の規定は、次のとおりである。

一の自治体に居住し、その自治体において固定資産税、取得税又は所得税を納めている全ての国民には、自治体住民と同様の条件の下で、自治体の代表の選挙権及び被選挙権が認められる。

## 第7条

全ての臣従団体及び隷属団体は、永久に廃止される。不動産の分割された所有権を権原とする全ての債務又は給付は、これを解除することができ、将来、いかなる不動産も同種の解除できない給付による負担を含むものであってはならない。

## 第9条

住居不可侵権は、侵害することができない。

これにより、現存の住居不可侵権の保護のための法律（1862年10月27日帝国官報第88号）は、この国家基本法律の構成部分であると宣言される。

## 第10条

信書の秘密は侵害されてはならず、信書の差押えは、法律による逮捕又は家宅搜索の場合を除いては、戦争の場合又は現行の法律に適合した裁判官の命令に基づいてのみ行うことができる。

## 第10a条

通信の秘密は、侵害されてはならない。

前項の規定の例外は、現行の法律に適合した裁判官の命令に基づいてのみ認められる。

## 第11条

請願権は、全ての者が有する。

連名の請願は、法律により承認された団体又は結社によってのみ行うことができる。

## 第12条

オーストリア国民は、集会し、結社を結成する権利を有する。当該権利の行使については、特別の法律により定められる。

## 第13条

全ての者は、言葉、文書、印刷又は絵画表現によりその意見を法律の制限内で自由に表明する権利を有する。

出版は、検閲の下に置かれてはならず、許可制度により制限されてはならない。行政上の郵便の禁止は、国内の印刷物については適用しない。

## 第14条

信教及び良心の完全な自由は、全ての者に保障される。

市民的及び政治的権利の享受は、宗教上の信仰に依拠しないが、宗教上の信仰により国民の義務を行わないことは許されない。

何人も、法律により認められた他人の権力に服従しない限り、教会の活動又は教会の行事への参加を強制されない。

## 第15条

全ての法律上認められた教会及び宗教団体は、共同して公開の場で宗教活動を行う権利を有し、内部の事項を独立して整理し、管理し、儀式、布教、慈善を目的とする一定の施設、財団及び基金を所有及び享受するが、全ての団体と同様に一般的な国家の法律に従うものとする。

## 第16条

法律上認められていない宗教上の信仰を有する者は、当該信仰が法及び道徳に反するものでない限り、自宅内で宗教活動を行うことができる。

#### 第 17 条

学問及びその教授は、自由である。

授業及び教育のための施設を設置し、当該授業を行うことは、その能力を法律により定められた方法で証明した全ての国民の権利である。

自宅内での授業は、当該制限を受けない。

学校における宗教の授業については、該当する教会又は宗教団体により行われるものとする。

国家は、全ての授業及び教育制度に関して最上級の指導及び監督を行う権利を有する。

#### 第 17a 条

芸術的創作、芸術の伝達及びその教育は、自由である。

#### 第 18 条

何人も、自由に職業を選択し、自らが望む方法と場所により自らのために養成を受けることができる。

#### 次の規定に関する注意

効力に疑問あり。連邦憲法第 8 条とともにサン・ジェルマン条約第 66 条、第 67 条、第 68 条を参照<sup>3</sup>。

---

<sup>3</sup> サン・ジェルマン条約(1919年9月10日締結。1920年国家官報303号)第66条から第68条までの規定は、次のとおりである。

#### 第 66 条

全てのオーストリア国民は、民族、言語、宗教の相違に関係なく法の前に平等であり、同等の市民的権利及び政治的権利を享受する。

宗教、信仰、信条における相違は、いかなるオーストリア国民にとっても、市民的権利及び政治的権利を享受する際、すなわち公的な地位、職位及び特権を認める際又は職業活動及び営業活動の際に不利となるものではない。

いかなるオーストリア国民も、私的な取引若しくは業務上の取引、宗教、報道若しくは何らかの発表又は公的な集会において何らかの言語の自由な使用に制限を受けることはない。

オーストリア政府による国語の導入にかかわらず、ドイツ語を使用しないオーストリア国民は、裁判所において口頭又は文書において自らの言語を使用する際に適切な支援を与えられるものとする。

#### 第 67 条

民族、宗教、言語における少数者に属するオーストリア国民は、法律上及び事実上、他のオーストリア国民と同等の取扱い及び保障を享受し、特に自らの費用により、自らが好む言語を使用し、信仰を自由に行うことが許される福祉施設、宗教又は社会施設並びに学校及び他の教育施設を設置、管理及び監督する同等の権利を有する。

#### 第 68 条

ドイツ語以外の言語を話す国民が比較的多く居住する市及び郡においては、公的な授業制度に関する事柄については、国民学校において当該オーストリア国民の子女がその独自の言語で授業を受けることを確保するために、オーストリア政府が適切な支援を保障するものとする。この規定は、オーストリア政府が上記の学校においてドイツ語の授業を必修とすることを妨げるものではない。

民族、宗教、言語における少数者に属するオーストリア国民が比較的多く居住する市及び郡においては、当該少数者に対して、例えば教育、宗教又は福祉を目的として国の予算、自治体の予算又は他の予算における公的資金から支出された全金額のうち適切な割合を利用し及び使用することが保障される。

**第 19 条**

国家の全ての民族は、平等な権利を有し、それぞれの民族が国籍及び言語の保持及び保護に対する不可侵の権利を有する。

学校、公職及び公的生活において、その国に伝統的な全ての言語が平等の権利を有することは、国家により承認される。

複数の民族が居住する国において、国の第二の言語を学習するよう強制されることなく、当該民族の各々がその言語における教育のために必要な手段を享受するように公的教育施設が設置されるものとする。

**第 20 条**

(注：連邦憲法第 149 条第 2 項により削除)



「基本情報シリーズ」

既刊

①外国の付加価値税（2008年版）	2008年10月
②主要国の各種法定年齢	2008年12月
③わが国が未批准の国際条約一覧	2009年3月
④諸外国の上院の選挙制度・任命制度	2009年12月
⑤主要国の議会制度	2010年3月
⑥諸外国と中国	2010年9月
⑦各国憲法集(1)スウェーデン憲法	2012年1月
⑧各国憲法集(2)アイルランド憲法	2012年3月

調査資料 2011-1-c

基本情報シリーズ⑨

**各国憲法集(3) オーストリア憲法**

平成 24 年 3 月 30 日発行

ISBN 978-4-87582-725-2

国立国会図書館調査及び立法考査局

〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1

電話 03(3581)2331

bureau@ndl.go.jp

\*本書は、下記に掲載の PDF ファイルでもご覧いただけます。

・「調査の窓」の「刊行物」のページ

・国立国会図書館ホームページ< <http://www.ndl.go.jp/> >

トップ>国会サービス関連情報「立法調査資料」>調査資料>平成 24 年刊行分

# Constitutions of the World (3)

## Austria

Research and Legislative Reference Bureau

National Diet Library

Tokyo 100-8924, Japan

E-mail : [bureau@ndl.go.jp](mailto:bureau@ndl.go.jp)

Research  
Materials  
2011-1-c

ISBN 978-4-87582-725-2  
\*紙へリサイクル可